

令和8年1月22日 パブリックコメント掲出版

津島市有形文化財

氷室作太夫家住居保存活用計画

津 島 市



巻頭写真 01 母屋 外観正面



巻頭写真 02 長屋 外観正面



巻頭写真 03 門及び門塀



巻頭写真 04 母屋 式台



巻頭写真 05 母屋 内観 内土間より大座敷・玄関客間を望む



巻頭写真 06 母屋 内観 西縁より中庭を望む

例 言

1. 本計画は、津島市が令和6～7年度に「津島市有形文化財 氷室作太夫家住居」を将来に向けてより魅力ある文化財にするため保存・活用に関する方針を定めたものである。これに従って計画的に保存整備と管理や公開活用を実施することを目的とする。
2. 本計画の策定にあたっては、氷室作太夫住居保存活用計画策定協議会を組織し、学識経験者等の指導を受けた。
3. 本計画書の執筆・編集は、津島市教育委員会社会教育課（生涯学習・文化振興グループ）が行った。また、株式会社継承社へ「氷室作太夫家住居保存活用計画策定業務」を委託して、とりまとめにあたった。
4. 本計画は、文化庁の定める「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」（平成11年3月、文化庁文化財保護部）に基づき作成し、必要に応じて計画の標準構成に挙げられた項目の追記及び削除を行っている。
5. 今後、保存整備工事に伴う調査や史資料研究等により新たな知見が得られることが予想される。その成果を保存整備工事や管理や公開活用へ反映していく。

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の作成	1
(1) 計画作成年月	1
(2) 計画作成者	1
(3) 計画策定の経緯	1
2 文化財の名称等	2
(1) 文化財（建造物）の名称	2
(2) 建造物の構造及び形式	2
(3) 所有者等の氏名及び住所	2
(4) 文化財指定の経緯と指定時の評価	3
(5) 指定範囲	8
3 文化財の概要	10
(1) 立地環境	10
(2) 創立沿革	15
(3) 施設の性格	16
ア 母屋	16
イ 長屋	24
ウ 門	25
(4) 主な改造時期とその内容	26
(5) 文化財の価値	27
4 文化財保護の経緯	28
5 保護の現状と課題	31
(1) 保存の現状と課題	31
(2) 活用の現状と課題	31
6 計画の概要	33
(1) 計画区域	33
(2) 計画の目的	33
(3) 基本方針	34
(4) 計画の概要	34
(5) 計画期間	35

第2章 保存管理計画	36
1 保存管理の現状	36
(1) 保存状況	36
ア 母屋	36
1) 基礎	36
2) 屋根・小屋組	38
3) 軸部	38
4) 外壁等	41
5) 内部造作等	42
イ 門・長屋・付門塀	43
ウ 中庭	46
エ 庭園構成要素の庭門・庭塀	47
(2) 管理状況	48
2 保護の方針	48
(1) 部分の設定と保護の方針	48
ア 保存部分	48
イ 保全部分	48
ウ その他部分	48
(2) 部位の設定と保護の方針	50
ア 部位の設定	50
イ 部位設定の留意事項	51
3 管理計画	51
(1) 管理体制	51
(2) 管理方法	52
ア 保存環境の管理	52
イ 建造物の維持管理	52
ウ 中庭の維持管理	53
エ その他	53
4 修理計画	53
(1) 当面必要な維持修理の措置	53
(2) 今後の保存修理計画	53
第3章 環境保全計画	56
1 環境保全の現状と課題	56
2 環境保全の基本方針	56

3	区域の区分と保全方針	56
(1)	区域の区分	56
ア	保存区域	56
イ	保全区域	56
ウ	整備区域	56
(2)	各区域の保全方針	58
ア	保存区域	58
イ	保全区域	58
ウ	整備区域	58
4	建造物の区分と保護の方針	59
(1)	建造物の区分	59
ア	保存建造物	59
イ	保全建造物	59
ウ	整備建造物	59
(2)	建造物保護の方針	60
ア	保存建造物	60
イ	保全建造物	60
ウ	整備建造物	60
5	防災上の課題と対策	61
(1)	防災上の課題	61
ア	当該地域における地方公共団体の治水計画	61
イ	地震・津波浸水	61
ウ	洪水・土砂災害等のおそれ	63
エ	危険木等の有無	65
(2)	当面の改善措置と今後の対処方針	65
ア	当面の改善措置	65
イ	今後の対処方針	66
(3)	環境保全施設整備計画	66
(4)	周辺樹木の管理	66
第4章	防災計画	67
1	防火・防犯対策	67
(1)	火災時の安全性に係る課題	67
(2)	防火管理計画	67
(3)	防犯計画	70
(4)	防災設備(防火・防犯設備)計画	70

2	耐震対策	71
(1)	耐震診断	71
ア	耐震診断結果	71
イ	改善措置の検討	72
ウ	今後の対処方針	73
(2)	地震時への備え	74
(3)	日常留意事項	75
(4)	使用方法の留意事項	76
(5)	環境の整備	76
(6)	地震時の対処方針	76
3	耐風対策	77
(1)	被害の想定	77
(2)	今後の対処方針	77
4	水害対策	77
5	その他の災害対策	77
第5章	公開活用計画	78
1	公開その他活用の基本方針	78
(1)	計画条件の整理	78
(2)	公開活用の方針	79
2	公開活用の方法と区域	79
(1)	公開活用方法	79
(2)	公開活用を使用する区域と動線	79
3	公開計画	79
(1)	公開区域、管理・運営区域の区分	79
(2)	公開時間	80
(3)	公開の方法と順路	82
(4)	特別公開の実施	82
(5)	解説、入館者用パンフレット等の整備及び情報発信の強化	82
4	整備計画	85
(1)	公開・活用に向けた施設等の整備	85
ア	敷地内及び建造物の整備	85

イ 今後検討すべき施設・設備	85
(2) 外構及び周辺整備計画	85
ア 外構の整備計画	85
イ 周辺整備計画	86
(3) バリアフリー対策	86
5 管理・運営計画	86
(1) 管理について	86
(2) 運営について	86
(3) 非常時の対応	86
第6章 保護に関する諸手続	88
1 概要	88
2 滅失・毀損等の届出	88
3 修理の届出等	88
4 現状を変更しようとする場合の手続	88
5 その他の手続	89
(1) 所有者・管理者	89
(2) 保存活用計画	89
部分・部位の設定票	B-1

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月

令和8年3月

(2) 計画作成者

津島市

(3) 計画策定の経緯

本保存活用計画策定のため、氷室作太夫住居保存活用計画策定協議会要綱（令和6年9月1日）を制定し、「氷室作太夫住居保存活用計画策定協議会」（以下「策定協議会」という。）を組織した。

策定委員会は、令和6年（2024）10月から令和8年（2026）3月の間に7回開催した。

【委員】

委員長	溝口 正人	（愛知淑徳大学教授、名古屋市立大学名誉教授 津島市文化財保護審議会委員）
副委員長	西澤 泰彦	（名古屋大学大学院環境学研究科 教授）
委員	古池 嘉和	（名古屋学院大学現代社会学部 教授）
	小早川 道子	（中京大学文学部歴史文化学科 准教授）
	鬼頭 慈都	（同朋大学仏教文化研究所 客員研究員）
	橋本 建夫	（津島ガイドボランティア）
	星野 広美	（氷室作太夫家住居の保存活用を進める会）

【委員会の開催経過】

第1回	令和6年（2024）10月16日（水）	津島市役所
第2回	令和7年（2025）1月11日（木）	氷室作太夫家住居
第3回	令和7年（2025）7月1日（火）	津島市役所
第4回	令和7年（2025）8月21日（木）	津島市役所
第5回	令和7年（2025）9月26日（金）	津島市役所
第6回	令和7年（2025）12月2日（火）	津島市役所
第7回	令和8年（2026）3月 日（ ）	

【事務局・関係部局】

策定委員会に係る事務は、津島市教育委員会社会教育課（生涯学習・文化振興グループ）が行った。

社会教育課

横井 さつき（課長）

村松 勇治（補佐）

矢入 彩 (生涯学習・文化振興グループ)
佐藤 路子 (生涯学習・文化振興グループ) 令和7年3月まで

【計画作成業務受託者】

株式会社 継承社 (三重県津市大谷町 208 番地 35)
小長谷 知弘 (代表取締役)
野村 俊也 (名古屋事務所長)
齋藤 愛子
嶋村 明彦

2 文化財の名称等

(1) 文化財(建造物)の名称

ア 名称及び員数

名 称 : 氷室作太夫家住居 (ひむろさくだゆうけじゅうきょ)

員 数 : 3 棟 中庭 277 m²

イ 所在地

愛知県津島市片町 2 丁目 7 番地・8 番地

ウ 指定の区分及び指定年月日

指定区分 : 津島市指定有形文化財 (建造物)

指定年月日 : 平成 2 年 (1990) 3 月 31 日

エ 指定書番号

第 97 号

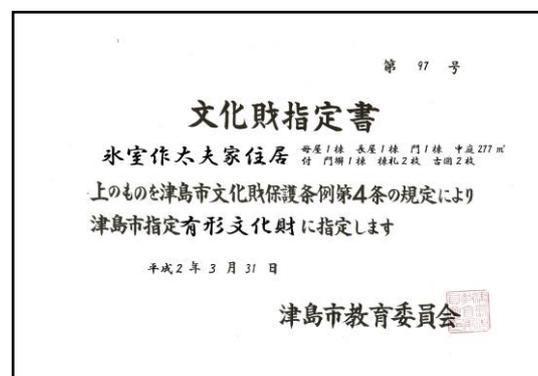


図 1-1 「指定書」

(2) 建造物の構造及び形式

母 屋 1 棟 木造二階建 切妻造棧瓦葺
床面積 228.09 m² 嘉永 2 年 (1849)

長 屋 1 棟 木造平屋建 切妻造棧瓦葺
床面積 80.99 m²

門 1 棟 木造、切妻造棧瓦葺 薬医門

中 庭 277 m²

付 門 塀 1 棟

棟 札 2 枚

古 図 2 枚

※ 以下、本計画における建物名称は、指定時による。

(3) 所有者等の氏名及び住所

所有者 名 称 : 津島市

住 所 : 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地

(4) 文化財指定の経緯と指定時の評価

指定に至る経緯を、津島市教育委員会が保管する公文書から整理すると下記のとおりである。

氷室作太夫家住居は、昭和 63 年（1988）6 月、9 代目氷室作太夫の次男である氷室捷爾氏【明治 38 年（1905）～昭和 63 年】から津島市に寄附の申し出があり、平成元年（1989）3 月、津島市に建物と土地が寄附された。

寄附を受けた津島市は、平成元年 7 月、尾鍋昭彦氏（愛知県立愛知工業高校教諭（当時））に建造物の調査を依頼した。平面図、立断面図など 6 図面とともに、「津島社家 氷室作太夫家住宅 調査報告」が提出された。調査結果報告のうち建造物の概要や評価については調査に参加した小寺武久氏（名古屋大学工学部教授（当時））が担当した。

平成元年 10 月 12 日、「旧氷室家住宅」3 棟（母屋・長屋・門）を文化財として指定を受けたいとして、所有者である「津島市長 山田克己」から「津島市教育委員会」に、「津島市文化財指定調書」が提出された。調書には、平成元年に行われた調査の小寺武久氏による調査結果報告が予備調査所見として添付されている。

調書の提出を受けて津島市文化財専門委員会において調査、及び審査が行われた。調査は、津島市文化財専門委員 伊藤晃雄氏が行い平成 2 年 2 月 28 日付で「調査書」が作成され、これに基づき 3 棟（母屋・長屋・門）及び中庭（277 m²）を、門塀 1 棟・棟札 2 枚・古図 2 枚を付して津島市指定有形文化財に指定することが適当とする内容の、文化財専門委員 9 名が記名押印した「文化財指定審査意見書」が同日付で作成され、津島市文化財専門委員会 委員長 堀田英一郎から津島市教育委員会 委員長 杉山秀雄に平成 2 年 3 月 1 日に提出された。

教育委員会社会教育課は、同日付で「文化財の指定について（伺）」を起案、翌 2 日に決裁され、3 月定例教育委員会に議案を提案し議決されたのち、平成 2 年 3 月 31 日に津島市指定有形文化財に指定した。指定に至る経緯の中で作成された所見、調査書等を時系列で掲載する。

なお、指定後に行われた調査等については、4 文化財保護の経緯にまとめた。

※掲載文は文書ごとに□で囲った。掲載にあたり原文の誤字を修正している。

○「津島社家 氷室作太夫家住宅 予備的調査所見」(小寺武久)

津島社家 氷室作太夫家住宅 予備的調査所見

屋敷構え

氷室家は道に面して小規模な薬医門を構え、その左手(北側)に長屋が設けられている。門を入ると樹木の多い前庭の奥に、式台と大戸口を備えた主屋が建っている。

このような形式は、村役人などの上層農家あるいは武家の屋敷に見られるもので、とくに薬医門は武家特有のものである。しかし、この氷室家の薬医門がいつ建てられたものが明確ではなく、また武家屋敷の門を移したという伝承もあり、なお調査が必要であろう。

社家特有の屋敷構えについては、現在は氷室家以外に遺構はなく、必ずしも断定することはできないが、門の形式は別として、氷室家はおそらくその典型的な例を示すものと考えられる。なお、他の社家屋敷の遺跡や文献等による調査が望まれる。

平面形式

基本的には大規模な農家(とくに庄屋など村役人)と同様な形式であり、下手(南側)に広い土間をもち、上手に部屋が並ぶが、梁行きが大きく、奥へ3部屋とられて、整形6間取りとなっている。

正面中央に式台が付き、その奥の「玄関客間」と「大座敷」が広い接客空間を作している。「大座敷」は「太々講座敷」とも呼ばれ、12畳の広さがあり、床の間が付くが、これらが社家の特徴とも思われる。これについては、この地域の農家とくに上層農家との比較検討が必要であろう。

上手の部屋一列の上に低い二階部屋が設けられているが、後の改造部分が多く、当初の形態は明瞭ではなく、さらに精査が必要である。

構造

背後に部屋を増築したほかは、一般に改造部分は少なく、当初の形態がよく保たれているといえる。しかし主として土間まわりに補強のための斜材が入れられており、おそらく明治24年の濃尾震災の直後になされたものと思われる。それ以外は、材の保存状態もよく、不動沈下等もみられない。

部屋の背面部分は、背後に部屋を増築した際、かなり改変されているが、復原は可能であろう。二階の祭祀室やその前の数寄屋があった部屋は、建造当初の形とは思われないが、かなり早い時期の改造と思われる。なお精査が必要である。そのほか部屋の天井、床、間仕切りなどにも改造が認められるが、いずれも軽微なものであり、復原は比較的容易であろう。

建築年代

中央部分の棟木の下端に棟札が2枚打たれてあり、そのうちの一枚に「巳嘉永弍年 西十月吉日 当主氷室作太夫 神領番匠坪内勝蔵造」と記されており、遺構からみても嘉永2年(1849)とみてよさそうである。ただしこの棟札は比較的小さく、記載も簡単であるのでやや疑問なしとしない。これも他の棟札の例や、文献的資料とともに検討する必要がある。

門と長屋

門は武家屋敷の門を移築したという伝承があるが、その形式からみてありうることであろう。今後の調査が望まれる。

門につながる長屋は、道に面して入り口を設けたり、背後に庇による増築を行うなど、かなりの改造がなされているが、当初は道に面して窓だけが開き、外壁は塗籠の白漆喰壁であった。建造年代は不明だが、明治初年はくだらないものと思われる。屋敷前面の歴史的景観を作るものとして重要な建物といえる。

以上のように氷室家住宅は、屋敷構えにおいてもまた建築遺構も江戸末期の形態をよくとどめており、保存状況も良好である。建築的な質も高く、太い柱や指物、梁組などは、構造を固めるとともに、力強く美しい表現を持っている。建造年代もほぼ確実に確かめることができる。

また、津島神社の社家建築としては、おそらく唯一の遺構であり、歴史的にも貴重なものといえよう。文書もかなり遺されており、建築に関しても、遺構の精査と文書の調査を行うことによって、さらに詳しく解明することが期待できる。さらに社家としての特徴や、その活動の状況なども明らかになる可能性も強い。津島市にとっては、きわめて貴重な文化財であり、修理・整備して保存し、活用してゆくべきであろう。 (小寺武久)

調 査 書

1. 調査物件 母屋（1階 228 m² 2階 81 m²）
長屋 45 m²
門（薬医門） 塀（土塀外体部トタン覆）
中庭 277.04 m²

2. 調査員 伊藤晃雄

3. 調査内容及び意見

(あ) 氷室作太夫家の家系

氷室家は津島神社の旧社家で、神楽方氷室光太夫紀長常の次男長興が萬治年間に分家したのに始まり、津島神社社家制度による「庶子祢宜」として幕末まで累代奉仕した。

(い) 御師としての作太夫家

津島神社は古くから御師（おし）制度があり、旧社家はいずれも御師としての太夫名を称した。当氷室家は「作太夫」を名乗り、主に現在の静岡県周知郡を初め各地に檀那を持った。明治4年5月太政官布告により神職世襲廃止と、同年12月神祇布達を以って、神社参拝者以外は神札の頒布を禁じられたので、明治11年残存の旧社家は「津島神社付属太々講社」を興し、旧社家は講社の「結社係」に任じ、旧来の檀那は講員として今年に至っている。しかし作太夫家は去る昭和9年結社係を辞退した。」

(う) 建築物

作太夫家の住宅の詳細については、既に小寺武久氏の予備調査により明らかであるが、主屋の棟に打ち付けられた棟札が2枚発見され、また遺された文書の中に2枚の平面図があり、共に建築年代が推定されるものである。

棟札1 ※図省略

棟札2 ※図省略

平面図1 安政五戊午二月改 下書屋鋪図

” 2 安政五戊午二月改之 氷室作太夫屋鋪図

意見

津島神社の旧社家は幕末には30余を数えたが、維新後100年を経た今日、大半は当地を離散し、残存の社家宅は移転、改築などで、社家の旧態を遺すものは当家を措置しては他には無い点が貴重であると言える。斯うした上から本市指定物件として可と認められる。

附属

棟札 2枚

作太夫家々鋪平面図 2葉

○指定時の説明文

氷室作太夫家住居

1、名称 氷室作太夫家住居

2、員数 ・母屋 1棟
・長屋 1棟
・門 1棟
・中庭 277㎡
付 門塀 1棟
棟札 2枚
古図 2枚

3、指定年月日 平成2年3月31日

4、所在の場所 津島市片町2丁目8番地

5、所有者の氏名及び住所 津島市立込町2丁目21番地 津島市

6、構造及び形式並びに高さその他大きさ

母屋 木造瓦葺2階建（1階 277㎡ 2階 81㎡）
長屋 木造瓦葺平屋建 45㎡
中庭 277㎡

7、建築の年代または時代 江戸末期

8、創建及び沿革

氷室家は、氷室作太夫を名乗って、江戸時代初期から津島神社の社家（神職）を代々努め、津島神社を信仰する講の人達を受け入れ宿泊の世話もした家で、氷室さんの父親が9代目作太夫（15年没※1）。昭和初期まで講社の世話を続けていた。神職は、9代目で終わった。

9、文化財指定意見

津島神社の社家は、江戸期には、30数家あったといわれるが、社家造りの家は、立て替えなどで姿を変え、社家の旧態を残すものは、当家を除いては、他に無い点から貴重であり、市の文化財の指定に値すると認められた。

10、棟札、墨書その他参考 棟札2枚

※1 昭和15年

(5) 指定範囲

指定範囲は、平成元年に作成された「氷室家 配置図及び1階平面図」に記されている。

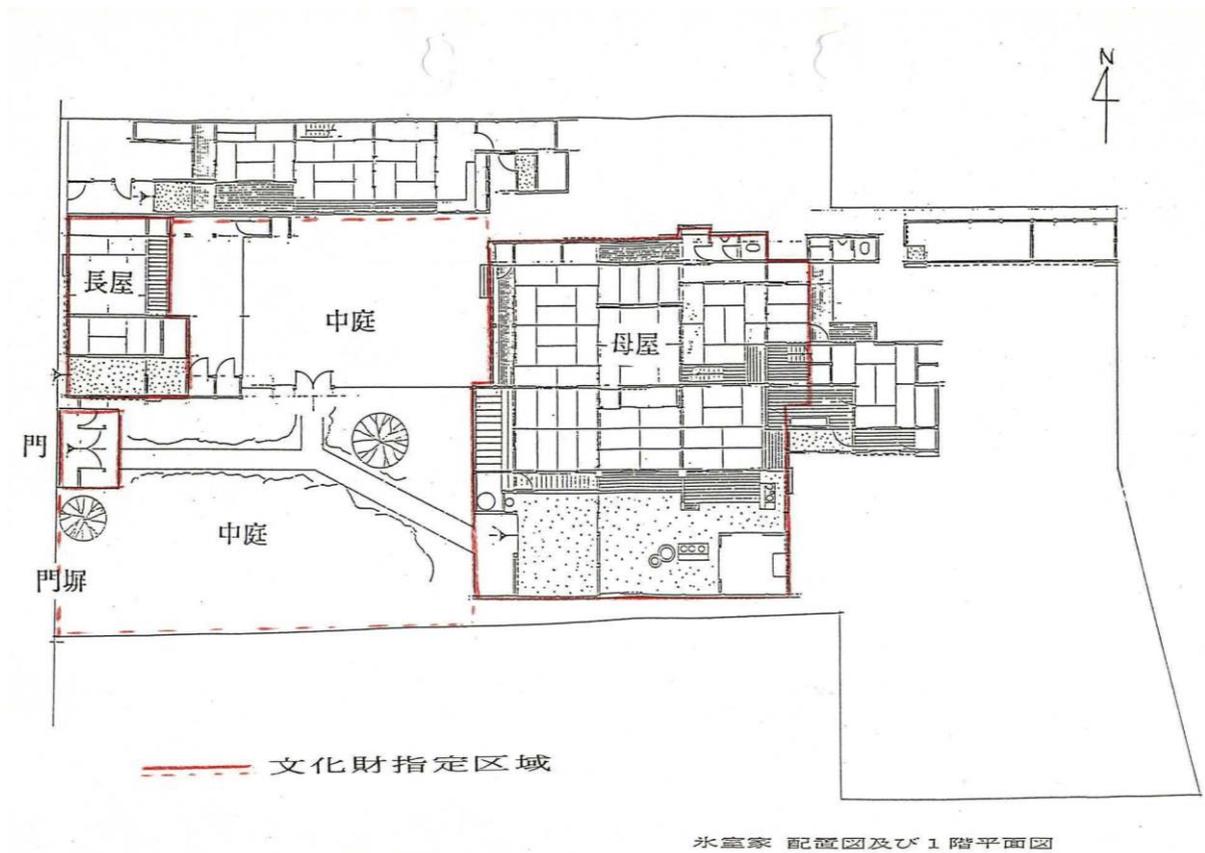


図1-2 「氷室家 配置図及び1階平面図」 赤線内が文化財指定範囲

※図中の赤線で囲まれた範囲に、指定された建造物が含まれている。



※本図以降の全ての挿図配置平面は、平成4年度調査の手書き配置図をトレースし、建物平面は令和4年度調査のCAD図面に替え、さらに、今回調査で目視確認できる庭園・外構内の樹木他構成要素の一部を追記している。本図上の中庭は約315㎡で指定内容と異なるが、今後の境界確定と敷地測量により指定内容の見直しをはかるものとする。

図1-3 文化財指定範囲 及び建造物名称

3 文化財の概要

(1) 立地環境

津島市は愛知県の西部、名古屋市の西方約 16km に位置している。市域の西半分を愛西市、東半分の大部分をあま市と接しているほか、市の南部で海部郡蟹江町と接している。市の大きさは東西 7.30 キロメートル、南北 7.25 キロメートル、面積は 25.09 平方キロメートルで、人口は 59,566 人（令和 7 年（2025）1 月 1 日現在）である。

津島市は木曾川、長良川、揖斐川の三川の左岸域（東）で、これら三川によって堆積された沖積層からなる濃尾平野の西南部にあたる。日光川及び旧佐屋川、旧天王川などの河岸に形成された自然堤防を除けば市域のほとんどは起伏のない平地で、市域の大部分は海拔はゼロメートル以下となっている。

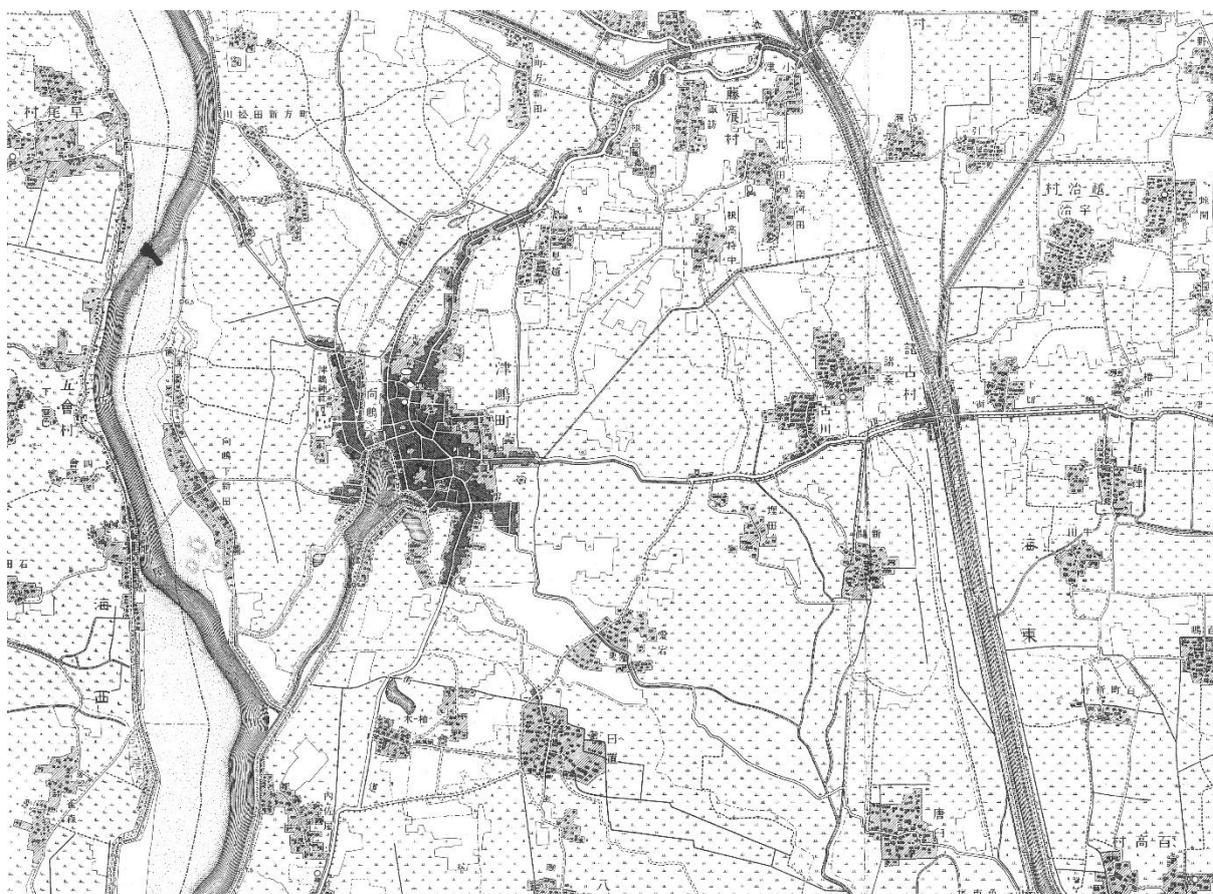


図 1-4 地形図（明治 31 年）

（国土地理院「2万正式図（津嶋町）」明治 31 年（1898）5 月 30 日発行）の部分

濃尾平野の西南部は全体が低湿地で、河川が複雑な流路を形成しており、津島付近から天王川を通じて伊勢や桑名にまでつながっていたので、天王川沿いには陸と川とをつなぐ交通の要衝として舟運が発達し津島湊が栄えた。戦国時代の連歌師・宗長の『宗長手記』（大永 6 年（1526））には、津島には家並みが展開し、天王社の立地する向島へは橋が架けられ、橋の下に多くの船が停泊する様子が記されている。陸路は主に自然堤防上を通り、江戸時代の巡見街道も津嶋牛頭天王社（津島神社）付近を通っていた。

津島は湊町として栄えるとともに、津嶋牛頭天王社（津島神社）の門前町としても発展し

た。津嶋牛頭天王社（津島神社）への信仰が東海・北陸から関東・東北にまで広まったこともあって多くの参拝者を集め、「津島五ヶ村」（米之座・堤下・今市場・筏場・下構）を中心に町並みが形成された。なお、この「津島五ヶ村」は尾張津島天王祭のときに車楽舟を出す地区である。

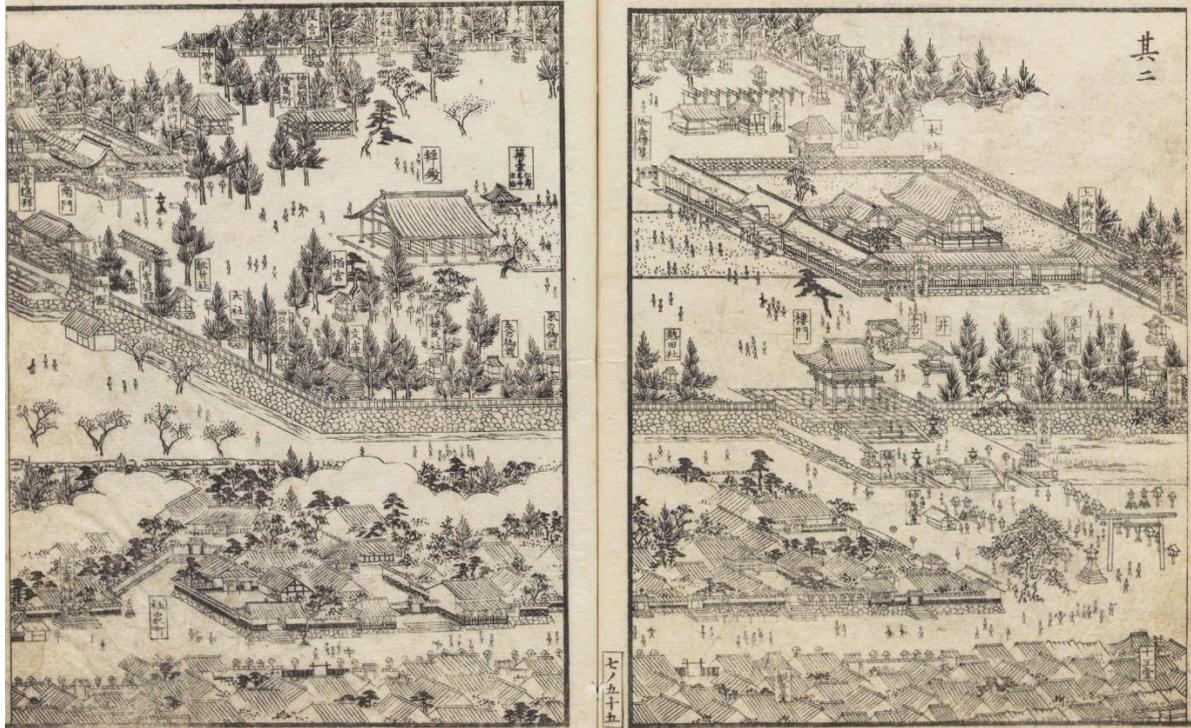


図1-5 津嶋牛頭天王社（『尾張名所図会 前編7巻』）



図1-6 社家町團扇出店（『尾張名所図会 前編7巻』）

木曾三川ではたびたび大洪水が発生していたため、徳川家康は慶長 13 年(1608)～14 年(1609)にかけて木曾川の尾張側川岸に御囲堤を築堤させた。これにより、天王川の流量が低下して川床が上昇したため、天明 5 年(1785)には津嶋牛頭天王社(津島神社)と町をつなぐ天王橋付近を堤防にして天王川をせき止めた。しかし、堤防の南側には佐屋川からの水が流入し、大きな入り江(現在の天王川公園・車河戸)となったことで、引き続き湊として機能した。

明治 20 年(1887)より、明治政府による木曾川分流工事が開始された。明治 34 年(1901)に佐屋川と天王川の合流地点の締切り工事が完了したことによって津島湊は封鎖され、湊としての役目を終えた。

一方で鉄道の敷設が進み、明治 31 年(1898) 4 月に尾西鉄道が津島駅と関西鉄道の弥富駅との間で営業を開始した(現在の名古屋鉄道尾西線)。その後、津島～森上、森上～萩原に続き、明治 33 年(1900) 1 月に萩原～一ノ宮(現在の名鉄一宮)間が開通し、弥富～津島～一ノ宮(25.51km)が開通した。名古屋鉄道津島線は、名古屋鉄道の前身である名古屋電気鉄道が、大正 3 年(1914) 1 月に枇杷島橋駅(現在の枇杷島分岐点)と津島の間で開通させ、津島には尾西鉄道の津島駅の隣に新津島駅が設けられた。尾西鉄道の事業は、大正 14 年(1925)に名古屋電気鉄道に譲渡され、現在の名古屋鉄道に至っている。尾西線の津島駅と津島線の新津島駅は昭和 7 年(1932)に統合された。



図 1-7 航空写真(昭和 21 年(1946) 6 月 7 日 米軍撮影) 国土地理院

「氷室作太夫家住居」の近隣に所在する文化財

津島神社には、「津島神社本殿」・「津島神社楼門」の2棟の建造物のほか、「太刀 銘 真守」「剣 銘 長光」が重要文化財に指定されているほか、「津島神社南門」・「津島神社 釣殿・祭文殿・廻廊・拝殿・蕃塀・撰社弥五郎殿社本殿及び拝殿・居森社本殿・荒御魂社本殿・八柱社本殿」11棟の建造物が県指定文化財に指定されているなど、多くの県指定文化財、市指定文化財がある。

また、津島神社の祭礼である尾張津島天王祭で行われる「尾張津島天王祭の車楽舟行事」が重要無形民俗文化財に指定され、祭りに出される6輛の車楽は愛知県指定有形民俗文化財に指定されている。「尾張津島天王祭の車楽舟行事」は、「山・鉦・屋台行事」37件のひとつとして、平成28年（2016）にユネスコ無形文化遺産に登録されている。

津島神社近くの南門前町に所在する「旧堀田家住宅」4棟が古図9枚を付けて重要文化財に指定されている。堀田家は津島神社の神官の流れをくむ旧家で、雑貨業、質業、酒造業等を営む商家である。主屋は桁行七間半、梁間七間、切妻造、平入で、居室部は明和2年（1765）、座敷部は明和7年（1770）の建築である。

本町に所在する「渡邊家住宅」1棟は棟札1枚、古図1枚を付けて市有形文化財（建造物）に指定されている。文化6年（1809年）、棟梁杵田和吉による建築である。

社家が集住した称宜町の「旧堀田廣之家住宅」では主屋・門・蔵・煉瓦塀・板塀の3棟・2基が登録有形文化財（建造物）として登録されている。重要文化財に指定されている堀田家の分家にあたり、敷地も堀田家に隣接している。建造物は明治末～大正初年の建築である。

本町筋の「旧津島信用金庫本店」は昭和4年（1929）に名古屋銀行津島支店として建築された鉄筋コンクリート造2階建の銀行建築で、登録有形文化財（建造物）として登録されている。1920年から30年代の地方都市の典型的な銀行建築で、鉄筋コンクリート造建造物の地方都市への普及を物語っている。

池麩町の「寶泉寺書院（旧服部家住宅書院）」は、木造平屋建、入母屋造、棧瓦葺で、座敷、次の間、茶室、控の間、水屋からなる数奇屋風建築である。昭和5年（1930）に津島町（現津島市）の服部秀助家から移築されたもので、登録有形文化財（建造物）に登録されている。

町並みとしては、昭和60年（1985）に財団法人観光資源保護財団による調査が行われ、『尾張・津島の町家と町並み』にて町並みの現状が報告されるとともに、平成18年（2006年）『愛知県史 別篇 文化財1 建造物・史跡』第2節 各論において伝統的な町並みとして取り上げられており、文化庁調査官の視察も受けている。

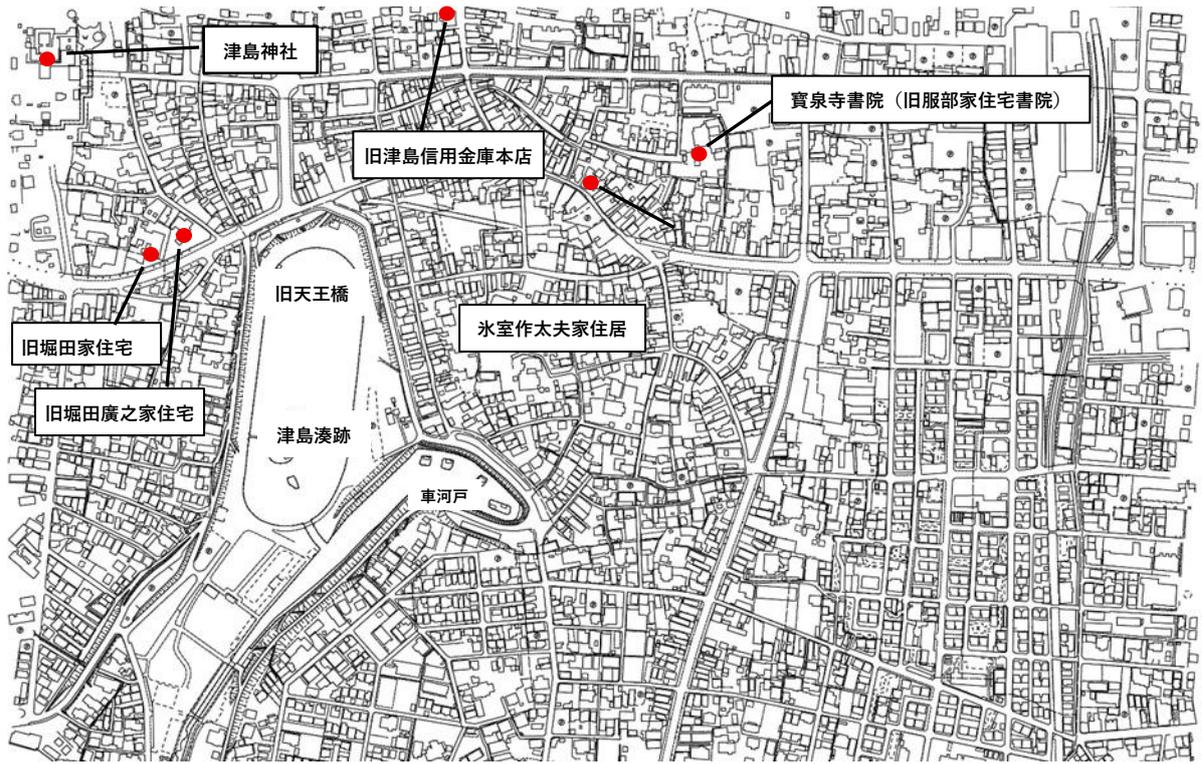


図 1-8 水室作太夫家住居周辺の文化財

(2) 創立沿革

氷室作太夫家は、御師をつとめた津嶋牛頭天王社（津島神社）の社家の一家である。津島神社の社家は貞享3年（1686）には35名いたとされ、作太夫家は「庶子祢宜」であった。社家のうち、神子方までは津島神社の社領から役料が割り当てられていたが、庶子祢宜には土地の割り当てが無かった。

「社領での時々祈祷料収入とか、私領（配当地以外の年貢地）の田畠による収入とか一かれら仲間には作男などを置いて手作りしていたものも少なくなかった。主としては諸国の檀方（旦那方）よりの初穂料収入によってみすぎ・よすぎをしていたのである。（中略）殊に庶子祢宜のごときは、専らこの檀方の報謝によって生計を立てていたもので、一年の大部分を諸国の檀方廻りにおくるといふ有様であった。」

（「神道及び神道史（11）」（國學院大學神道史学会 1969））

とある。氷室作太夫家は津島御師の典型例とされ、地方の檀家をまわって御札を配り、津島参詣の檀家には宿を提供するなどしていたという。

氷室作太夫家初代にあたる氷室作太夫長興【～延宝9年（1681）】は、同じく津島神社の社家で神楽方の氷室光太夫家から萬治年中（1658-1661）^{※01}に分かれたとされる。津島神社の社家は津島神社門前の祢宜町に集まっているが、氷室作太夫家は旧天王川左岸、自然堤防の東側にあたる片町に屋敷地を得ている。



図1-9 瑞泉寺（『尾張名所図会 前編7巻』） 氷室作太夫家は右図中央の樹木が描かれているあたりか

以降、氷室作太夫家は近世には津島神社の御師として、御師制度廃止後には結社係として8代氷室紀佑長茂樹【～大正15年（1926）】まで続くが、3代長重【生年不詳～享保7年（1722）】、6代房長【生年不詳～天保9年（1838）】、7代種房【生年不詳～安政3年（1856）】、8代佑長（茂樹）が氷室光太夫家などからの養子で、作太夫の名を引き継いできた。

4代氷室作太夫紀楚房【生年不詳～安永5年（1776）】は、明和元年（1746）に子敏則【生年

不詳～寛政5年(1793)】に家督を譲って隠居しているが、『津島町史』では不益の号で医家として紹介されている。また、楚房の三男氷室陽右衛門(藤里)【宝暦5年(1755)～寛政6年(1794)】は儒学者で、『津嶋詞華』で「氷室藤里は津島の社人作太夫楚房の三子で・・・学を好み細井平洲の門に入り安永七年平洲に従って江戸に行き・・・寛政六年三月十一日四十歳で江戸で没した。浅草天嶽院に葬った。依て遺髪を故郷なる津島常楽寺に瘞(うず)めて墓を建てた。法号は連誉賞道居士といふのである。」(『津嶋詞華』昭和10年)と紹介されている。

明治元年(1868)、新政府により神仏分離令が出されると、津島牛頭天王社では仏教にかかわる神宮寺や鐘楼の撤去、御神体改めなどが行われた。明治2年(1869)には津島牛頭天王社から津島神社へと改称され、さらに明治4年(1871)7月には社家制度とともに御師職が廃止された。

当時当主であった8代氷室茂樹は、「(氷室作太夫家の系譜)」(明治5年(1872) 氷室作太夫家文書 D28-2 津島市教育委員会所蔵)では明治4年(1871)から海東郡宇治村手力雄命社祠掌(手力雄命社 津島市宇治町)を務めたと記されており、「明治十二年九月 八幡神社引離確約証」(『佐屋町史 史料編3 本編』(佐屋町史編集委員会 1983) P.273)に

「両村(佐屋村と依田村)祠官津島村氷室茂樹殿尚立入相成・・・」

「津島村 祀官 氷室茂樹◎」とある。

また、『愛知県神職々員録 附 神職取締所礼典会職員』(明治28年7月)では、「禮典會本部」「八階禮部」に「氷室作太夫 海東郡大字津島」の名がある。

このように、津島神社や津島近隣の神社の神職としての活動をする傍ら、結社係として津島神社と檀家の橋渡しの役割をつとめた。

茂樹を引き継いだ9代氷室鍵太郎は、津島神社の結社係としてつとめ、明治8年(1875)～12・3年頃に津島神社で神官をつとめた村田梅村【生没年不詳】の弟子にあたり、「榴園」の名で漢詩家として知られていた。

(3) 施設の性格

ア 母屋

文政3年頃の母屋

現在の母屋が建築される以前の屋敷地の様子を描いた絵図「文政三庚辰年八月吉日 氷室作太夫傳り居屋敷絵図面 紀房長記之」(文政3年(1820))(図1-10-1、以下「文政3年屋敷絵図」という。)が残る。これによると、屋敷地の通りに面した南側に門を構え、母屋は西側の通りに面した位置から東に向けて長く、さらに東側部分では南に直角に折って建てられている。折れた部分は広い土間で、建物への主要な出入口もこの部分に設けられている。土間に面した北側には3つに小さく区切られた「臺所」が並び、その奥には「奥拾畳敷」がある。折れた部分の西側には「敷臺」「玄関」があり、さらに西に「六畳」「八畳」などの座敷が並び、最も奥(北西)に「神前」「三畳間」と記された一角がある。土間・「臺所」・「奥拾畳敷」と「敷臺」「玄関」「八畳」との間には「板の間」「四畳敷」が設けられている。また、折れ部に「風呂」が設けられている。

御師の住居の構成やどのような暮らしぶりであったかについて知りうる遺構は、津島市

には現存しないが、この平面からは西側が御師として行う神事や信徒の宿泊などに使用された部分であり、東側が主人の生活や信徒の宿泊に備える部分であったと推定される。また、東側部分の土間に面した位置に「下臺所」が分けられていることから、信徒の宿泊に備える部分と主人の生活に使用する部分とが分けられていたと理解できる。

一方、通りに面した部分は、南側が「押入所」「六畳」「お便所」で、北側が「借家」「借家庭通り」である。南側部分は座敷から廊下でつながり、また門脇から独立した出入口が設けられていることから、座敷で行われる諸行事の控えの間（準備室等）として使用されていたと推測される。

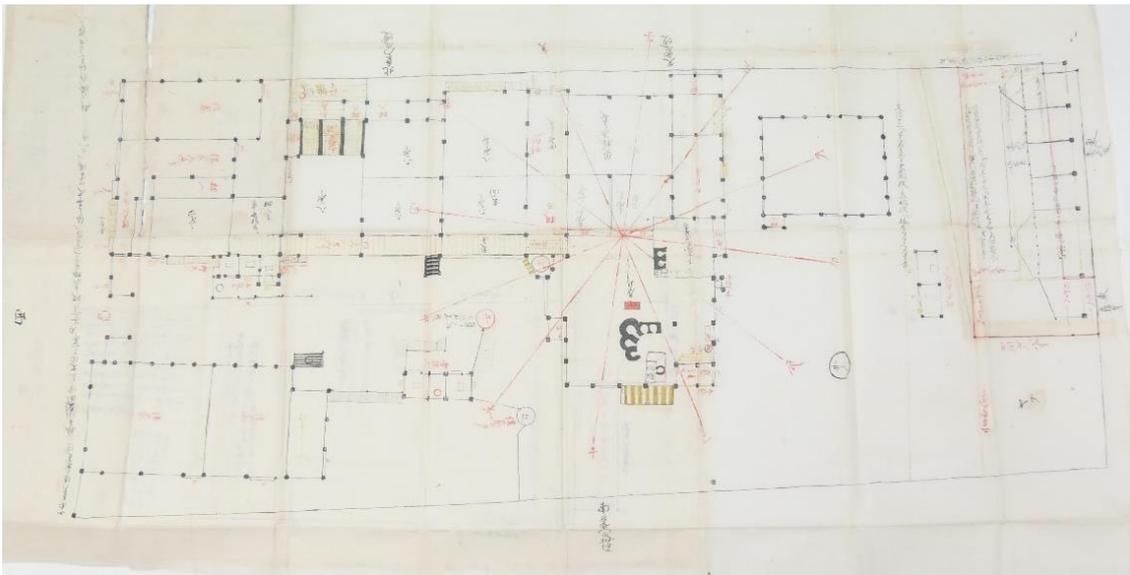


図 1-10-1 「文政三庚辰年八月吉日 氷室作太夫傳り居屋敷絵図面 紀房長記之」文政 3 年（1820）

屋敷地内では、母屋の他に屋敷地東南部に建物の外形が描かれている。（図 1-10-2）建物の外形・規模等はこの後の屋敷地の状況を示す安政 5 年（1858）の 2 枚の絵図の同場所に描かれた建物と一致している。絵図作成時頃に建築された離れと考えられる。文化 12 年（1815）には後に 7 代当主となる種房が氷室光太夫家より養子で入っており、その新居が 6 代紀房長【生年不詳～天保 9 年（1838）】の隠居屋であろう。

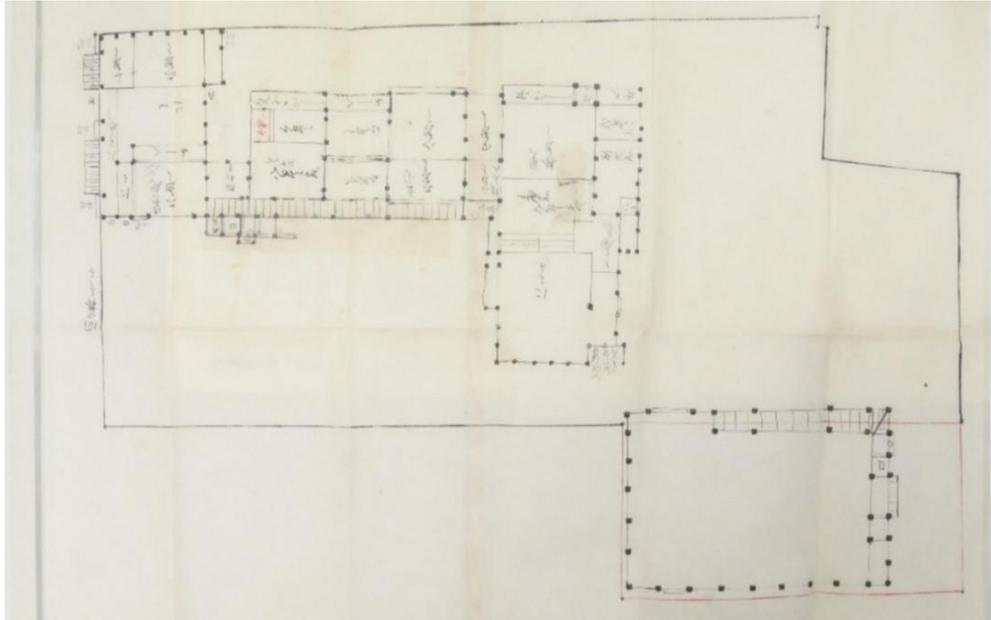


図 1-10-2 津島市史料番号【AZ9-3-3】

※「津島市有形文化財 氷室作大夫家住居 保存整備計画報告書」（平成 5 年 3 月 株式会社中建設計）では、「3-1『家屋敷絵図面』（その 1）文政 3 年～嘉永 2 年（1820～1849），紀之房長記」として掲載されている

表 1-1 氷室作太夫家 関係年表

		氷室家関係	その他	史料
萬治年中	1658	初代氷室作太夫紀長興		
延宝9年	1681	2代紀長次（長興の子）		
延享4年	1747	津島大火		
正徳3年	1713	3代紀長重（光太夫家からの養子）		
享保7年	1722	4代紀楚房（長重の子）		
明和元年	1764	5代紀敏則（楚房の子）		
天明5年	1785		天王橋付近を堤防にして天王川をせき止め	
寛政5年	1793	6代紀房長（養子）		
文化12	1815	7代となる種房が光太夫家から養子		
文政3年	1820			「文政三庚辰年八月吉日 氷室作太夫傳り居屋敷絵図面 紀房長記之」
天保9年	1838	7代紀種房（光太夫家からの養子）		
天保15年	1844			「尾張名所図会」
嘉永2年	1849	主屋建築		棟札、「仕用帳」
安政4年	1857	8代紀佑長（厚見郡鏡島村上松家からの養子）		
安政5年	1858			「安政五戊午二月改口 下書 屋舗図」「安政五戊午二月改之 氷室作太夫 屋舗図」
文久元年	1861	9代氷室鍵太郎 生まれる		
明治2年	1869		津島牛頭天王社、津島神社へ改称	
明治4年	1871	社家（御師）制度廃止		
明治20年	1887		木曾三川分流工事 開始	
明治22年	1889		10/1 海東郡津島町 町制施行	
明治24年	1891		10/28 濃尾大震災	
明治29年	1896		9/4 長雨により津島大水害	
明治30年	1897		9/30 台風 鶴多須（現愛西市）で佐屋川の堤防決壊（「鶴多須切れ」）	
明治31年	1898		4/3 尾西鉄道（弥富～津島）開業	
明治33年	1900		1/24 尾西鉄道（津島～尾張一宮）開業	
明治34年	1901		天王川消滅（佐屋川合流地点の締め切り工事）	
明治37年	1904		日露戦争	
明治38年	1905	氷室捷爾氏 生まれる		
明治45年	1912		木曾三川分流工事完了 佐屋川廃川	
大正3年	1914		第一次世界大戦	
大正3年	1914		1/23 名古屋電気鉄道津島線（枇杷島橋～新津島）開業	
大正10年	1921		9/25 台風 神島田地区内で日光川の堤防が決壊	
大正10年	1921		7/1 名古屋電気鉄道が津島線などを名古屋鉄道へ譲渡	
大正14年	1925		8/1 尾西鉄道が鉄道事業を名古屋鉄道に譲渡し尾西線となる	
大正15年	1926	8代氷室茂樹 没		
昭和5年	1930		3月 天王通り全線開通	

昭和6年	1931		新津島、津島駅を統合	
昭和15年	1940	9代氷室鍵太郎氏 没		
昭和22年	1947		3/1 津島市制施行	
昭和34年	1959		9/26 伊勢湾台風による大災害	
昭和36年	1961		6/24 集中豪雨による浸水被害	
昭和49年	1974		7/24 台風8号による浸水被害	
昭和51年	1976		9/8 台風17号による浸水被害	
平成元年	1989	土地・建物を市へ寄付、氷室捷爾氏 没		
平成2年	1990	「氷室作太夫家住居」市指定有形文化財に指定		

棟札及び古図

現在の母屋（現存建物を指す場合には「母屋」、敷地内の中心建物を指す場合には「主屋」と記す。）には、「当主氷室作太夫 紀種房」・「神領番匠 坪内勝造」の名を記した嘉永2年(1849)の棟札が残る。また、嘉永2年(1849)、「大工勝蔵」の署名がある「仕用帳」があり、母屋の建築は7代氷室作太夫紀種房が当主であった嘉永2年(1849)である。

母屋建築後の安政5年(1858)に作成された屋敷絵図2点、「安政五戊午二月改之 下書 屋鋪図」(安政5年(1858))、「安政五戊午二月改之 氷室作太夫 屋鋪図」(安政5年(1858))があり、母屋建築後の屋敷地の様子を知ることができる。



図1-11 棟札（付指定）

「己酉 嘉永貳年十月吉日
 當主 氷室作太夫 紀種房
 神領番匠 坪内勝蔵造之」

2枚の屋敷絵図は、いずれも、あらかじめ紙につけられた方眼に従って屋敷内の建造物を配置し、建物内に間取りを示した上で、床の仕上げにより着色がなされている。また、主屋を中心に放射状に方位線が書き込まれており家相図である。

描かれた内容は屋敷図中央に描かれた主屋の平面は同一であるが、付属屋の平面や水路の形状には違いがあり、表題にはいずれも「安政五年」の記載があるものの、異なる状況が描かれていると考えられる。

まず、「安政五戊午二月改之 下書 屋鋪図」(安政5年(1858))（以下「安政5年下書」という。）では、主屋の西側に座敷及び通りに面した建物及び門が描かれているが、これらは文政3年屋敷絵図の該当部分と平面が同じであり、安政5年(1858)当時の現況図と考えられる。この主屋の西側部分には張り紙があり、異なる平面が記されている。また、主屋東側の付属屋（「土蔵」とある）では一部に紙が貼られ「座敷」と書かれている。改築や改

修について検討が行われたものと考えられ、家相の方位線が二種類あるのもこのことによると考えられる。

一方、「安政五戊午二月改之 氷室作太夫 屋鋪図」（安政5年(1858)）（以下「安政5年屋敷絵図」）では、主屋西側部分の建物平面が文政3年屋敷絵図とも現状とも異なっている。

以上のことから、「安政5年下書」は、安政5年(1858)における現状図兼改修等の検討図であり、「安政5年屋敷絵図」は主屋西側から通り沿いにかけての改築計画図と推定される。

「安政5年下書」には、「当主天保十四年癸卯一月三日生」（天保14年(1843)）と記した張り紙が付くが、8代紀佑長茂樹を指すと考えられる。8代紀佑長茂樹は、7代紀種房に子がなかったため美濃厚見郡鏡嶋村（現岐阜県岐阜市）上松家から安政2年(1855)に養子で氷室家に入り、翌3年(1856)先代の死により家督を相続している。氷室作太夫家当主として屋敷地の整備を検討したものと推測される。

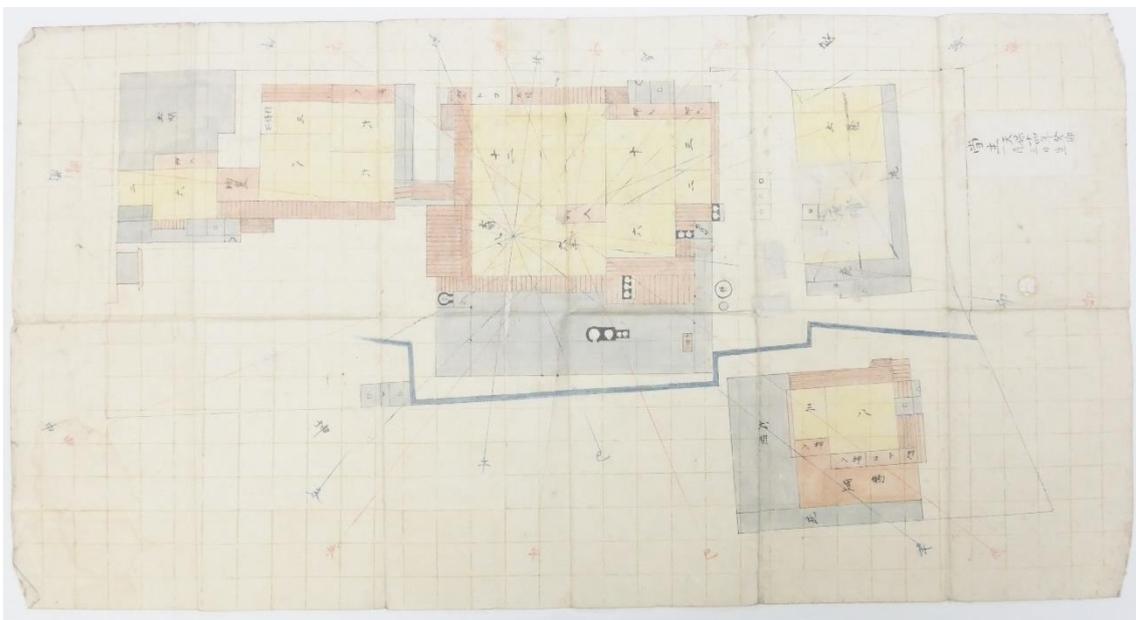


図1-12 「安政五戊午二月改之 下書 屋鋪図」（安政5年）



图 1-13 「安政五戊午二月改之 水室作太夫 屋鋪図」(安政 5 年)

母屋の改築趣旨

「文政3年屋敷絵図」と「安政5年下書」との比較により、現母屋の建築趣旨が概ね判明する。

まず、西側の「神前」（「安政5年下書」では「御供所）・座敷、及び街路に面した借家などを含む部分を存置したうえで、旧主屋の「式台）・「玄関）・「八畳」より東側の部分が改築された。改築された東側部分は、宿泊者の接待や主人家族の生活に使われたと推定される部分である。室の構成や配置は変更されていないが、各室が広くされて規模が拡大している。津島御師としての活動の充実により宿泊者（遠方からの参拝者）をより多く迎え入れようとしていたと考えられる。



図 1-14 「文政3年屋敷絵図」と「安政5年下書」との主屋平面の比較

安政5年屋敷絵図の内容

「安政5年屋敷絵図」は、安政5年頃に8代茂樹により行われた主屋西側部分の改築計画の最終案と推定されるが、「安政5年下書」にも貼紙や書き込みがあり、「安政5年屋敷絵図」に至る間においてもいくつかの改築案が検討されていたと推測される。

改築が検討された箇所は、現母屋建築に際して存置された旧主屋の西側部分であり、平面は「神前」・「御供所」、及び続き間の座敷で旧主屋の存置部分と同じ構成で、部屋数は減少させているものの各室は以前より広く計画されている。また通りに面した部分は、借家として使用されていた部分がなくなり六畳間が南北に並ぶ単純な平面となるが、東側の座敷と廊下でつながる点は以前と同じである。

こうしたことから、安政5年の改築計画は、嘉永2年の改築で残された旧主屋西側部分の建て替えを主な目的とするが、平面構成などは大きく変えるものではなかったと考えられる。

イ 長屋

屋敷地の西側を通る街路に面して建つ。長屋と伝わるが建築当初の用途等は不明である。

長屋の建築当初の用途や建築時期を推定するため、屋敷絵図の通りに面した部分の平面について、改めて比較検討する。

まず、「文政3年屋敷図」と「安政5年下書」とは、南側に土間・便所等が増築されているが、同じ建物と考えられる。一方、「安政5年下書」(張紙)及び「安政5年屋敷絵図」も西側部分との接続部分や南側の土間の形式に違いがあるものの、座敷

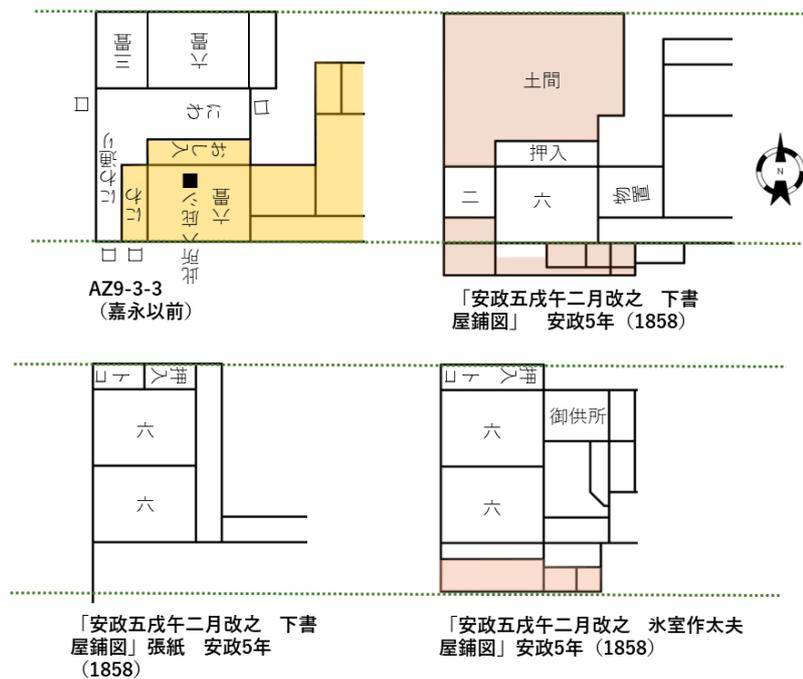


図1-15 絵図による長屋平面の比較

部分の構成は同じである。いずれも「安政5年下書」とは大きく異なっており、改築が検討されていたと判断される。

次に、現在の長屋と比較すると、平面形式は類似するが間仕切り位置は異なる。また、東側にあった主屋との接続については改造が激しいため不明である。こうしたことから、現在の長屋と、「安政5年屋敷図」に描かれた通りに面した建造物との関係は不明である。

この前面建物は、東側の旧主屋存置部分と接続しており、使用上も存置部分と一体的に扱われていたと考えられ、改築は同時に行うことが想定されていたと考えるのが妥当である。

- ・現母屋二階に祭祀室が整えられたのは明治時代前期と推定されること。
- ・門塀が庭とともに明治時代前期の整備と推定されること。

等と考え合わせると、旧主屋存置部分は明治時代前期に取り壊され、庭等が整えられるとともに、長屋のみ建築されたと考えるのが妥当であろう^{※01}。

※01 小寺武久氏の予備的調査所見では、二階については「二階の祭祀室やその前の数寄屋があった部屋は、建造当初の形とは思われないが、かなり早い時期の改造と思われる。」とし、長屋については「建造年代は不明だが、明治初年はくだらないものと思われる。」としている。

ウ 門

屋敷地の西を通る街路に面して建てられた1間1戸の薬医門である。北側に潜戸、南側に高塀が付属する。屋敷地への主要な入口となるものであるが、平成元年の予備的調査書には「武家屋敷から移築したとの伝承がある」とされており、津島御師との関係は不明である。

建築時期を推定するため、屋敷絵図を改めて比較検討する。「安政5年下書」には寸法等の詳細が記されていないが、「安政5年下書」(張紙)及び「安政5年屋敷絵図」では、いずれも南に小門を設ける形式で同じ寸法(門:7尺6寸、小門:2尺8寸)が書かれている。現存する門とは、小門の位置、間口寸法ともに異なる。

「安政5年下書」(張紙)が検討段階の図であること及び「安政5年屋敷絵図」が計画図であると推定されることを踏まえると、門がこれら計画通りに改築されたとは考えにくく、むしろそれ以前の門が引き続き使用されたと考えるのが妥当である。とすれば、建築年代は安政5年以前の文政3年(1830)頃まで遡る可能性が生ずる。ただし、移築された場合には、当初の建築時期は不明で、現在地への移築時期も不明である。

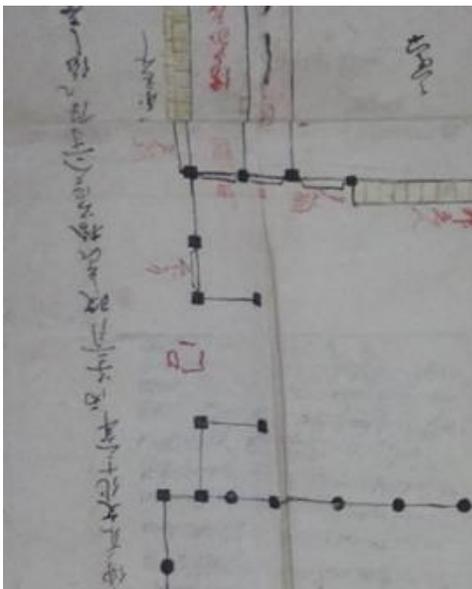


図 1-16 「文政三庚辰年八月吉日 氷室作太夫傳り 居屋敷絵図面 紀房長記之」(文政3年(1820)) 門部分拡大

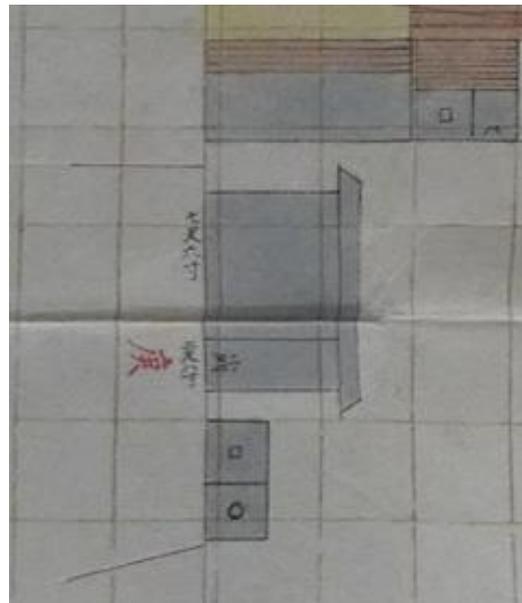


図 1-17 「安政五戊午二月改之 氷室作太夫 屋舗図」(安政5年(1858)) 門部分拡大

(4) 主な改造時期とその内容

母屋の嘉永2年に建築されて以降の改造等は、二階に祭祀室などを設ける改造、及び東側に二階建建物を増築することによる部分的な改造が主な物である。以下に、各改造が行われた時期と改造の概要を整理した。

(I) 建築当初（嘉永2年） 7代 種房

- ・前身主屋の内、西側部分を残し、東側部分を改築。
- ・残した西側部分は、神棚等が備えられた座敷であるが、当時の使われ方は不明である。
- ・一方、改築した東側部分は、前身主屋の東側部分にあった式台玄関・カッテ・風呂などが引き継がれている。参拝者の宿泊やその準備等に使用された部分と考えられる。
- ・また、室の構成は前身建物の構成を引き継いでいるが、それぞれ規模が拡大しており、参拝者の接待とともに主人家族の生活に使用する部分を拡充するものであったと考えられる。

※種房は、文化12年に氷室光太夫家から養子。天保9年9月、家督相続。

(I') 幕末期（安政5年頃） 8代 佑長（茂樹）

- ・敷地全体について家相図が作成されている。
- ・前回の改築で残された敷地西側部分の改築計画が行われたが、幕末期には実施されなかったと考えられる。

※茂樹は、安政2年、岐阜上松家から養子。安政4年（1857）家督相続。

(II) 明治期の整備 8代 佑長（茂樹）

- ・残されていた前身主屋の西側部分の取り壊し
- ・街路に面してあった長屋の改造または改築（前身建物の残存部分の改築）
- ・庭園（庭、塀重門・塀）の整備
- ・母屋座敷（代々講座敷）上部の天井・二階床組を上げ、二階に数寄屋座敷・祭壇等を整備。

(III) 地震による補強

- ・明治24年（1891）10月28日 濃尾大震災
- ・平面的な変更はなく、筋違の設置などの対応を行ったと考えられる。

(IV) 東側への二階建建物の増築（大正～昭和初期頃か）

- ・二階建の居室を接続させるため、母屋一階の一部が改造された。
- ・氷室庸三氏のメモによると、一階は「年寄寝室 or 子供部屋」、二階は「若主人書斎」としている。若主人が誰かは確認が必要である。
- ・「9代目作太夫の孫のだれか」のメモによると、「貞一／豊の結婚のため大改造された」とある。昭和初年と推測される。

(5) 文化財の価値

○江戸時代後期に建築された、津島御師 氷室作太夫家の住宅である。

氷室作太夫家は、全国に津島信仰を広めた津島御師の一家で、氷室作太夫家住居は、母屋が嘉永2年(1849)に建築されたことが明らかな幕末の遺構である。

母屋・門・長屋により構成される屋敷構えや各建造物の平面構成は、文政3年にはすでにあった前身建物から引き継がれたものであり、これをよく留めている。

津島御師の住宅遺構は津島市内では他に確認できない中で、津島御師の活動や津島での暮らしを知り得る唯一の建築遺構であるとともに、建築年代が明らかで地域の建造物の技術的発展の指標となる建造物である。

○片町の歴史的風致を形成する建造物のひとつである。

氷室作太夫家住居がある片町は、天王川東岸の堤防沿いに開かれた町である。舟運の拠点であった津島湊と、全国から参拝者を集めた津島神社及びその門前町との中間に位置し、津島地域の発展を支えた地区のひとつであった。氷室作太夫家住居は旧堤防の通りに面して門・長屋・塀を構え、尾張津島天王祭の折の稚児行列などにより津島ならではの歴史的風致を形成している。

○氷室作太夫家には関連する史資料や、津島御師としての活動に関係する民俗資料等が残る。

氷室作太夫家については、棟札、仕様帳などから母屋の建築年代を知ることができるとともに、屋敷絵図などにより前身建物から現在に至る屋敷地の変遷を知ることができる。また、建造物内には氷室家の御師としての活動に関係すると考えられる民俗資料等が残る。これらは、氷室作太夫家に限らず、津島御師の活動を具体的に伝える史資料である。

○明治時代初期の御師から結社系の社会的立場の変化による暮らしの変化を伝える。

氷室作太夫家は、明治4年に社家制度とともに御師制度が廃止されてからは、津島神社の結社系となった。氷室作太夫家住居の二階には、明治期に祭壇や数寄屋座敷が整えられるとともに、主座敷の前面に庭園や門塀が整えられた。こうした変化は、文学や茶道等へ傾倒した当時の氷室作太夫家の暮らしを伝えている。また、長屋は明治時代以降郵便局舎として使用された時期がある。幕末以降の御師の社会的立場の変動と暮らしの変化をうかがい知ることができる建築遺構である。

また、母屋には濃尾地震を契機として付加された筋違などが現存し、当時の耐震補強に対する考え方や補強技術を知ることができる。

4 文化財保護の経緯

「氷室作太夫家住居」では、保存修理等の大規模な文化財保護事業は行われてこなかった。また、市が主体となった公開活用事業等も平成 17 年(2005)度を最後に行われていない。一方、民間団体からは保存整備や公開活用について提案等が行われている。その経緯を整理する。

① 寄附・文化財指定後の市の対応

- ・平成元年 津島市に寄附
- ・平成 2 年 市指定有形文化財(建造物)に指定
- ・平成 4 年度 保存整備計画案を検討
- ・平成 11 年度～17 年度 尾張津島藤まつり期間中に特別公開

平成元年(1989)に土地・建物が市に寄附され、その後尾鍋昭彦氏による建造物の調査が行われた。その調査結果を受け、平成 2 年(1990)3月 31 日に市有形文化財(建造物)に指定された。

平成 4 年(1992)度には、委託で若山滋氏(名古屋工業大学教授(当時))・麓和善氏(名古屋工業大学助教授(当時))監修による現況調査が行われた。

現況調査では、母屋を復原整備した上で、屋敷地北側及び東側の空地に事務室、展示室、集会室などを新たに設置する保存整備計画案が提示されている。整備計画案の内容は、母屋を復原整備した上で、屋敷地北側及び東側の空地に事務室、展示室、集会室などを新たに設置するものであったが、この整備計画案は採択されなかった。

また、指定当時に未発見で把握していなかった住居内に残存する膨大な史料を発見するに至り、目録の作成、主要史料のデジタル化作業などの史料整理を行った。愛知県史編纂事業の一環で実施された、尾張部の民俗調査に協力し、氷室作太夫家住居に関する調査結果は『愛知県史民俗調査報告書 4 津島・尾張』(愛知県 平成 13 年)に報告された。

なお、平成元年の調査結果報告のうち、小寺武久氏による「津島社家 氷室作太夫家住宅 予備的調査所見」では、「他の社家屋敷の遺跡や文献等による調査が望まれる。」とされていたが、他の社家遺構の調査や歴史・民俗に関わる調査は行っていない。

公開活用事業としては、平成 11 年(1999)度から平成 17 年(2005)度にかけて尾張津島藤まつり期間に合わせて特別公開を行った。

平成 17 年 12 月に当地方では稀にみる降雪に見舞われ、雪の重みで屋根瓦がずれ、一部の瓦が落下するなどの被害が出た。落下した部分は復旧したものの、全体的に屋根瓦のずれなど建物の破損が進行したため、以降特別公開を見合わせることにした。

② 公開活用に関する住民団体の活動と市の対応

- ・平成 29 年(2017) 「氷室作太夫家住居を再発見するプロジェクト」
(津島の宝物ひろめ隊)

平成 29 年 8 月～平成 30 年(2018)2 月にかけて「かわら版」(1～7 号)を発行
(平成 29 年度つしま歴史・文化のまちづくり提案補助事業)

- ・平成 30 年(2018) 「氷室作太夫家住居を再発見するプロジェクト その 2」

(津島の宝物ひろめ隊)

『ここから始まる「御師の家物語」津島市指定文化財氷室作太夫家住居保存活用計画』を作成

(平成30年度つしま歴史・文化のまちづくり提案事業)

- ・令和元年(2019) 氷室作太夫家住居の保存活用を進める会 設立
その後、津島街並み文化財拝見(1～3回)
総会での記念講演会の開催(その後毎年開催)
- ・令和2年(2020)11月 市議会へ保存活用に関する請願書を提出・採択
- ・令和3年(2021)1月 進める会が市長・教育長に面談
- ・令和4年(2022) 「まちなかワークショッププレイスの展開」
(津島まちや・まちなみ再生機構 愛知県建築士会)
- ・令和3年(2021)3月 「津島市指定文化財 氷室作太夫家住居」パンフレット発行
- ・令和3年(2021)度
「津島市指定有形文化財 氷室作太夫家住居【現況調査報告書】」
破損状況調査、耐震診断(限界耐力計算による)、現状図作成、破損箇所写真撮影

平成29年、市民団体「津島の宝物ひろめ隊」により、「氷室作太夫家住居を再発見するプロジェクト」(つしま歴史・文化のまちづくり提案補助事業)が行われ、平成31年(2019)2月に市民版保存活用計画「ここから始まる「御師の家物語」津島市指定文化財氷室作太夫家住居保存活用計画」を作成したほか、平成29年8月から平成30年2月の間に広報誌「かわら版」を7回発行するなどして、氷室作太夫家の普及啓発に取り組んだ。

この活動を基礎として、令和元年には「氷室作太夫家住居の保存活用を進める会」(以下「進める会」)が設立された。進める会では、講演会や視察研究などにより市民の氷室作太夫家住居への関心を高める取り組みを行うとともに、令和2年11月16日には「氷室作太夫家住居の保存活用に関する請願書」を津島市議会議長あてに提出し、令和2年第4回津島市議会定例会において採択された。また、請願の採択を受けて、令和3年1月6日には、津島市長、教育長に面談して採択された請願に記された保存活用の取り組みを進めるようお願いした。

請願では以下の3項目の実施が求められている。

- (1) 氷室作太夫家住居の建物調査を実施すること。
- (2) 文化財保護法に基づく氷室作太夫家住居の保存活用計画を策定すること。
- (3) 計画に基づき、復元・整備を進めること。

市では、令和3年(2021)度に指定建造物の現況調査及び耐震診断を行い、その結果を「津島市指定有形文化財 氷室作太夫家住居【現況調査報告書】」にまとめた((1)に相当)。本保存活用計画は文化財保護法に基づく保存活用計画であり((2)に相当)、本保存活用計画には氷室作太夫家住居の保存整備(3)を位置づける。

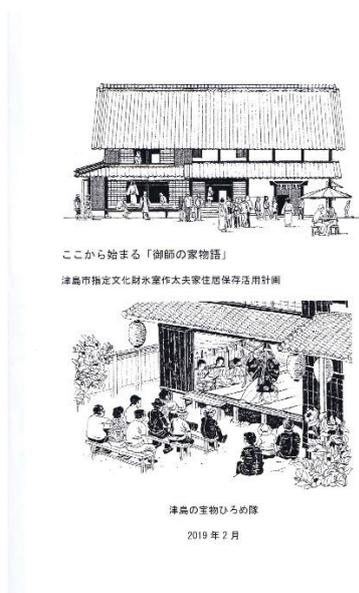


図1-18 市民版 保存活用計画

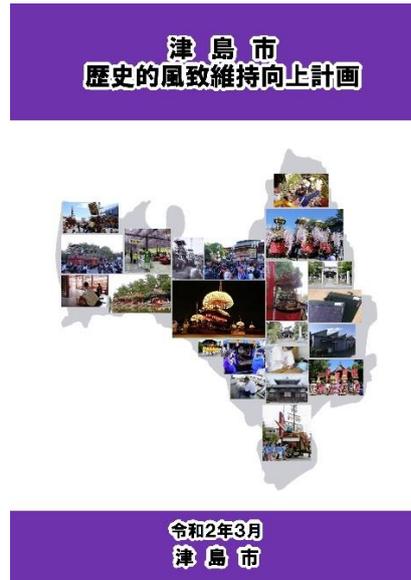


図1-19 津島市歴史的風致維持向上計画

③ 津島市歴史的風致維持向上計画への氷室作太夫家住居の位置づけ

- ・令和2年 津島市歴史的風致維持向上計画 認定

津島市は、「津島市歴史的風致維持向上計画」を地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づいて策定し、令和2年3月24日に文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣から認定を受けた。

計画では、「近年では、市指定有形文化財である「氷室作太夫家住居」の経年劣化が著しいことから、一般公開されていない。」（p141）と課題を示した上で、「氷室作太夫家住居等、建造物の保存修理の取り組みを順次推進」（p176）するとしている。なお、現行の津島市歴史的風致維持向上計画の計画期間は、令和2年度から令和11年（2029）度までの10か年である。

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

各建物の詳細な現況については第二章で述べる。以下、建物ごとに保護の現状と課題を記す。破損・毀損等に対しては処置を行っているが、いずれも応急的なものにとどまっており、本格的な修理が急務である。

本格的修理を実施するため、本保存活用計画において、全体的な保護の方針を明確化するとともに、日常的な管理の方法についても、必要な事項を定めていく必要がある。

【母屋】

○瓦のずれ等に起因する雨漏りによる軸部の腐朽及び内部意匠の汚損

○軸部（特に北東部）の著しい腐朽・破損

（対応）

令和5年度にシートで養生を行い、雨漏りは停止しているが、シートの耐用年数を考慮すると、早期の補修が必要である。

特に北東部の雨漏り・軸部腐朽に関しては、大正10年（1921）に増築された母屋背面の木造二階建て居住部分を母屋との取り合いが悪く、雨漏り、軸部腐朽の要因となっている。令和6年度に2階の床を支える応急的な補強を実施している。

【長屋】

○瓦のずれ等に起因する雨漏りによる腐朽及び内部意匠の汚損

○東側庇や便所の破損が進行し、崩壊している

○長屋全体が東側に傾いている

（対応）

令和5年度にシートで養生を行い、雨漏りは停止しているが、シートの耐用年数を考慮すると、早期の補修が必要である。

長屋東側の開口部・庇に関しては、令和6年度に部分解体と部材保存を実施し、雨水の浸入を防ぐための養生を行うとともに、東側への傾きの進行を防止するための補強を入れている。

【門】

○門扉・潜り戸の割れ、瓦の欠損等が発生している。

（対応）

松の木を一部伐採し、割れた瓦は養生した。

【中庭】

○中庭を仕切る塀の腐朽が進行し、門扉が欠損している。

○雨水を排水する設備がなく、大雨時に庭全体が冠水する。

（対応）

日常的な清掃・除草、樹木の剪定を行っている。

氷室捷爾氏から寄附を受けたツバキが植樹されており、保存が必要である。

雨天時の冠水を解消するため、排水対策が必要である。

(2) 活用の現状と課題

- 「氷室作太夫家住居」の認知度の不足
- 活用の方針が定まっておらず、具体的な公開活用事業が行われていない。
- 破損が進行したため、公開・活用に危険を伴う現状である。
- 指定時に行われた調査以降、関連した調査等が十分に行われていない。また、旧蔵の史資料についても同様である。

(対応)

平成 17 年度を最後に公開を行えておらず、今後公開活用を進めるには、本格的な修理や耐震補強が必要となる。

直近の調査の結果、対市民調査 (N=754 人、「知らない」と回答 491 人)、対職員調査 (N=178 人、「知らない」と回答 52 人、「名前は知っている (場所は知らない)」と回答 41 人) 共に認知度の低さが知られることから、氷室作太夫家住居の認知度や市民の関心を高めるため、情報発信を充実させる必要がある。

また、文化財の価値に基づいた活用の方向性を整理するためにも、公開活用に主体的に取り組む住民団体等の育成及び協働・連携を行うことや、歴史的風致維持向上計画との関係を整理し、市内の他の文化財、歴史資産などとの連携などの検討が必要である。

氷室作太夫家文書については、目録の作成や主要資料のデジタル化などは行っている。しかし、関連した調査を十分に行っていないため、これらの調査を進める必要があり、調査のためには十分な人員の確保が必要になる。調査の結果新たな知見が得られた場合には、それらを公開活用に反映させることが必要である。

6 計画の概要

(1) 計画区域

本計画における計画区域は、津島市指定有形文化財「氷室作太夫家住居」が所在する津島市片町2丁目8番地を主体とし、これに隣接して津島市が所有する津島市片町2丁目5番地・6番地・7番地、並びに筏場町62番地（面積合計：123.36㎡）とする（図1-3参照）。

以上の土地はすべて津島市が所有する。

津島市片町2丁目8番地	（面積：1,001.65㎡）
津島市片町2丁目7番地	（面積：138.84㎡）
津島市片町2丁目5番地・6番地	（面積：37.41㎡）
津島市筏場町62番地	（面積：85.95㎡）

合計面積：1,263.85㎡

なお、建造物の保存修理実施のため必要となった用地や、公開活用に資する用地が、本計画区域に隣接して確保される場合には、これを計画区域に含めるよう保存活用計画の変更を行うこととする。

(2) 計画の目的

「氷室作太夫家住居」（母屋・長屋・門）は、平成元年3月に氷室捷爾氏から津島市に土地・建物が寄付され、平成2年3月には母屋・長屋・門を市指定有形文化財（建造物）に指定した。以後、市文化財として随時公開等を行ってきた。近年は、雨漏り等により軸部の腐朽や内外装の破損が進んだことから公開活用が停止しているが、速やかに保存修理・整備工事等を行って公開活用を行える環境を整えることが必要である。

また、氷室作太夫家住居は、津島市歴史的風致維持向上計画で歴史的風致形成建造物候補に位置付けており、市域に散在する歴史文化遺産や、これらを核として行われる人々の活動との連携により積極的な公開活用を図ることで、津島市の歴史的風致を維持向上させる必要がある。

以上から、本保存活用計画では、氷室作太夫家住居の現状や課題を把握した上で、適切な保護の措置を定めるとともに、積極的な保存活用に向けて必要な事項を明確化することを目的とする。

(3) 基本方針

氷室作太夫家住居の保存活用に向けての基本方針は以下の通りとする。

- 1) 「氷室作太夫家住居」(母屋・長屋・門)は、全国を巡りながら津島神社への信仰を広めた津島御師、氷室作太夫家の住宅として建てられた。特色ある津島御師の全国的な活動や津島での暮らしぶりについての理解を促進する施設として保存活用を図る。
- 2) 現在の指定文化財の状況は、屋敷構え・建築遺構に江戸末期の形態を伝え、概ね明治時代前期の姿を維持している。このことから、明治時代前期の姿を基本として適切に保存・管理を行っていく。
- 3) 「氷室作太夫家住居」(母屋・長屋・門)は、津島市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域内に位置し、津島市の歴史的風致を形成する建造物のひとつである。保存活用を着実に進めることにより、津島市の歴史文化を広く情報発信するとともに、歴史的風致の維持向上に資する。

(4) 計画の概要

本計画の構成は、「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」(文化庁文化財保護部、平成11年)に準じ、以下のとおりである。

1) 計画の概要(第1章)

計画作成年月日・作成者、氷室作太夫家住居の概要、文化財保護の経緯、現状と課題、計画の概要をまとめた。

2) 保存管理計画(第2章)

氷室作太夫家住居の破損状況や、保存管理の現状を踏まえ、部分や部位を設定し、部分・部位ごとの保護の方針をまとめる。

また、当面必要な維持修理の措置や、本格的な復原整備の実施を含めた今後の保存修理計画をまとめるとともに、管理体制や管理方法等の管理計画を定める。

3) 環境保全計画(第3章)

指定文化財周囲の環境について、市指定有形文化財(建造物)と一体的に保全を図る観点から、計画区域における環境保全の現状と課題を整理した上で、環境保全の基本方針、区域の区分と保全方針、建造物の区分と保護の方針、区域内にある文化財以外の建造物に関する方針、敷地の防災上の課題と対策などをまとめる。

4) 防災計画(第4章)

防火・防犯、地震、火災、強風災害、水害、その他災害について、保存と活用の両面における被害状況を想定し、応急の対処方針や防災上の中長期的な対策をまとめる。

5) 活用計画(第5章)

市指定有形文化財(建造物)の外観及び内部の公開や展示等での活用により、文化財としての価値を周知とともに、周辺地域の振興に寄与するよう、今後の活用の方針をまとめるとともに、必要な措置を示す。

6) 保護に係る諸手続き (第6章)

本計画で示す保存・活用のために必要な措置を具体的に行う上で、市文化財保護条例
その他法令の規定に従い、必要な手続きを明確にする。

(5) 計画期間

ア 計画期間

本保存活用計画の計画期間は令和 年 () 月から令和 年 () 月までの10
ヶ年とする。

ただし、本保存活用計画の実施計画に定める本格的な修理等に伴って現状変更が行われ
た場合には、現状変更行為が完了した後、速やかに計画内容の変更を行うこととする。

イ 実施スケジュール

本保存活用計画に定める措置は、下記スケジュールでの実施を計画している。

年	事業
令和 年 () 度 ～令和 年 () 度	設計業務 保存修理・整備工事 歴史・民俗・建築等関連調査 保存協力団体の育成等
令和 年 () 度～	公開活用事業

※関連する事業等が決定した段階で追記を行うこととする。

ウ 進捗管理

関連する事業などが本計画に基づき着実に進捗するよう、市各種計画に適切に位置付け
るとともに、進捗状況や実施内容を管理する委員会等を設置することが望ましい。

第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

ア 母屋

後方の二階建て増築部は指定範囲外であるが、破損が激しく、指定範囲への影響が大きいので併せて報告する。

1) 基礎

後方角屋をコンクリート基礎とする他は礎石・間石基礎とする。柱不陸調査図（図2-1）は今回（令和6年10月）調査と前回（令和4年3月）調査の結果を重ねて表示している。座敷中央部を最高点として逆すり鉢型に周縁部が低いことが分かる。地盤の不同沈下が原因のとき、不陸傾向は一端に偏心する場合が多いが、ここではほぼ均等である。建物周囲の地盤・外構の状況からみて、雨水排水の不良により建物周縁部基礎が洗われて沈んでいることが想像される。特に南側の不陸が大きいのは、隣地境が近く、隣地より地盤が低いため、境界沿の玉石積側溝は天端が洗われていることが分かる（写真2-1）。雨水は玄関土間まで侵入して土台下端を腐らせている（写真2-2）。南面南端の土台はモルタルで包まれた後に剥がれている。剥離部分の土台は腐朽している（写真2-3）。北面では庇が崩壊しその残材が縁先に堆積したまま放置されており（写真2-4）、各所で縦樋の流末処理が不十分なことも不陸の原因となっている。



写真2-1



写真2-2



写真2-3



写真2-4

柱不陸調査図(図2-1)の結果で最も深刻なことは、2年半ほどの間に不陸が進行していることである。建物周囲の残材(瓦・木材等)処分・保管をはじめ、排水経路の調査と不具合解消(目詰まり補修)等の早急な対応が望まれる。

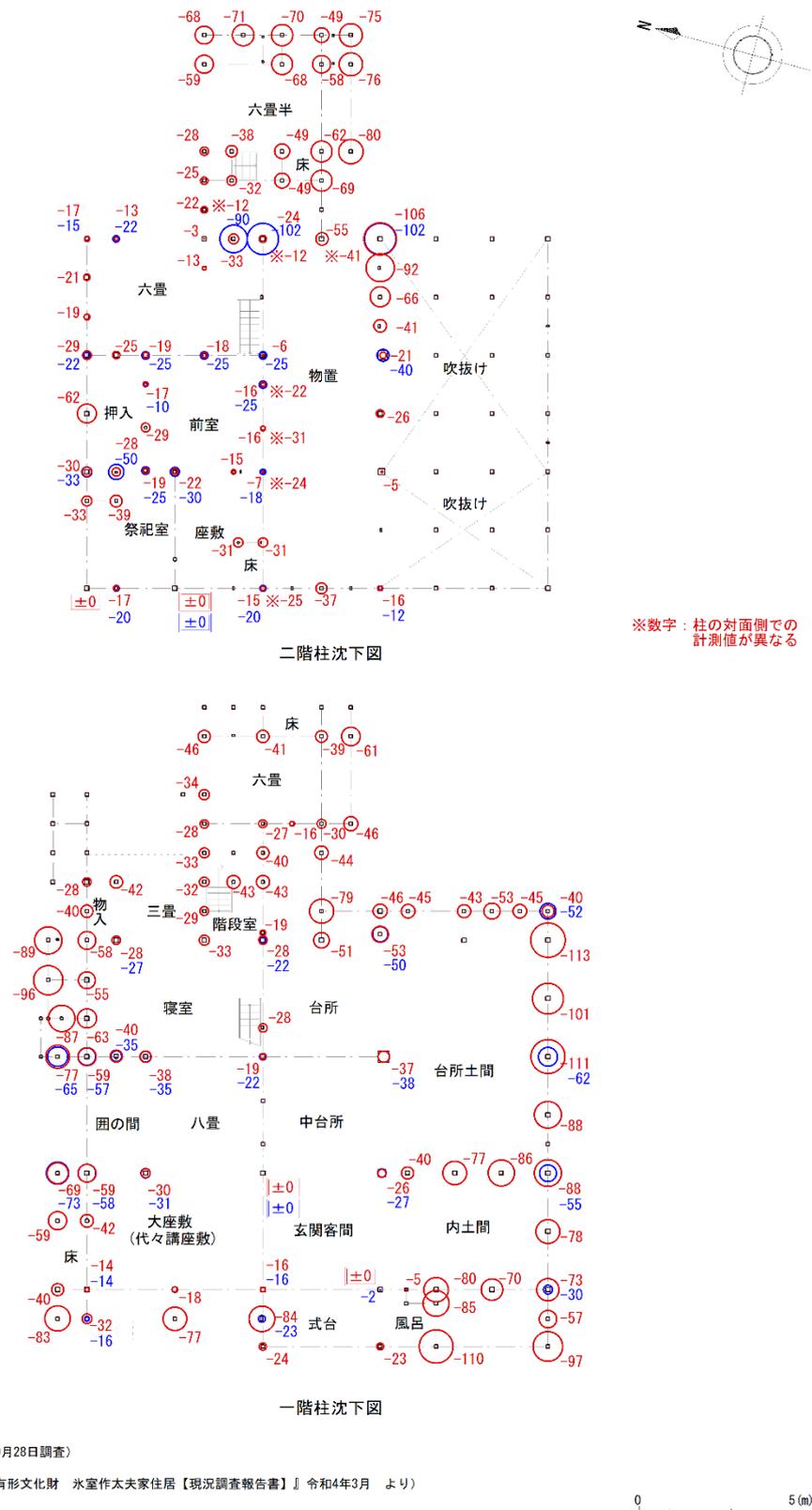


図2-1 母屋 柱沈下図

2) 屋根・小屋組

瓦の経年劣化が原因で大屋根の破損が著しく、広範囲でシート養生されている（写真2-5）。後方角屋は大屋根の途中で妻壁を立ち上げており（写真2-6）、雨仕舞不良により大屋根背面中央部軒桁と、これに架かる陸梁端部が腐朽している（写真2-7）。北側の庇は樋と瓦、軒裏とも崩れ、一部シート養生されている（写真2-8）。



写真2-5



写真2-6



写真2-7



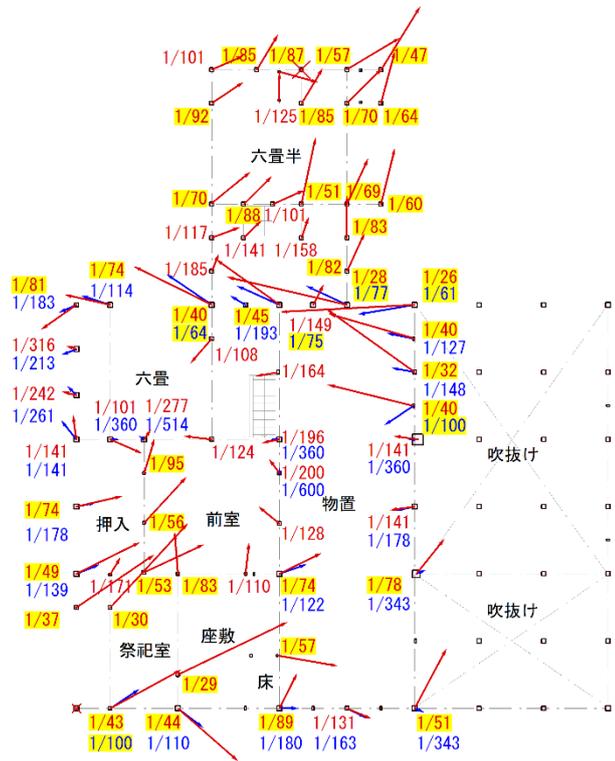
写真2-8

3) 軸部

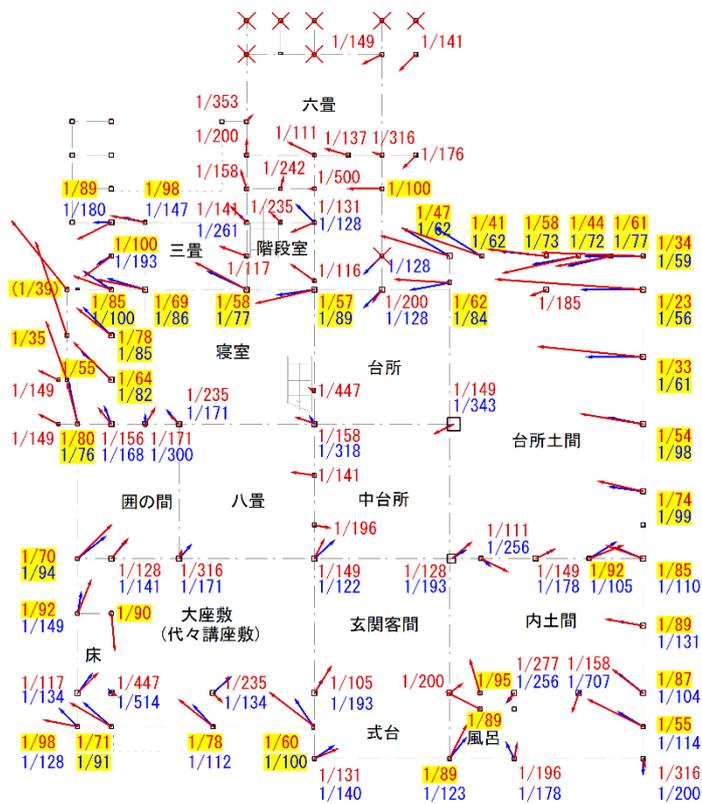
柱傾斜調査図（図2-2）は不陸調査図と同様に今回（令和6年10月）調査と前回（令和4年3月）調査の結果を重ねて表示している。不陸との因果関係は明らかではなく、傾斜は主に母屋と後方角屋の接合部に向いている。前記の屋根・小屋組の破損は一階軸部にも及び、背面胴差と柱が腐朽し（写真2-15）、これに取合う下屋の柱はおそらく腐朽により欠損している（写真2-14）。この周囲では桁行方向に筋交いが（写真2-13）、梁間方向に控え柱を（写真2-16）設けているが、母屋はここに向けて傾斜が今も進行している。早急な応急措置の実施が望まれる。

通り土間の壁面各所には筋交が（写真2-9～2-11）、室境の大径柱には控え柱（写真2-12）が付加されている。ともにボルトにより軸部に固定されている。控え柱は脚部が腐朽して機能していない。いずれも現在進行中の傾斜損傷には効力が低いようである。

母屋北東部の傾斜は便所周囲の腐朽によるものである。



二階柱傾斜図



一階柱傾斜図

柱傾斜 1/100以上
(令和6年10月28日調査)

欠損、折損大等のため計測不能

柱傾斜 1/100以上

(『津島市有形文化財 氷室作太夫家住居【現況調査報告書】』令和4年3月 より)

0 5(m)

図2-2 母屋 柱傾斜図



写真2-9



写真2-10



写真2-11



写真2-12



写真2-13



写真2-14



写真2-15



写真2-16

4) 外壁等

北側の妻壁は各所で下見板が破損し（写真2-17・2-18）、南妻壁は波形鉄板の下端部が腐蝕している（写真2-19）。背面上部の漆喰壁は剥離し（写真2-20）、下部の合板養生は破れている（写真2-21）。角屋の二階板壁は破損し土壁が流れ（写真2-21）、庇・縁廻りは崩壊している（写真2-23・2-24）。



写真2-17



写真2-18

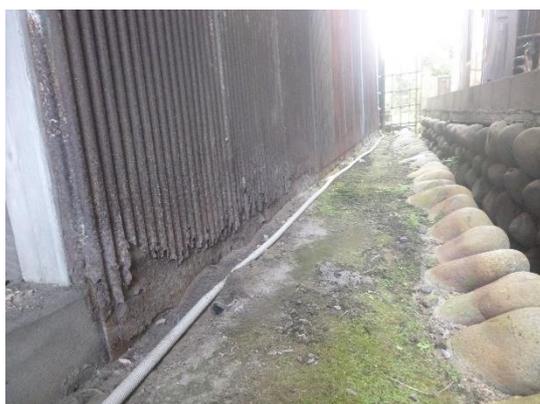


写真2-19



写真2-20



写真2-21



写真2-22



写真2-23



写真2-24

5) 内部造作等

大屋根の雨漏りは一階室内にも達し、座敷部全域で天井に雨染みが残し、各所で壁仕上
が流れ落ち、(写真2-25・2-26) 縁床は沈み込んでいる(写真2-27)。土間の高窓の硝子は
割れて(写真2-28) 風雨が吹き込む状態にある。

二階天井の破損は板材を再使用しての修理は不可能な状態で(写真2-29)、建具の破損
も著しい(写真2-30)。二階廊下の階段脇の壁がほぼ水平に断裂している(写真2-31)の
は、この後方へ向けての建物傾斜によるものである。角屋接合部の土壁は下地まで崩壊し
(写真2-32・2-33)、角屋室内は荒廃している(写真2-34)。



写真2-25



写真2-26



写真2-27



写真2-28



写真2-29



写真2-30



写真2-31



写真2-32



写真2-33



写真2-34

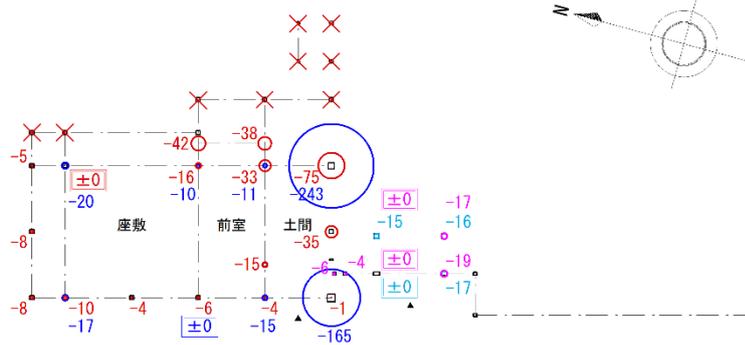
イ 門・長屋・付門塀

柱不陸・傾斜調査図（図2-3）も今回（令和6年10月）調査と前回（令和4年3月）調査の結果を重ねて表示している。門・長屋ともに破損が進行していることが分かる。

門では留蓋瓦の欠損（写真2-35）、棟積の破損（写真2-36）が見られ、門扉と、付指定門

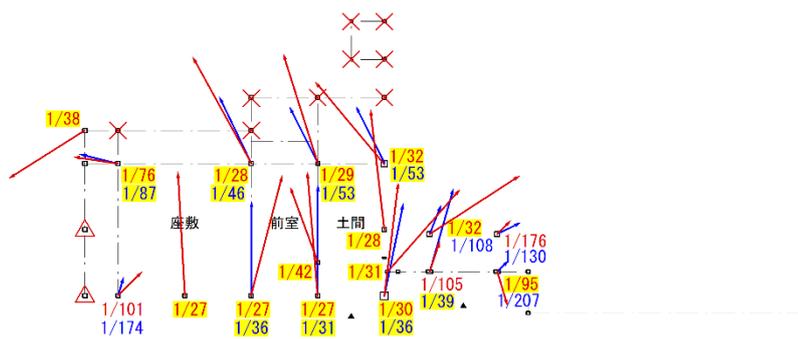
の潜り戸は板の割れ、金具の欠損・腐蝕等により開閉不全を生じている(写真2-37・2-38)。門の二本の控え柱はともに根継され(写真2-39)、南側の懸魚は欠損している(写真2-40)。付指定の塀は、庭側の腰板が一部外れ、石造・ボルト締めめの控え柱で転倒を防いでいる(写真2-46)。

長屋は大屋根と正面は建物形状をとどめているが、他は崩壊している(写真2-41～2-43)。特に東側の崩壊は部材の一部が散逸した状態で、内部に取付けた筋交(写真2-44)を頼りに形を保っている。



門・長屋 柱沈下量調査図

- 柱沈下 長屋 (令和6年10月28日調査)
- 柱沈下 長屋 (『津島市有形文化財 水室作太夫家住居【現況調査報告書】』令和4年3月 より)
- 柱沈下 門 (令和6年10月28日調査)
- 柱沈下 門 (『津島市有形文化財 水室作太夫家住居【現況調査報告書】』令和4年3月 より)
- × 倒壊



門・長屋 柱傾斜量調査図

- 柱傾斜 1/100以上 (令和6年10月28日調査)
- × 倒壊
- △ 隠蔽により測定不能
- 柱傾斜 1/100以上 (『津島市有形文化財 水室作太夫家住居【現況調査報告書】』令和4年3月 より)



図2-3 門・長屋 沈下・傾斜調査図



写真2-35



写真2-36



写真2-37



写真2-38



写真2-39



写真2-40



写真2-41



写真2-42



写真2-43



写真2-44



写真2-45



写真2-46

ウ 中庭

庭門・庭塀より南側は、門（表門）と母屋を結ぶアプローチで、園路は目地付きモルタル塗りの近年の仕上である（写真2-47）。園路より南側は生垣や、氷室家由来の椿（写真2-48）などの小低木、芝・草で覆われ、門近くの松の木は塀の上部を越え、枝の一部を道路に張り出している（写真2-47）。南側隣家境に工作物はなく、隣家のコンクリートブロック擁壁と車庫の外壁に面しており、その手前（敷地内）に古瓦が残置されている（写真2-49）。



写真2-47



写真2-48



写真2-49

庭門・庭塀より北は、門から母屋大座敷縁先へ飛石を並べる露地庭で、両脇に庭木と石灯籠、縁先に手水を配するが、門近くの飛石は地面に埋もれている（写真2-50・2-51）。長屋の南東角屋（大破）から北に向けて煉瓦造の工作物基礎が残存し、土管製井筒に突き当たる。周辺には長屋の破損部材が山積している（写真2-52）。北側の指定範囲外との境には石段と一部自然石縁石が並ぶのみで特に工作物はない。

指定範囲内全域で雨水排水の設備・装置は見当たらない。ただし、南東端で指定範囲外の敷地南辺を通り裏庭側につながる側溝先端に接している。



写真2-50



写真2-51



写真2-52

エ 庭園構成要素の庭門・庭塀

庭門・庭塀とも鉄板葺きで、腐蝕が進行している。欠損した門扉のかつての意匠は平成4年度調査写真により知ることができる。門柱の基礎はコンクリート製で、帯鉄とボルト・ナットで門柱と繋いでいる。門柱前後の控え柱は姑息な材料・仕様である。塀の縦板下端部の多

くは、地面・芝草類に接して腐朽している（写真2-53）。



写真2-53

(2) 管理状況

津島市教育委員会社会教育課が管理を行っている。建造物、及び庭園・外構の保守管理、清掃・除草を津島市シルバー人材センターに、剪定等を造園会社に委託し、年間随時行っているが、日常的な公開はなく管理者が常駐していない状態となっている。

2 保護の方針

計画区域内の各文化財（建造物）について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。附指定及び指定された土地に含むものとして明示された建造物及びその他の工作物についても、これに準拠した方法により保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観(各面毎)又は各部屋を単位として、以下の標準区分に準じて「部分」を設定して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

ア 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分で、中庭の主要構成要素はこれに該当する。

- 1) 構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。
- 2) 内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用(もっぱら居住等の用に供するために必要な部分など)及び補強等のために改変が許される部分に限る。

イ 保全部分

維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分

ウ その他部分

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として、後述する部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分



- 保存部分建物 文化財としての価値を特に有する部分
- 保存部分庭園 文化財としての価値を特に有する部分
- 保全部分 文化財としての価値を減じないよう維持及び保全することが必要とされる部分
- その他部分 文化財としての価値が低い、又は失われている部分



図2-4 部分の設定

(2) 部位の設定と保護の方針

ア 部位の設定

前項で設定した各部分について、一連の部材等(室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、軒飾り等)を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

- 1) 基準1：材料自体の保存を行う部位
- 2) 基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

- 3) 基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位
- 4) 基準4：意匠上の配慮を必要とする部位
- 5) 基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

イ 部位設定の留意事項

部位の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- 1) 保存部分にあつては、装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とし、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2、活用又は補強等のため特に変更が必要な部位に限り基準3とする。
- 2) 保全部分にあつては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とし、活用又は補強のため特に変更が必要な部位についても基準4とする。
なお、特に保存が必要な部位が存在する場合には、基準1又は基準2とする。
- 3) その他部分にあつては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、その他については基準5とすることができる。特に保存が必要な部位が存在する場合は、基準1又は基準2とする。
- 4) 判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位に区分する。
- 5) 新建材等によって被覆されている部位は不詳とし、覆っている材料の撤去・更新等の是非に関する区分を()で記す。

3 管理計画

(1) 管理体制

所有者である津島市を管理主体とし、教育委員会社会教育課（生涯学習・文化振興グループ）が所管部局となり、管理及び管理に関わる対応を行う。

ア 管理組織 津島市

イ 担当部局 教育委員会社会教育課（生涯学習・文化振興グループ）

ウ 住 所 津島市立込町2丁目21番

エ 電話番号 0567-55-2491

オ 管理内容

- ・ 保存管理に係る年間計画の策定と実施
- ・ 保存管理に係る中長期計画の策定と実施
- ・ 破損状況調査及び軽微な補修、並びに補修時の記録作成
- ・ 防災設備等維持管理
- ・ 保護の方針に基づく関係機関との協議
- ・ その他所有者の権限に基づく行為
- ・ 文化財建造物の日常管理（開錠・施錠、清掃、来訪者対応等）
- ・ 周辺環境整備（清掃、除草、樹木剪定等）
- ・ 防災、防犯点検

カ 今後の管理方針 直営以外の管理方法を検討する。

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

1) 清掃、整備に関する事項

建造物・庭園の構成要素に影響を与えないように担当者による日常の雨樋の点検・清掃、除草清掃の他、業者による定期的な剪定や除草清掃を行う。また職員による巡回点検を行う。

2) 日照・通風の確保に関する事項

開館時には天候を見計らい、建具を開放し、通風に努める。定期的に全室の窓の開閉を行う。

3) 虫害・腐朽防止に関する事項

職員による巡回点検を行い、必要な措置を行う。

4) 風水雪害に関する事項

災害時には職員による巡回を行い、被害を確認した場合には被害拡大防止に努め、速やか担当部署に報告する。

5) その他

管理者不在時の火災に備え、火災発生時の通報のため、母屋一階に自動火災報知機を設置している。

イ 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕など、管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。

部位の設定基準 4・5 の修理については届出を要しない。修理届を要しない小規模な修繕等管理のための行為の内容について、次のとおり例を示す。

1) 外構及び基礎

・排水溝の清掃・目詰まり補修

2) 縁回り及び床下

・不要材の撤去及

3) 外壁

・金属製及び樹脂製材の撤去及び取替、塗装
・土壁仕上、モルタルの部分的な塗り直し

4) 内壁

・モルタルの部分的な塗り直し

5) 土間

・凸凹の補修

6) 床及び畳

・床板の割れや亀裂の補修、張増し
・近代以降の畳の新調

7) 屋根及び雨樋

・瓦ズレの修理

- ・雨樋の穴補填等、簡易な修理、取替

8) 建具

- ・装飾的なもの以外の釘や留め金等の取替及び打ち直し
- ・戸車の取替
- ・戸溝の埋木
- ・破損ガラスの取替
- ・歴史的、装飾的なもの以外の襖、障子の貼替
- ・建付け調整

ウ 中庭の維持管理

- ・定期的な樹木の剪定・整枝、除草、掃除
- ・破損建物部材、古瓦等の整理・保管
- ・表門については、前項の建造物の維持管理に準じる

エ その他

- 1) 建物内に残置されている家具・什器・他資料等の管理については、『文化財（美術工芸品）取扱いの手引き』（文化庁文化財保護部美術工芸課平成9年3月）に準拠して行うものとし、保管方法等についての計画を定める。
- 2) 修理に伴い取り外した保存古材の保管方法等における計画を定め、部材名称、員数、保管場所等を記した目録を備える。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

- ・雨漏を生じている屋根破損部（瓦の欠損・ズレ、金属葺・檜皮葺劣化部）の修理
- ・降雨時に溢れる軒樋、竪樋破損部の修理と流末処理
- ・雨水侵入の可能性がある外壁左官仕上の剥離、ヒビ、浮き等の修理
- ・外壁板張の穴・欠損部の修理
- ・床下、土壌の防蟻処理
- ・自動火災報知設備の設置（未設置部）
- ・中庭の破損建物部材、古瓦等の整理・保管

(2) 今後の保存修理計画

ア 根本的な保存修理の必要性及び事業実施のために必要な検討事項

- 1) 保存のために必要な根本的修理
 - ・母屋の半解体修理
 - ・長屋・門・付指定門塀の半解体修理
- 2) 活用・公開のために必要な修理・整備
 - ・母屋後方増築部の解体整備、または除却部の仕舞と復原
 - ・根本的修理と同時進行の屋根軽量化を伴う耐震補強

・その他適切な保存環境の管理、建造物の維持管理を継続

3) 整備年代と一致し根拠が明かな部分の復原



古写真-1 (平成4年度調査報告書に掲載、大正頃と記載、他に3枚の写真掲載)

※母屋の風呂正面無双窓と腰板、庭門扉の意匠、庭門・庭塀の板葺き屋根、長屋後方角屋の屋根形状、前庭の植栽・地表面の様子等が分かる



古写真-2 (大正9年 写真帳記載)



古写真-3 (大正8年 写真帳記載)



古写真-3 (大正8年 写真帳記載)

※門 潜り戸が門南 (現在は門北)



古写真-4



古写真-5



古写真-6



古写真-7

※古写真-4～7はいずれも大正後期～昭和戦前期か

イ 修復整備に当たり、詳細に検討すべき事項と作成する計画等 (案)

- 1) 氷室作太夫家住居修復整備工事基本計画 (全体)
 - ・現状調査 (建造物、構造、敷地外構、地盤等)
 - ・基本計画 (建築保存修理、耐震補強、設備、外構、仮設、工事工程、概算等、法適合性確認 (適用除外条件整備)、耐震補強判定機関申請・判定)
- 2) 氷室作太夫家住居修復整備工事实施設計 (適用除外申請・審査) (部分～全体)

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

第1章で定める計画区域は、津島市指定有形文化財「氷室作太夫家住居」が所在する津島市片町2丁目8番地を主体とし、これに隣接して津島市が所有する津島市片町2丁目5番地・6番地・7番地、並びに筏場町62番地からなり、面積合計は1,263.85㎡としている。ただし、この「計画区域図」をはじめ、本章の「区域区分図」等の配置図は、都市計画図や住宅地図等をなぞっているもので、敷地測量図をもとに作成されたものではない。したがって、道路境界、隣地境界は未確認で、正面の長屋や表門・塀の軒先越境の懸念や、敷地周囲の塀、フェンス、水路等の工作物の所有・所在が不明瞭であるなどの課題がある。敷地測量と同時に庭園・外構の樹木を含む構成要素、地盤高さ、排水経路等の調査と、草刈り・剪定・伐根・水路清掃等の施設維持に最低限必要な整備が早期に求められる。

敷地内への現状出入口は、西側の道路からのみで、他の面は敷地内の塀、隣家の建物・塀等で閉じられている。北側道路に面した駐車場とはフェンスと塀で二重に隔てられ出入りできない。

中庭や、母屋の後方（東側と南に矩折れ）及び長屋の北側敷地には現存とは別建物が古図に描かれたことがあるが、地盤面の目視ではその遺構は確認されない。

2 環境保全の基本方針

文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値を向上させるため、環境保全の基本方針を以下のように定める。

- (1) 強風雨時の雨水排水、倒木・枝折等、文化財建造物の保存に影響を及ぼす恐れがある周辺環境については適切な維持管理を行う。
- (2) 庭園と一体となった文化財建造物の価値を向上させるため、調査研究を踏まえた庭園及び歴史的環境を整備する。
- (3) 公開活用に必要な施設・環境を整備する。

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地及びその他の計画区域の全体を、以下に示す標準的な区分に準じて区分して保護の方針を定める。

ア 保存区域

文化財(建造物)を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ 保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

ウ 整備区域

文化財(建造物)の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域で、状況に応じて建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地の一部を含むことができる。

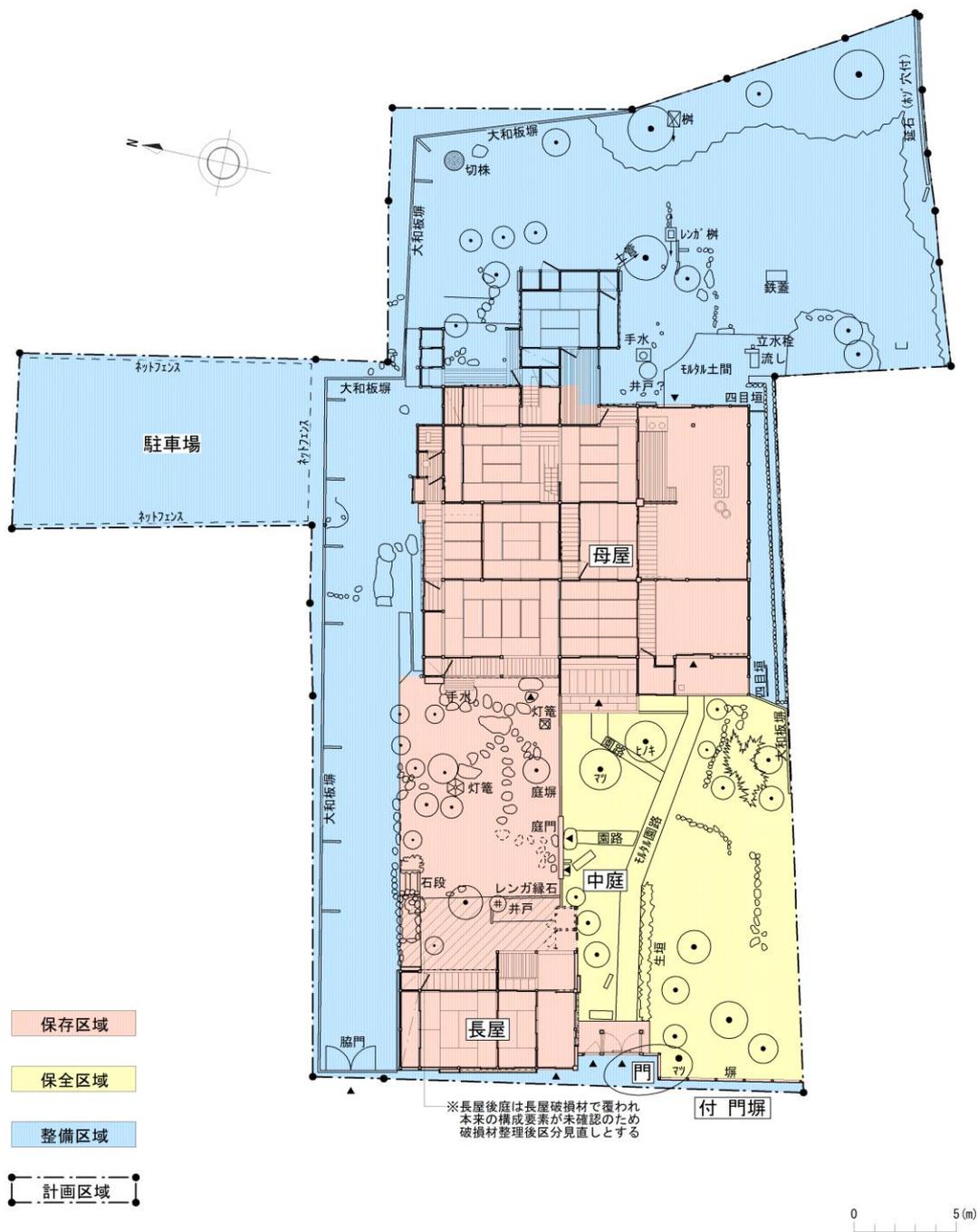


図 3-1 区域区分図

(2) 各区域の保全方針

ア 保存区域

防災及び管理上必要な設備は建造物の基本設計時に検討し設置する。庭園・樹木等の保全計画、整備が必要な箇所の外観処理・方針等を必要に応じて定め、それに従う。

イ 保全区域

管理若しくは防災上必要な塀、通用口等の整備・修景が必要となる。樹木、園路等は環境保全に留意した修景を行う。

ウ 整備区域

修理工事時の資材置場等の用地、公開・活用に必要な管理施設・便益施設等の設置を想定した区域とする。バリアフリーなどに適応した施設・設備や既存構築物の修景等が想定される。

ただし、区域内に残存する井戸・給排水などの水回り（写真3-1・3-2）、庭石、工作物基礎（写真3-3・3-4）等については、精査のうえ、一体となして価値を形成する部分については保存を図る。



写真 3-1



写真 3-2



写真 3-3



写真 3-4

4 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財(建造物)以外の全ての建造物について、以下の標準的な区分に準じて区分する。

ア 保存建造物

保存区域に所在する建造物で、文化財(建造物)に準じて保存を図るもので、以下のものが該当する。

- 1) 地方公共団体により指定・登録等(登録は国登録を含む)の保護がなされている有形文化財(建造物)及び史跡、名勝等を構成する要素となっている建造物
- 2) その他所有者等が自主的に保存を図ることとするもの

イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

ウ 整備建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去するもの。(写真 3-5~3-8)

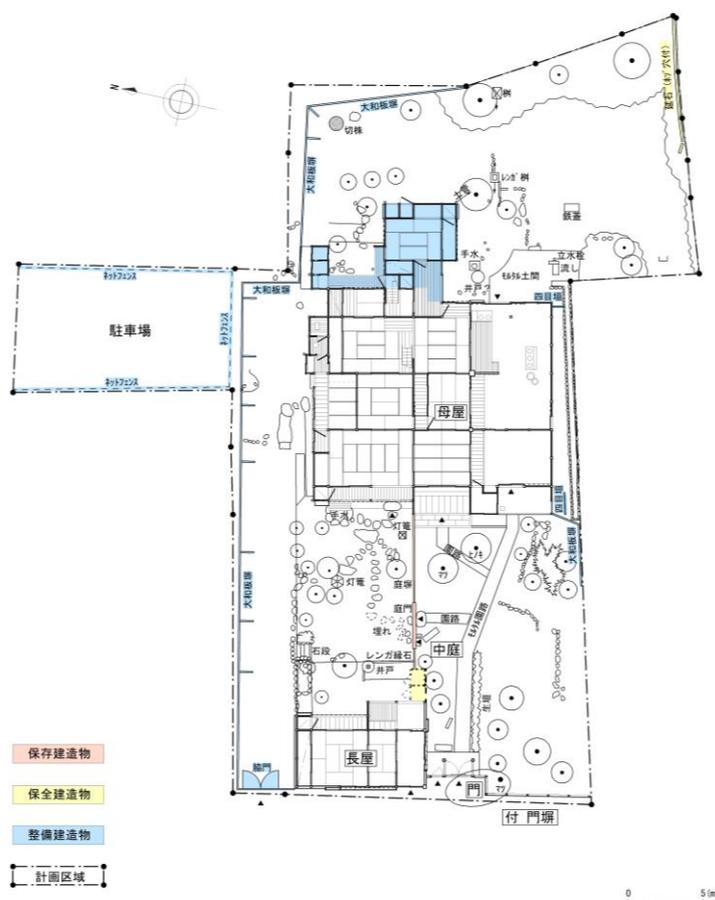


図 3-2 建造物の区分



写真 3-5



写真 3-6



写真 3-7



写真 3-8

(2) 建造物保護の方針

ア 保存建造物

- 1) 法律や条例に基づいて指定・登録等がなされているものは、当該建造物の制度的位置付けに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護の方針を定めるものとする。
- 2) その他の建造物については、材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、有効な活用のために部分又は部位を限って行う行為、又は、科学的な根拠に基づく復原であって文化財的価値を向上させる目的で行う行為については現状の形式を変更できるものとし、文化財(建造物)に準じて方針を定める。

イ 保全建造物

- 1) 原則として、位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。
- 2) 建造物の価値と区域の状況を勘案して、各建造物について、以下のいずれかを選択して、それぞれの保全方針を定める。
 - ①保存建造物に準じて保全する。
 - ②外観と主要構造部を保全する。
 - ③外観のみを保全する。

ウ 整備建造物

その他の建造物について将来的な存置または撤去の方針を定め、存置する建造物と保存・活用上将来新築を予定する建造物について、歴史的景観や環境を損なわないことを原則として位置・規模・色彩・その他の修景の方針を定める。

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

ア 当該地域における地方公共団体の治水計画

●「第5次津島市総合計画」等

「第5次津島市総合計画」（令和3年（2021）9月策定、令和7年（2025）中間見直し）や「津島市都市計画マスタープラン」「津島市地域防災計画」などにおいて、津島市における治水・水害対策の現状と課題、施策の方針等が掲げられている。

津島市では、海抜0メートル以下の低平地のため、機械排水によるポンプによって河川へ強制排水しているほか、農地が持つ雨水の浸透や貯留などの多面的機能によって、台風や集中豪雨の際では浸水被害を始めとした自然災害を抑制している。

今後も災害の発生を抑制し安全で快適な生活環境を維持していくためには、治水対策としての河川改修事業、農地・宅地などを湛水被害の防除としての広域幹線水路整備や排水機場の整備事業を推進する必要がある。また、農地といった基盤資源を適切に管理していく必要があるとしている。

●木曾川水系 流域治水プロジェクト

令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、木曾川水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」（流域全体で水害を軽減させるための治水対策）を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として、令和2年9月に国・4県・66市町等から構成される木曾川水系流域治水協議会が設置され、「木曾川水系流域治水プロジェクト」がとりまとめられた。

令和5年8月には「木曾川水系流域治水プロジェクト2.0」が作成され、津島市では市内の水害リスク軽減を目的として、概ね10年をかけて排水施設の整備を行うとしている。

イ 地震・津波浸水

1) 南海トラフ地震

愛知県では、東日本大震災を教訓として、平成23年度から平成25年度にこれまでの地震被害予測調査の最新の知見に基づいた見直しが実施され、その概要を「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月 愛知県防災会議地震部会）として公表した。愛知県で被害が最大となるケースを中心に、ハザードの予測（震度、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）の概要が掲載されている。

調査結果では、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせた「過去地震最大モデル」と、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波「理論上最大想定モデル」の2つのモデルが示されている。

各モデルによる津島市の最大震度・液状化危険度の想定結果

	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル ^{※01}	
		陸側ケース	東側ケース
最大震度	6弱	7	6強
液状化危険度	高い～きわめて高い	高い～きわめて高い	高い～きわめて高い
津波浸水面積 (浸水深1cm以上)	662 ha	最大 ^{※02} 1959 ha	

※01 平成24年8月29日に内閣府から公表された最大クラスの地震・津波モデルと同じものである。国の地震ケース5通り（「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震源及び波源モデル）のうち陸側ケース、東側ケースを検討。

※02 国の津波ケース（「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震源及び波源モデル）①～⑩のうち、津波ケース①、⑥、⑦、⑧、⑨を検討、そのうちの最大値。

津島市では市のほぼ全域が最大震度6強、ところによっては震度7と想定され、いずれのモデルでも液状化危険度は極めて高いと想定されている。

津島市のハザードマップでは、本計画区域周辺も、最大震度6強、液状化も極めて高い地域となっている。すぐ近くまで浸水30cmの被害が出ると予測されている。（図3-3）

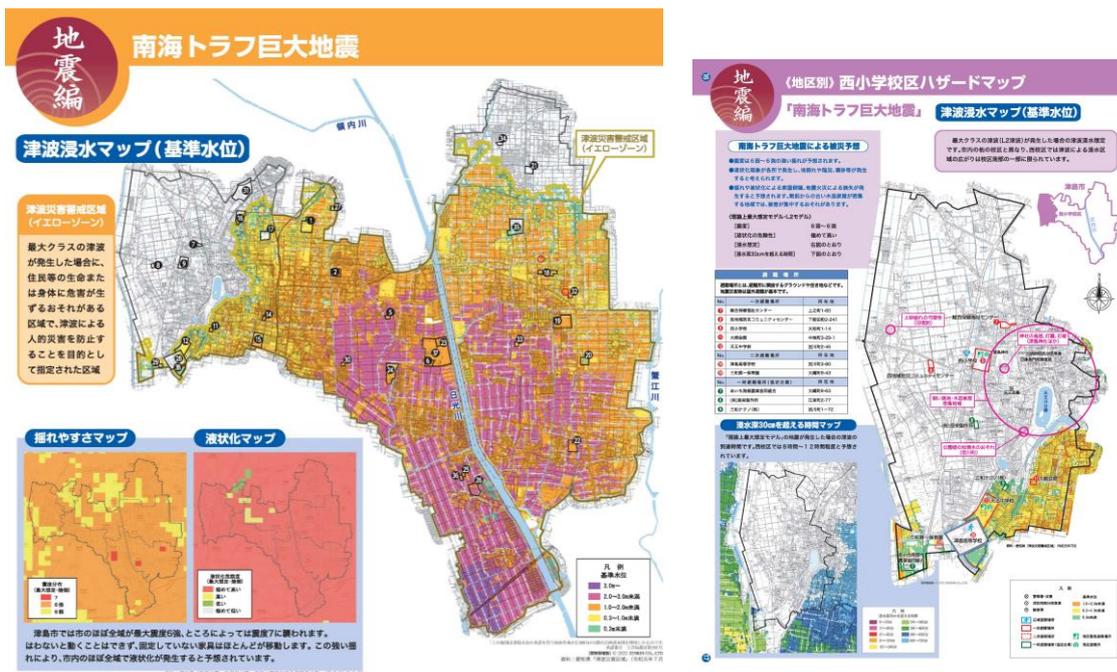


図3-3 津波浸水マップ・揺れやすさマップ・液状化マップ

(令和3年3月 津島市防災ハザードマップ p 4-5、16-17) 部分、加筆

2) 養老-桑名-四日市断層帯を震源とする地震

養老-桑名-四日市断層帯は、岐阜県垂井町から三重県桑名市を経て四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる、長さ約60kmの断層帯である。養老-桑名-四日市断層帯では、断層帯全体が一つの区間として活動し、マグニチュード8程度の地震が発生すると推定される。

「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書―想定地震に基づく被害想定―」
 (平成15年(2003)愛知県)において、内陸型地震「養老―桑名―四日市断層帯」による被害想定が公表されている。愛知県の震度は、海部地区で震度6弱以上、濃尾平野で5強以上。濃尾平野西部において液状化の危険性が極めて高く、津波の発生はないと想定されている。

津島市のハザードマップでは、本計画区域周辺も、最大震度6強以上、液状化も極めて高い地域となっている。(図3-4)

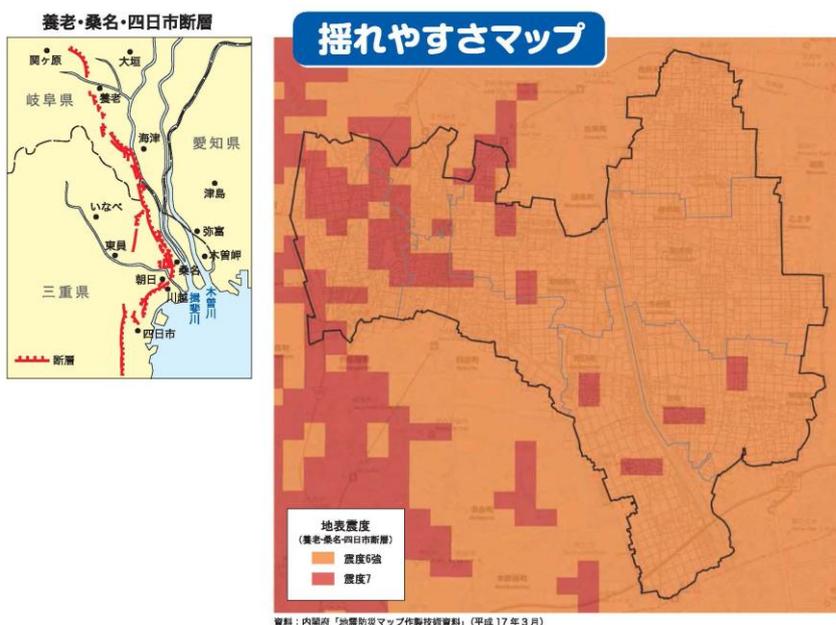


図3-4 養老-桑名-四日市断層地震 揺れやすさマップ

(令和3年3月 津島市防災ハザードマップ p7) 部分、加筆

ウ 洪水・土砂災害等のおそれ

1) 高潮

愛知県は、三河湾・伊勢湾沿岸(愛知県区間)において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に想定される浸水の区域、水深、継続時間を示した高潮浸水想定区域を令和3年(2022)6月に指定・公表した。高潮浸水想定条件とは高潮を発生させる既往最大規模の台風の接近、高潮と同時に主要な河川での洪水の発生などであり、これらの条件下で、津島市の浸水面積は2,363ha、最大浸水深は5.7mである。

本計画区域が位置する地域は最大浸水深が1.3~1.8mと想定されており、周辺地域は3~5mと想定されている。0.5m以上の浸水継続時間は12時間以内となっているが、周辺地域及び市内の多くの地域においては1週間以上の浸水継続が想定されている。(図3-5, 図3-6)



図3-5 高潮浸水想定区域図（浸水区域及び浸水深）（令和3年6月 愛知県）愛知県HPより部分、加筆

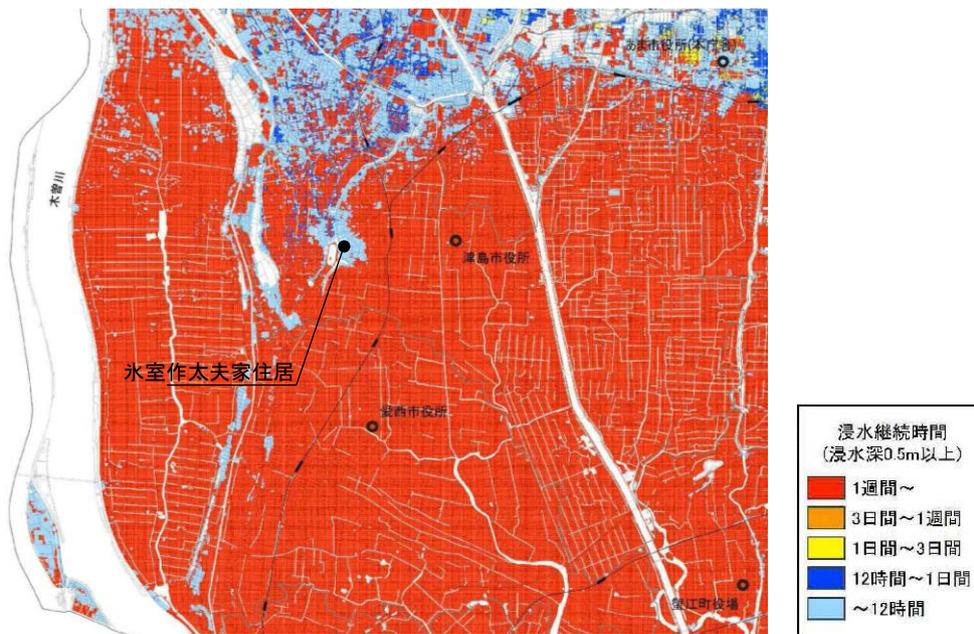


図3-6 高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）（令和3年6月 愛知県）愛知県HPより部分、加筆

2) 洪水（木曽川の氾濫）

国土交通省によって木曽川水系木曽川洪水浸水想定区域が公表されている。本計画区域の西側に木曽川があり、洪水が発生した場合に計画区域内の浸水や建造物の被害が想定される。洪水浸水想定区域とは、想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示した図面である（図3-7）。想定される最大規模の降雨量については、全国を降雨特性の似ている15地域に区分し、それぞれの地域で観測された最大降雨量を基にした降雨継続時間と流域面積、最大雨量の関係から想定最大降雨量を設定することを基本としている。

木曽川が氾濫した場合、本計画区域は0.5m未満と想定されているが、周辺地域は0.5～3.0m

の浸水が想定されている。

洪水被害によって浸水した地域の浸水継続時間については、氷室作太夫家住居が位置する地域の周辺は浸水から168時間（1週間）の浸水時間が想定されている。（図3-8）



図3-7 木曽川水系木曽川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和2年4月 国土交通省中部地方整備局）HPより部分、加筆

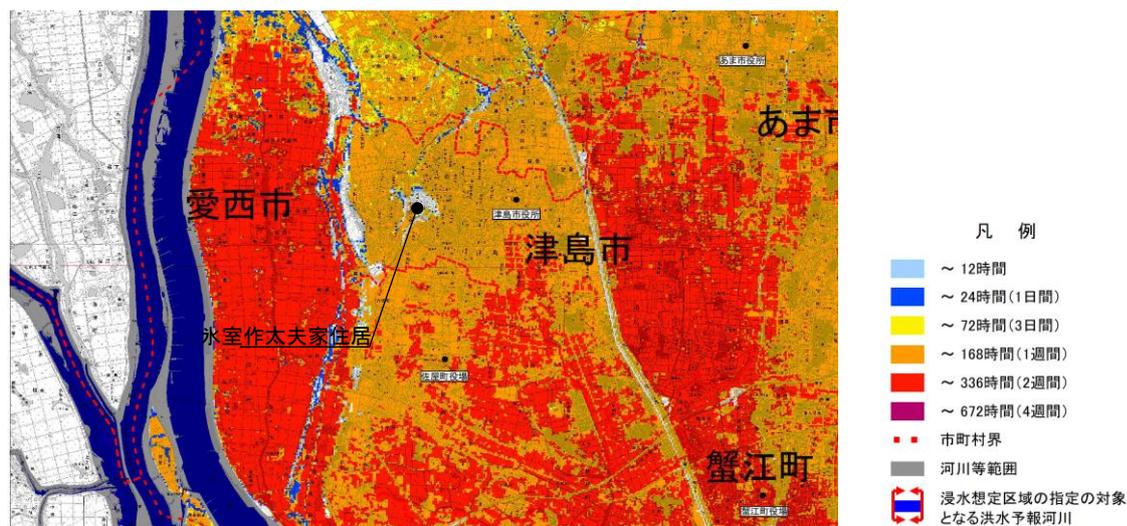


図3-8 木曽川水系木曽川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

（令和2年4月 国土交通省中部地方整備局）HPより部分、加筆

エ 危険木等の有無

通行、景観上の支障木、植栽の繁茂による景観の阻害が見られる。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

ア 当面の改善措置

災害時の被害拡大を抑えるために、日常管理による不安要素の改善のほか、定期的に見回りを実施する。

大雨後や地震後は、保存・保全建造物、工作物等を対象に管理者は損傷の有無を確認する。損傷や危険性が確認された場合、所有者や関係各所と連絡をとり適切な応急処置を行

う。応急的処置後は速やかに根本的な対策について検討していく。

イ 今後の対処方針

災害発生時及び災害発生が想定される時の避難誘導等に関する防災マニュアルの検討を行う。作成にあたり、より安全性を考慮した避難経路、一時避難場所、初期消火対応、防災訓練などについて検討する。避難経路の検討においては、避難の妨げとなる意匠変更を制限する必要もある。

さらに災害に備えた対策では、大雨・暴風警報発令時には敷地内での事故を防ぐため、閉館・休館の措置を取るなどの対策を検討する。公開時に警報が発令された場合には、市の災害対策本部の指示に従い、閉館などの対策を講じ、見学者の誘導や案内を行う。

(3) 環境保全施設整備計画

施設の設置、改修を要する場合は、以下に留意して基本計画を定める。

ア 保護柵

- 1) 歴史的な景観や環境との調和に留意すること。
- 2) 公開や管理の都合、修理工事の際の妨げとならないことを併せて検討すること。
- 3) 建造物に近接して保護柵を設ける必要がある場合は、仮設物や防犯装置などによる代替措置等についても検討すること。

イ 排水施設

- 1) 現在埋没している旧来の排水溝等の施設の有無を確認すること。
- 2) 目詰まり防止のため、防止装置の付加や管理方法について検討すること。
- 3) 施設設置後の効果について追跡調査をし、随時対策を講ずること。
- 4) 台風や大雨の後に必ず点検すること。
- 5) 定期的な清掃、浚渫を行うこと。

ウ 覆屋(応急修理時の養生、修理工事の外部足場・素屋根等)

- 1) 歴史的景観や環境を損なわないものとする。
- 2) 屋内の重要文化財(建造物)を確実に保護できる構造強度を有すること。
- 3) 内部空間にある程度の余裕を設け、保存・活用の支障とならないように配慮すること。
- 4) 換気、採光、防火に十分配慮すること。

(4) 周辺樹木の管理

- 1) 文化財に隣接する樹木は、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないように管理に努める。
- 2) 必要に応じて樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。

第4章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

建物の規模及び構造は以下の通りであり、建物の燃焼特性は高い。

母屋 木造二階建 切妻造棧瓦葺 床面積 228.09 m² 1棟 嘉永2年(1849)

長屋 木造平屋建 切妻造棧瓦葺 床面積 80.99 m² 1棟

門 木造 切妻造棧瓦葺 薬医門 1棟

付門塀 木造 切妻造鉄板葺 1棟

イ 延焼の危険性

本計画区域の敷地は、西面全幅と北面駐車場が道路に面し、他は近隣住宅敷地と接する。文化財建造物の第一次近接距離(20m)内には、複数の木造建築物が近接していることから、外部の火災による延焼の危険性がある。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

公開活用は行っておらず、常駐者不在となっている。母屋一階にのみ自動火災報知機が設置され、警備会社への通報設備に連携している。前面道路や近隣敷地から文化財建造物に容易に近づくことができる。早急に防火管理計画を定める必要がある。

(2) 防火管理計画

防火管理については、その維持充実に努める。なお、修理工事、公開活用の開始等にあわせて防火管理計画の充実に図る。

ア 防火管理者

所有者である津島市は消防法第8条第1項に基づき、教育委員会社会教育課長を防火管理選任者とし、防火管理者は防火管理を実施するために必要な消防計画を作成し、防火管理業務を実施する。

イ 防火管理区域の設定

本計画区域全体を防火管理区域に設定する。ただし、保存活用計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防署の指導を得て定めるものとし、原則として以下の各号に示す土地及び建造物等を区域に含めるものとする。このため、隣接区域の状況把握と区域の見直しを進める。

- 1) 指定文化財(建造物)に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等(以下、「建造物等」という。)で、指定文化財(建造物)との近接距離が20m以下であるもの(以下、「第1次近接建造物等」という。)
- 2) 第1次近接建造物等との近接距離が5m以下のもの(以下、「第2次近接建造物等」という。)
- 3) 警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物(上記近接距離を超えても第2次近接建造物等とみなす。)

4) 指定文化財(建造物)の周囲 20mの範囲、近接建造物等の周囲 5 mの範囲の土地。

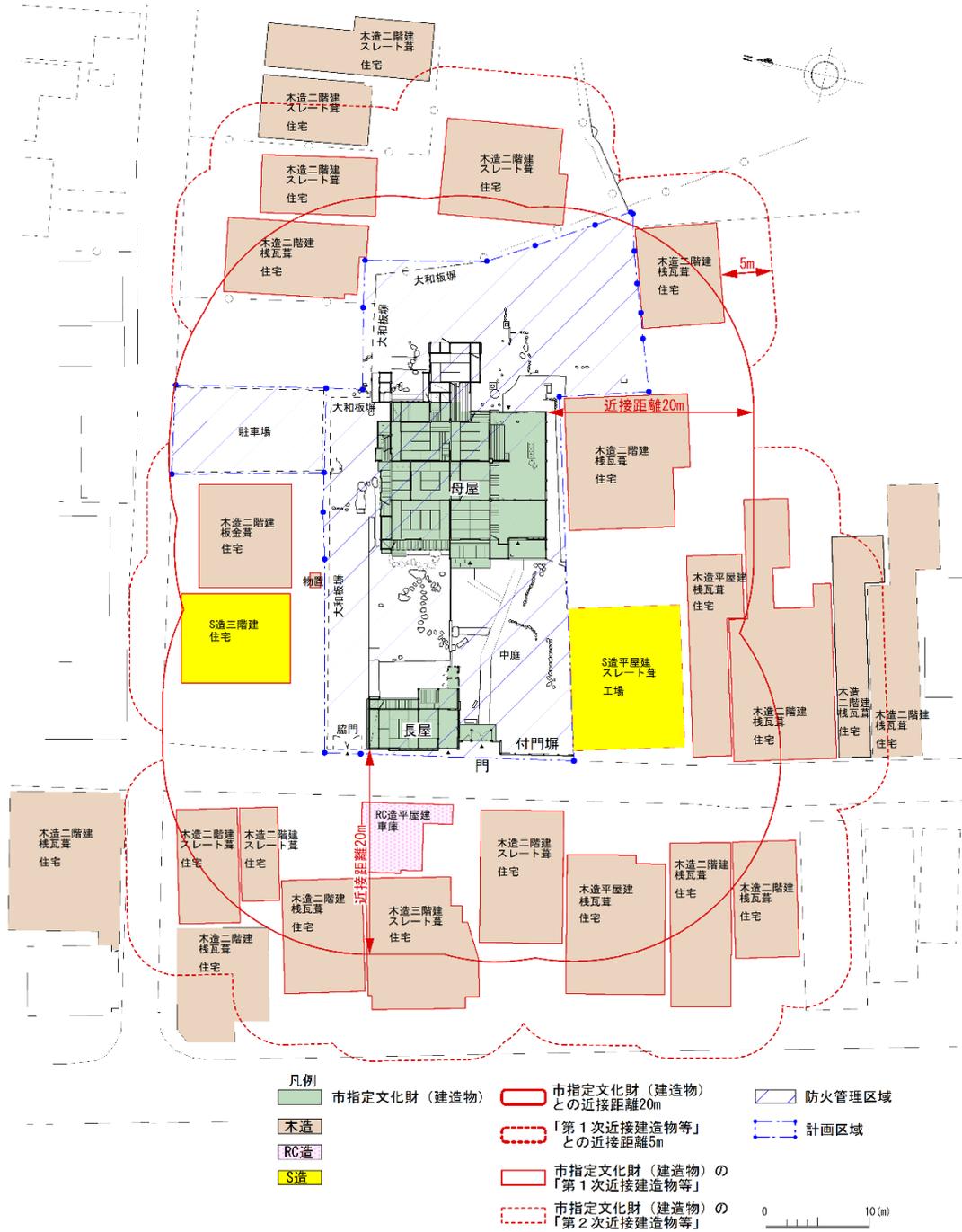


図 4-1 防火管理区域の設定図

ウ 防火環境の把握

防火管理区域内に存在する建造物その他の物件の燃焼特性、火気の使用状況等の防火に係る環境を把握する。

エ 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については、関係者と協議の上、可能な措置を講じることに努める。

1) 火気等の管理

本計画区域内については禁煙とする。また、管理・活用等に必要な火気の使用は、予め所轄消防署へ届出した上で使用箇所・時間等を限定し、周囲に消火用具等を配置するとともに、必ず火気使用管理者を配置する。

2) 可燃物の管理

本計画区域内の可燃性物品の除去または整理整頓を行う。建造物周辺の公道に面した区域においては、可燃物を放置しないよう見回り等を徹底する。

3) 警備

公開時間内は、建造物周辺、建造物内部の定期巡回を行い、閉館の際は、建造物周辺、建造物内部の火気確認を行うとともに、責任を持って戸締り・施錠を行う。閉館中及び夜間については、敷地周辺に可燃物を放置しないことを徹底し、機械警備システムにより、業務委託した専門業者が警備を行う。

4) 安全対策

基本的な見学順路を設定し、避難経路等の確保とともに、津島市職員等の管理者による避難誘導を行う。

オ 消火体制

本計画策定後、保存修理事業にあわせて防災設備の設置を行うが、当面は下記の消火体制をとることとする。また、今後公開活用を行う上では、初期消火及び本格消火に迅速に対応する消火体制を構築する。施設の管理運営体制の検討・再構築を行い、建物の公開時及び閉館時における消火体制を検討する。なお津島市以外で管理する場合は、双方が連携する体制を構築することとする。

1) 当該建造物で火災が発生した場合

見学者等の避難誘導を最優先し、消火設備を用いて速やかに初期消火にあたるとともに、関係機関への通報、近隣への協力要請等を行う。また要救助者がある場合は、関係機関・近隣協力者と連携して、その救助を行うこと。なお、消防隊到着後は、消防隊に現場状況の報告を行い、連携して消火にあたる。鎮火後は、建造物の被害状況を把握し、文化財建造物とその部材の保護に努める。主要構造部に大きな破損が認められる場合は、支柱やワイヤー等により支持、危険部分の撤去・格納、破損部分を防水シートで覆うなどの応急措置を行うとともに、危険が及ぶ可能性がある範囲への立入り禁止等の措置をとる。

2) 当該建造物の近隣で火災が発生した場合

見学者等を安全な場所に避難誘導し、引き続き関係機関への通報を行う。その後、近

隣の消火活動に協力する。消防隊到着の後は、当該建造物周辺に待機し、建造物の被害状況を把握するとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

カ その他

防火管理区域内での他建造物の環境、規模、構造等及び周辺の消火栓位置等の調査、整理を行う。防火管理区域内での建造物の新築、増改築等は、火災の発生や延焼の防止及び消火活動に障害となる恐れがあることに留意する。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

き損・放火・盗難等による大きな事故歴は現在不明である。

イ 事故防止のために講じている措置

き損事故防止、放火防止、盗難防止に関する措置は現在行っていない。

ウ 今後の対処方針

見学者を適切に把握・管理する必要があることから、公開活用の内容に応じて見学順路・入構経路の設定、制限区域の設定、人員配置、その他必要な表示等を改めて行う必要がある。また、犯罪企図者の指定文化財建造物内におけるき損・盗難等の犯罪を抑止及び監視するため、今後、日中の公開活用時における常駐管理人や適所への人員配置、公開範囲の設定等の管理運営体制の検討を踏まえつつ、防犯体制を強化する。

(4) 防災設備(防火・防犯設備)計画

ア 設備整備計画

防火・防犯設備に関しては拡充が望ましいが、大規模な計画及び工事を伴うため、保存修理事業に合わせ、建造物の解体・半解体修理時に実施することを基本とする。ただし、義務設置であるため自動火災報知設備は大規模修理を待たずに設置する。

文化庁の「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」に基づいて、日常的な火器管理や電気火災に対する出火防止策に取り組むとともに、火災の早期覚知、初期消火対策、延焼防止対策や面的防災力の強化などを検討し、必要な防火設備の整備を行う。

①火災警報設備等

指定文化財保護のため、消防法に定められた消火器や自動火災報知設備等を設置し、出火時の的確で迅速な連絡体制を整える。また、今後の公開活用時の火災発生の際に来訪者が適切に避難できるように避難経路を設定する。

②その他消防設備

所轄消防署や文化庁、専門家の指導を受けて、防火水槽や必要と思われる設備の設置を検討する。但し、設置に際しては指定敷地の価値を著しく損なわないよう工事方法や設置位置をよく検討する。

③防犯設備

防犯設備については、平成27年度文化庁より「文化財の防犯対策について(通知)(平成27年4月30日 27財伝文第26号)」及び「文化財の防犯体制の徹底について(通知)(平成27年4月30日 27財伝文第8号)」が示されている。これを踏まえるとともに、夜間は施錠を行い

防犯に努め、民間の警備事業者への管理委託を検討する。

イ 保守管理計画

1) 消防法により定められた定期点検を実施するものとし、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施する。以下に示す標準的な点検方法を目安として、保守管理計画を定める。

①外観点検

機器の配置、損傷状況等6カ月に1回以上点検する。

②機能点検

防火管理者、消防設備士、または消防設備点検資格者による点検を実施する。

③総合点検

年1回以上、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

2) 点検結果に基づき速やかに機能の回復をはかる。

3) 点検、修理、更新についての記録を整えて、防災設備の現況について日頃から津島市教育委員会、所轄消防署等の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

ア 耐震診断結果

令和4年3月に「氷室作太夫家住居 耐震診断報告書」(受託者:株式会社 中島工務店)がまとめられている。以下に、その考察を転記する(原文ママ)。

考 察

本耐震診断は建築基準法施行令82条の6に定める限界耐力計算を用い、極稀地震および稀地震に対する桁行方向・梁間方向それぞれの最大変形角を求めるものである。

前提条として、建物の主要構造部材が健全であり、建物の変形も無いものとする。

当該地の地盤種別は30m 平均S速度 $V_s=160\text{m/s}$ で2種となりやや不利な状況である。

【主屋】

本建物は伝統構法の木造住宅建築で屋根重量算定には瓦葺き(土置き)で算定した。

主屋は2階建てであるが、全体の約1/3が吹抜けになっている。吹抜け部の妻壁に胴差が無く、妻壁が土間から屋根まで立ち上がっている特殊な構造になっている。

診断は吹き抜け部も含めた全体で検討するが、念のため吹抜け部を除いたゾーン1と吹抜け部のゾーン2に分けてそれぞれを検討した。これは、全体の診断結果で応答値がNGだった場合、耐震要素の多いゾーン1がOKで、耐震要素の少ないゾーン2のみNGとなる可能性もあり、その場合はゾーン2のみ耐震補強を行うことで全体の耐震性能がOKになる可能性を期待したものである。

2階は耐震要素の土壁が充分あってバランスよく配置されているが、1階は土壁が下屋に多

く、本屋との繋ぎも垂木のみで耐力が本体に伝達されにくいいため、小壁や差鴨居が本体の主な耐震要素であり、全体的には耐力が不足している。

計算の結果、2階の応答値は全体およびゾーン1・2とも充分安全であった。

1階における全体の検討では稀地震時に梁間方向で1/101rad、桁行方向で1/88rad と損傷の可能性が有る。また極稀地震では梁間方向で1/12rad、桁行方向で応答過大となり、倒壊の可能性が高い。

次にゾーン1を計算したところ、稀地震における梁間方向で1/85rad、桁行方向で1/83radと損傷の可能性が有る。極稀地震では梁間方向・桁行方向とも応答過大で倒壊の可能性が高い。ゾーン2では稀地震で梁間方向1/197rad、桁行方向1/107rad で桁行方向のみ損傷の可能性が有る。極稀地震では梁間方向で1/18rad、桁行方向で1/11rad となり双方とも安全とは言えず、桁行方向においては倒壊の可能性が高い。

安全な建物とするためには、1階に壁を設ける等の耐震要素を増設することや、本屋と下屋とに水平構面を確保して、下屋の壁耐力を本屋に伝達することが有効である。また可能であれば、吹抜け部の2階床高さにも水平構面を設けたい。

尚、吹抜け部に点在する後補であろう大筋交や鉄筋の補強がしてあるが、変則的な取付け方がしてあり、柱を折損させる可能性が有るため、撤去することを推奨する。

【長屋】

本建物は伝統構法の木造住宅建築で屋根重量算定には瓦葺き（土置き）で算定した。

東側の下屋部分は全半壊の状態、本屋も傾きが大きく、これを一時的に筋交で補強してある。又、畳下の荒板も不完全な状態である。

耐震診断は下屋部を除いた本屋部のみで計算した。

応答値は稀地震において梁間方向で1/202rad、桁行方向で1/162rad であり損傷の可能性は低い。また極稀地震においても梁間方向で1/22rad、桁行方向で1/21rad と安全を確保できる結果となった。

しかし、前述したとおり現状の建物の部材が健全であることや、建物の変形がない事を前提とした計算であるため、現状を加味すると倒壊の可能性は排除できない。

傾きを修整することや、床の復旧、下屋の復元をすることでより安全な建物とされたい。

【表門】

応答値は稀地震において梁間方向で1/287rad、桁行方向で1/216rad であり損傷のない結果となった。極稀地震においては梁間方向で1/38rad と充分安全だが、桁行方向は1/17radとなり、倒壊まではいかないが大きな変形が生じるであろう。

現状は部材の腐朽並びに仕口の緩みがあるため、それらの修繕はされたい。

イ 改善措置の検討

「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）」（平成29年3月改訂 編集発行：文化庁文化財部参事官）に則して考えられる事項は以下の通りである。

【予測される主な耐震補強内容】

・軸部補正・補強（耐力復原）

必要範囲の軸部補正（土台・柱脚不陸直し、柱傾斜補正）と補強を行い、建物が本来持ち得る耐力を復原する。

・基礎

鉄筋コンクリート造ベタ基礎設置の検討。

・軸部

金物、補足木材等にて、緩んだ接合部や劣化による強度不足材の補強。

・壁

必要箇所の壁厚や仕様の改良（補強）。

・水平構面

床面および屋根下地面の構造用合板増し張り。

・固定荷重の軽減

屋根瓦の葺土を除去し、栈葺（葺土なし）に葺替え

ウ 今後の対処方針

今後の保存修理に合わせて耐震補強を実施する。耐震対策は「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（文化庁文化財部参事官）」における基本的な考え方に沿って講じるものとする。大地震動時に建造物によって人的被害を出さないことを図るため、建造物本体の目標耐震性能は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（文化庁文化財部長 2012年改正）における「安全確保水準」とする。補強方法については、文化財的価値に与える影響を最小限とする工法を選択するとともに、内部空間の利用をできる限り妨げないよう配慮する。

1) 補強を伴う修理

①修理の必要性

耐震性能の向上には、定期的又は必要に応じ、適切な修理を行うことに大きな効果がある。

修理には小修理及び大修理があり、小修理は、主要な建築構造部材（柱、梁、小屋組等）の解体を伴わない部分的な修理及び付加的な部材による補強行為等をいう。大修理は、構成部材の全解体を伴う解体修理、壁及び造作材の解体を伴う半解体修理並びに屋根全面修理及びそれに準ずるものをいう。いずれの場合も、補強のために必要な修理を積極的に実施するよう努める必要がある。その際には、建築専門家の指導を受ける。

②補強のための小修理

補強のために必要な小修理を実施するに当たっては、文化財的価値を損なわないために、次の事項を遵守する。

- ・主要な構造部材及び意匠を構成する部材を傷つけない。
- ・屋根葺材や壁材など消耗品的な部材については、従来からの意匠・材質・構法をできるだけ損なわないようにする。特に、壁などで仕様を変更して補強する場合には、従来の仕様を示す痕跡を消し去らない。
- ・付加的な部材により補強する場合には、将来の根本的な修理の際に容易に撤去可能な方法で行うよう努める。

③根本的な大修理

耐震診断を実施し、耐震的な課題を把握した。また、地盤調査を行い、その結果に基づいて、関係機関と緊密な連絡・協議を行いつつ修理方針を定め、修理計画書を作成する。

なお、修理計画の具体的な作成は、指定文化財建造物の修理の経験を有する技術者又はそれに準ずる者が参加するのが望ましい。

(2) 地震時への備え

ア 地震時における安全性確保

1) 基本的な考え方

当該建造物等は、様々な部位にわたって意匠的・技術的・歴史的・学術的な価値が認められるものであり、一律的な基準に基づいて改修を進めることは困難である。しかしながら、これら建造物等には、維持管理・定期的な補修・立地条件・使用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあり、地震時の安全性確保が必要である。

このことから、可能な範囲で構造面の補強等を進めると同時に、ソフト面の対策も併せて実施する必要がある。

地震時における安全性の確保は、強い地震の際にも人命に重大な影響を与えないことを目標とし、原則として、文化財建造物等の価値を損なわない範囲で必要な補強が可能な場合には補強工事を実施し、補強を行うことにより主要な文化財的価値を失ってしまう等、やむを得ない場合は立ち入りを制限することによるものとする。

また、地震時の安全性確保には、耐震性能向上を伴う修理事業以外にも、維持管理や使用方法の改善・周辺環境の整備・防災施設の充実なども効果があるので、これらの対策も実施するよう努める必要がある。

これらのことは、津島市が主体となって行うものであるが、地震被害の想定及びその被害を防ぐための対処案の作成や根本的な大修理の必要性等の検討等、専門的な事項については、建築専門家の意見を参考にする。これらの実施は早急に行う必要があるが、諸条件により、当面、根本的な大修理の際に併せて補強を実施することとし、立ち入りの制限等については危険性を明示すること等の措置をとる。

2) 地震被害の想定並びに対処案の作成及びその実施

地震時の安全性確保のためには、具体的な地震被害を事前に想定し、並びに対処案を作成及び実施する必要がある。当該地域又は場所で想定される最大級の地震が発生した際に、文化財建造物等の受ける被害の程度及び火災などの地震に伴う二次災害の程度を想定しておく。

具体的には、耐震診断の結果と同時に、当該文化財及び周辺地区が過去の地震の際に、どのような被害を受けたかを古写真その他の記録、当時の記憶や伝承等から調査し、現状の調査と比較して地震発生時の被害を想定するなどの方法が考えられる。

なお、地震被害の想定に当たっては特に次の点に留意する。

①当該文化財建造物等及びその周辺の建造物が過去の地震で受けた被害の把握

- ・人的被害の有無と人的被害が生じた状況
- ・当該文化財建造物等の全体構造にかかわる被害

- ・当該文化財建造物等の各部の被害
- ・周辺の被害(火災等)

②過去の地震時と現状との比較

- ・増改築等により当該文化財建造物等の形態が変化した部分の把握
- ・使用方法の比較(建物の用途、使用頻度、使用者の数等)
- ・周辺状況の比較(地形の変化、市街地化の進行等)
- ・当該文化財建造物等の老朽化の度合等の比較

津島市は、想定した地震被害に対して、後記の事項に留意しつつ次の項目ごとに対処案を作成し、実施するよう努める。

- 維持管理方法の改善(後記(3)参照)
- 使用方法の改善(同(4)参照)
- 周辺環境の整備(同(5)参照)
- 防災施設等の充実

なお、対処案の作成については、被害を可能な限り小さくするという観点から作成するものとする。

(3) 日常留意事項

当該文化財建造物等が本来的に有している強度を維持するためには、適切な日常管理を継続的に行うことに大きな効果がある。津島市等は、日常管理に当たり、「文化財保存・管理ハンドブック建造物編」(文化庁文化財保護部建造物課監修、(社)全国国宝重要文化財所有者連盟編、平成6年10月)及び「文化財防火・防犯の手引き」(文化庁文化財保護部、昭和45年3月)を参考にし、特に次の点に留意して行う。

ア 破損箇所の把握

耐力と関連する次に示すような点に留意して、破損箇所の確認・把握に努める。

- ・柱梁などの主要な構造部材の傾斜箇所
- ・雨漏り及びその原因となる屋根の破損箇所
- ・部材の腐朽箇所(特に柱の基部、構造部材の接合部、床下の根太・大引等)
- ・虫害を受けた箇所
- ・壁の亀裂及び剥落箇所
- ・煉瓦造の煙突や塀の破損及び劣化状況
- ・地盤の変化(不同沈下の状況等)

イ 部分的・応急的な補修

確認できる破損箇所については、常日ごろから部分的・応急的な補修を実施するよう努める。

ウ 地震に伴う人的被害、火災の防止

地震に伴う人的被害や火災等については、次に示すような点に留意して、日常の注意、備品の整備等を計画的に実施するよう努める。

- ・室内の設備(背の高い家具、照明器具、天蓋等)の固定
- ・物品・什器類の倒壊や滑り出しの防止

- ・火気使用区域の限定
- ・火種の後始末の徹底
- ・携帯用消火器、耐火布等の常備

エ 緊急対応物資の確保

災害時に必要となる可能性がある防水シート、ロープ、貯水タンクなどを常時保持しておくよう努める。

(4) 使用方法の留意事項

当該文化財建造物等は、不特定多数の人への公開及び活用に供するので、特に人命の安全確保という観点に留意する。この点から、津島市は想定した被害状況及び上記（3）のAに基づいて、危険と判断される箇所付近には、柵・生垣・看板等を設けるなどして危険性を明示する。また、見学者等の行動を把握し、地震時に見学者が避難などの適切な行動をとれるように留意し、各種特別行事等で多数の見学者が予想される場合には、必要な人員を配置する。

また、耐震診断の結果と同時に、計画区域を対象にして、具体的な使用の内容、管理使用の責任者などを定めておく。

(5) 環境の整備

ア 周辺地形等の保全整備

地震による周辺地形の変化は、文化財建造物等の保存に大きな影響を及ぼすおそれがあるので、常日ごろから、周辺地域も含め、石垣・崖・池沼・大木などの状況に留意し、危険と考えられる場合には安全性確保のため、環境保全に関する整備計画を立案する必要がある。

なお、整備計画の作成及び実施に当たっては、周辺の歴史的な風致や景観の保全に努めるものとする。

イ 建造物の環境の整備

多湿な環境は部材の腐朽や虫害の発生の原因となり、結果として文化財建造物等の強度を著しく低下させることとなるので、建物内や床下の換気に努めると同時に、敷地に湿気がこもらないよう排水路等の整備を行う。

(6) 地震時の対処方針

以下に留意して、地震時の対処方針と迅速に対処できる体制を定める。

- ア 被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。
- イ 主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置をとる。
- ウ 当該文化財建造物等が大きく破損した場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置をとる。
- エ 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、速やかに部材等を解体・撤去して格納する。
- オ 文化財（建造物）に延焼の危険がある場合は、消火活動に努めるとともに、延焼に

より消失が確実と思われる場合には解体撤去も含めた適切な対応をとる。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

風雨に関する被害としては、暴風雨時の瓦の飛散・落下、漆喰壁の剥落、ガラス戸の破損・飛散等が想定される。

(2) 今後の対処方針

耐震診断と併せて、予測される風圧力に対して安全であることを確認し、不足の場合は今後の保存修理に合わせて補強を実施する。

また、暴風雨等が予想される場合には、戸締りを厳重に行うなどの準備対応を行う。津島市職員等の管理者は必要に応じて内部において待機し、建物内の巡視を行う。

暴風雨が収まった後は、速やかに建造物及び周辺の巡視を行い、建造物の被害の状況を把握するとともに、被害が発生した場合は被害が拡大することを防止するための応急措置を行う。また、入構者に危険が及ぶ可能性がある場合は、立入り禁止や注意喚起等の措置をとる。

4 水害対策

第3章の「防災上の課題と対策」において、津波・高潮・洪水による被害想定を整理している。本計画区域のある片町2丁目辺りは、天王川公園の堤防に近く市内周辺地域より高地盤で、被害想定はやや軽い。ただし、近隣の敷地や建物は嵩上げされているところが多く、また、敷地内に排水施設の遺構はあるものの機能不全状態で、氷室作太夫家住居周囲に水が滞留し易い。強雨時には母屋土間内への雨水侵入が幾度も確認され、建物周縁部の基礎が洗われて不陸を生じていることが第2章で示されている。被害想定は避けられないが、軽減と短縮のための排水施設の整備を保存修理に合わせて実施する。

5 その他の災害対策

「第3章5 防災上の課題と対策(2)イ 今後の対処方針」に基づき、災害発生が想定される時の防災マニュアルを作成し、災害に備えた対策では閉館・休館の措置を取るなどの対策を検討する。

第5章 公開活用計画

1 公開その他活用の基本方針

(1) 計画条件の整理

氷室作太夫家住居の保存活用を考えるにあたり、津島市歴史的風致維持向上計画における位置づけを整理する。

津島市歴史的風致維持向上計画 令和2年～令和11年

<文化財の保存・活用に関する今後の方針>

- ・関係法令に基づいた適切な維持・管理

<歴史的建造物の保存・活用に関する方針>

- ・損傷が進行している指定等文化財の適切な修理
- ・市が所有・管理する歴史的建造物の調査や整備

<文化財の修理（整備）に関する方針>

- ・文化財の持つ価値を損なうことなく適切に保存修理
- ・市が所有・管理する歴史的建造物は、調査や整備

<文化財の防災・防犯に関する方針>

- ・文化財の特徴や特質を考慮しながら、火災や地震、風水害に対する防災対策や窃盗等に対する防犯対策
- ・自動火災報知機や消防設備、監視カメラ・警報機の設置
- ・文化財の詳細や過去の被害状況を記録し、将来的な復元に資する資料の整備

<文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針>

- ・市が所有する歴史的建造物を活用し、文化財の展示や情報発信を行い、市民の文化財への理解と保存や活用に向けた気運を醸成する

<文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針>

- ・市内文化財の情報発信ができる Web サイトの運用
- ・各種講座・展示・公開等の実施
- ・文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の設置

(2) 公開活用の方針

公開その他活用の基本方針を下記のとおり定める。

- 屋敷地・指定建造物を適切に保存整備し、津島御師・氷室作太夫家の住宅として建てられた特性や文化財の価値を公開活用する。
- 津島御師や氷室作太夫家に関する調査・研究活動を進め、その成果を公開活用に反映させる。
- 管理・運営の担い手となる個人・団体の育成、活動支援を行いながら、その活動の進展に合わせて、公開活用を充実させていく。

この方針を推進するための各計画（本章の2～5）については、現在考えうる活用・整備方法等を列記するが、状況に応じ都度検討・修正していくものとする。

2 公開活用の方法と区域

(1) 公開活用方法

氷室作太夫家住居のほか津島御師、氷室作太夫家に関わる調査研究、学習活動を随時開催し、その成果等を広く市民に公開するなどして、氷室作太夫家住居の保存活用に向けた機運を醸成するとともに、津島市の歴史文化の普及啓発や周辺の観光案内等を行う拠点施設とするなど、効果的な活用手法を検討する。

公開活用事業の企画立案調整にあたるため、関係者による進捗管理委員会（仮）等の設置を検討する。

以下に公開活用の例を示す。

（公開活用の例）

- 氷室作太夫家住居等に関する展示や講演会・学習会等
- 関連遺跡等を巡る散策
- その他、氷室作太夫家住居に対する愛着を高めることに寄与する企画

(2) 公開活用に使用する区域と動線

公開活用に使用する区域は、公開区域のすべてとし、活動の内容に最も適した場所を設定する。ただし、建造物の活用にあたっては、室内意匠、家具調度、什器備品などを破損しないよう、事前の打合せ等を十分に行うとともに、活動参加者に注意喚起を行う。また、例えば多くの参加者がある場合などは、門を開放することや、式台玄関を出入口とするなど、各指定建造物の積極的な活用に努めることとし、具体的な活用手法や区域、動線等については、今後検討を重ねていく。

3 公開計画

(1) 公開区域、管理・運営区域の区分

敷地内及び建造物内を、公開区域及び管理・運営区域に区分する。

公開区域は、公開その他の活用や来館者・利用者の便益のために使用する区域である。管理・運営区域は施設管理や設備・備品の保管等に使用する区域である。

以下、公開時における区分の例を示す。詳細については今後検討する。

○敷地内における区分

敷地内においては、環境保全計画における区域区分により、保存区域及び保全区域を公開区域とし、整備区域を管理・運営区域とする。ただし、整備区域の内、敷地西側の街路と建造物との間は公開区域とする（図3-1参照）。

○建造物外部

建造物外部では、西側街路及び公開区域から通常望見できる範囲を公開区域とする。

○建造物内部（母屋・長屋）

母屋では、一階はすべて公開区域とし、二階は一部（祭壇及び数寄屋座敷）を公開区域とし、これ以外は管理・運営区域として管理人控室・倉庫等として使用する。長屋は全体を公開区域とする。

(2) 公開時間

公開は土・日・祝日などに行うことを想定しているが、活用方法や管理・運営を担う市民・団体等の育成・活動状況を踏まえ、今後決定するものとする。

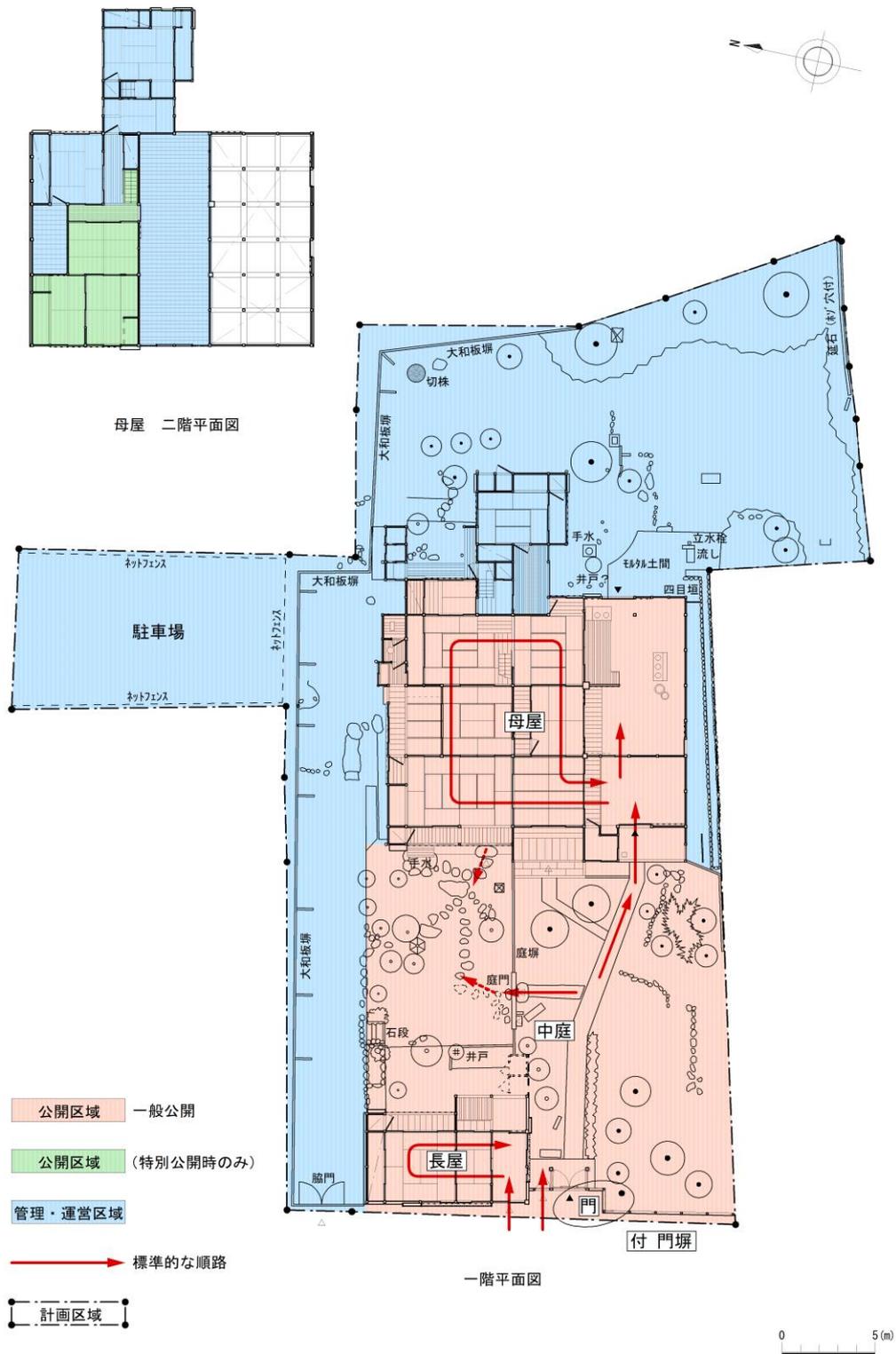


図 5-1 公開範囲と順路の設定の例

(3) 公開の方法と順路

公開の方法や順路については、より効果的に氷室作太夫家住居について知ってもらえるよう、随時検討・見直しを行う。

敷地・建造物内の公開方法・順路の例を以下に示す。

○敷地内及び庭園

特別公開や行事等開催時は、門を開放するなどして特別感を演出する。

庭園には、門扉を開放して出入りする。母屋一階座敷縁から庭に降りる場合には、門扉前に留石・柵（結界）などを設け庭園への立ち入りを制限する。

○長屋

長屋へは、前面街路から直接出入する。

長屋内部には受付を設けるとともに、津島御師や氷室作太夫家、氷室作太夫家住居に関する展示を行う。見学者は長屋でガイダンスを受けた後、敷地内、母屋内を見学する。また、東南側（崩落部）を便益施設として復原整備する。

○母屋 一階

母屋一階へは、土間入口より入り、土間を見学後、床上を自由に巡る。各室には室名札や解説板を設置する。

○母屋 二階

母屋二階の公開区域（祭壇、数寄屋座敷）は、解説員が案内する特別公開などの場合のみ公開することとし、通常は立ち入りを制限する。

(4) 特別公開の実施

通常の公開とは別に、日時を指定するなどした特別公開を行うことを検討する。

○ガイドツアー等による特別公開

津島御師、氷室作太夫家、指定建造物などについて、より詳しい解説を行うガイドツアー等による特別公開

○修理工事等の公開

建造物の工事を行う場合には、工事状況の公開・現場説明会の開催など

(5) 解説、入館者用パンフレット等の整備、及び情報発信の強化

氷室作太夫家住居をより知ってもらうため、解説やパンフレットの手法等については随時検討・見直しを行う。

○公開区域への解説等の設置

各室での展示物は室名表示等必要最小限度に留め、転倒等により建造物を破損しないよう十分注意する。また、詳細な解説は携帯電話やタブレット型端末などの活用を検討する。

○入館者パンフレット等の整備、及び情報発信の強化

氷室作太夫家住居を解説したパンフレットを作成する。また、パンフレットは、外部に向けた情報発信に活用する。

○ガイドボランティアとの連携、解説員の育成

周辺の文化財等とともに氷室作太夫家住居が案内できるよう、ガイドボランティアとの連携を図る。また、氷室作太夫家住居について詳しく解説が行える解説員の育成を図る。

○多言語化の取り組み

解説、入館者パンフレット等の多言語化に努める。

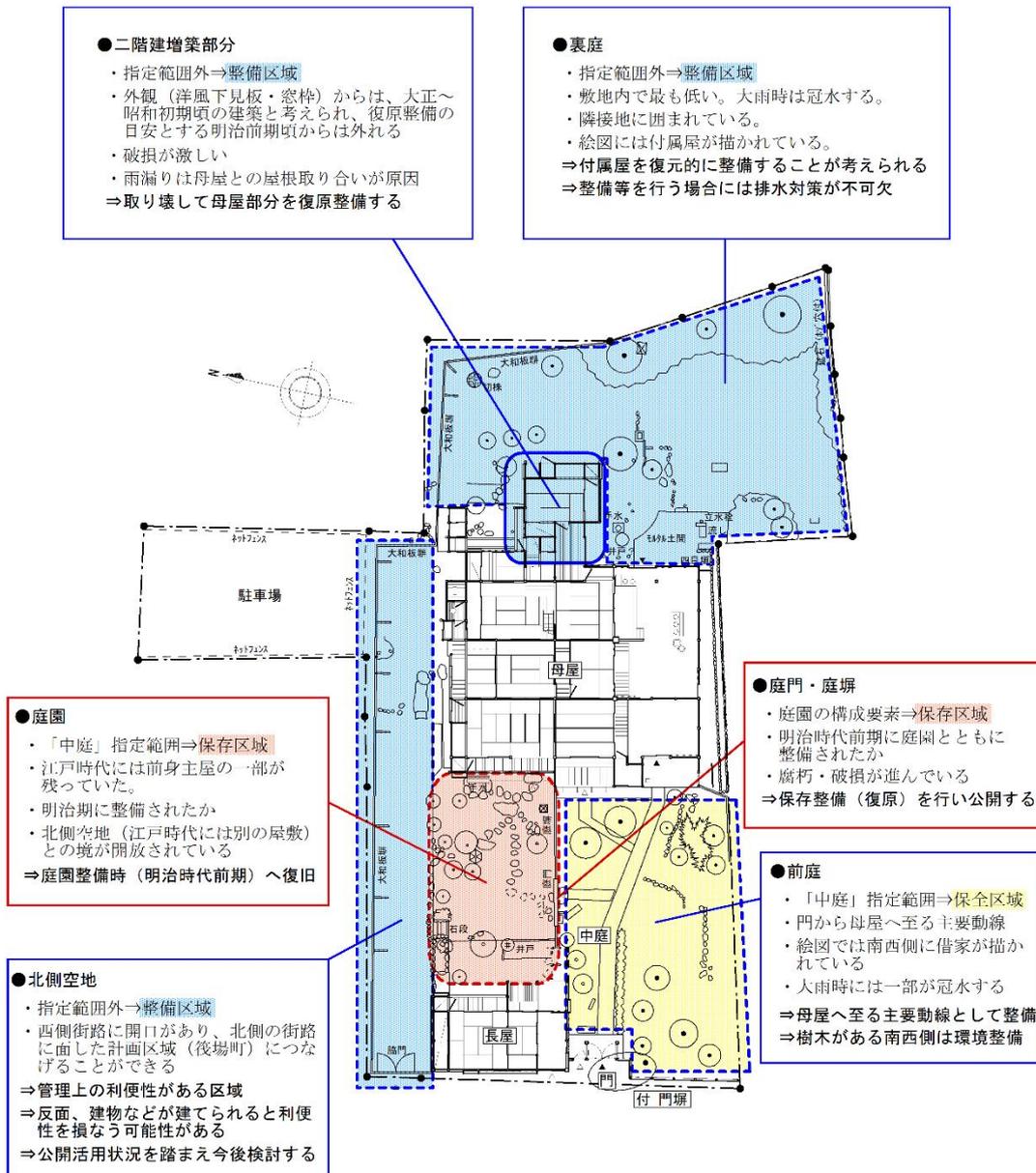


図5-2 区域の特質と保存整備の方向性の例

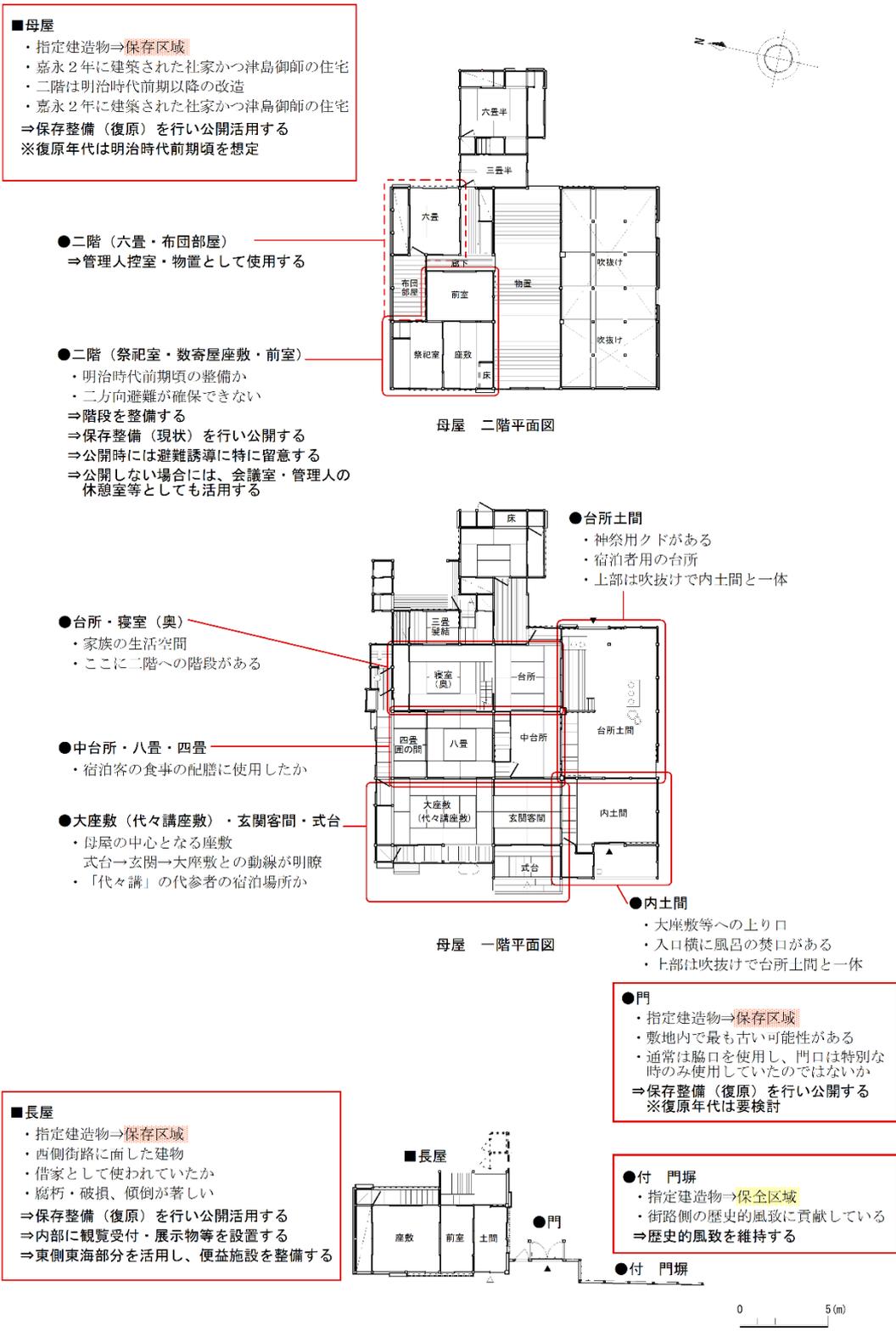


図5-3 建造物の特質と保存整備の方向性の例

4 整備計画

公開に当たっては、活用に足るような整備を行う必要がある。整備方法については今後検討を行うが、以下に検討を要する項目を列記する。

(1) 公開・活用に向けた施設等の整備

ア 敷地内及び建造物の整備

- ①室名札・順路表示、解説板等の整備
 - ・案内板・説明板の作成・設置
 - ・Wi-Fiスポットの設置
- ②長屋の整備
 - ・展示設備の製作・設置
 - ・受付・ガイダンス設備の設置
 - ・室内環境（空調機器・照明設備等）の整備
 - ・便益施設（洗面・便所）の整備
 - ・防災（自動火災報知設備）コントロールパネル
 - ・防犯（監視用カメラ）コントロールパネル
- ③放送設備の整備
 - ・全館放送設備
 - ・携帯放送設備
- ④管理人休憩室・備品等置き場の整備（母屋二階）
 - ・階段の改良
 - ・室内環境（空調機器・照明設備等）の整備
- ⑤夜間照明設備
 - ・夜間の防犯のため、敷地周囲に夜間照明を設置する。
 - ・夜間の公開等に備え、敷地周囲や園路に夜間照明を設置する。
- ⑥駐車場の拡充
 - ・管理用車両駐車場
 - ・物品搬入等の用に供する場所
 - ・建築工事等での作業場所・作業用駐車場
- ⑦バリアフリー対策

イ 今後検討すべき施設・設備

- ①史資料保管庫（将来的）
- ②資料閲覧室・研究室
- ③史資料・民具等展示スペース
- ④周辺散策者が使用可能な外便所の新設

(2) 外構及び周辺整備計画

ア 外構の整備計画

建造物の保存管理上必要な整備事項、及び敷地内の保存建築物（工作物）については、本計画「第2章 保存管理計画」に基づき修理等を行う。

公開活用のために必要な整備については、前項に記載した。

庭園等については、本計画「第3章 環境保全計画」のほか関連する各項に記載した。

イ 周辺整備計画

市内の周遊性を高める整備を津島市歴史的風致維持向上計画に基づき検討する。

(3) バリアフリー対策

氷室作太夫家住居は、街路と敷地内との間には大きな段差はないものの、門（潜り）は幅員が不足することから、敷地内へ車椅子で出入りするためには、門を開放する必要がある。

車椅子での建造物への出入は、土台等を超える必要があることから、簡易なスロープの設置が必要である。

屋内床上へは大きな高低差があることから、スロープや昇降機などの設置が必要である。

車椅子などで敷地内、建造物内を自由に見学するためには、スロープ、車椅子用通路の整備、昇降機などの機器の設置が必要である。バリアフリートイレの整備などとともに、保存修理工事設計時に詳細な検討を要する。

5 管理・運営計画

(1) 管理について

文化財の保存及び公開活用に資する良好な環境の維持を主体的、安定的に実施するには、文化財建造物に関する専門的な知識や、施設・設備に関する十分な理解が必要である。このことから、当面の間管理は市が主体となって行いつつ、施設の意義や役割を十分に理解し、施設の管理を担うことができる運営母体の育成を図る。

適切な管理のため必要となる業務・作業等については次のとおりである。必要に応じて専門業者、市民団体、地域住民等に個別に業務委託し、地域自治会などにも協力を求める。

(業務委託する管理業務の例)

- ・敷地内及び建造物内の清掃
- ・公開活用時の開錠・施錠
- ・庭園の清掃、樹木の剪定
- ・防犯、機械警備
- ・火災報知

(2) 運営について

日常的な運営にあたっては、当面の間市が計画、実施するとともに、関係団体、市民などに協力を求め、施設の意義や役割を十分に理解し、施設の管理を担うことができる運営母体の育成を図る。

また、運営を担える個人・団体の育成、活動支援を行う。

(3) 非常時の対応

台風・暴風雨、地震等、災害の発生が懸念される場合には、速やかに公開・活用を中断・中止し、そのことを使用者・利用者に周知する。

施設内にいる職員等は、使用者・利用者、見学者等の数を常に把握し、公開・活用中に地震・火災などが発生した場合には、速やかに施設外に避難誘導した上で、必要があれば公的に定められた避難場所に誘導する。

市は、非常時の対応を定めた対応マニュアルを作成するとともに、防火管理者、市職員、活用団体等を対象とした避難誘導訓練を定期的に行う。

第6章 保護に関する諸手続

1 概要

氷室作大夫家住居の保存、活用にあたり、文化財保護法及びその他の関係法令に規定される諸手続について示す。併せて、本保存活用計画の改正にかかる手続について示す。

2 滅失・毀損等の届出

市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。【津島市文化財保護条例第8条第1項】滅失、毀損、亡失又は盗難の届出は、**様式第7**（※巻末添付）によるものとする。【津島市文化財保護条例施行規則第7条】

3 修理の届出等

市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。【津島市文化財保護条例第13条第1項】修理の届出は、**様式第10**（※巻末添付）によるものとする。【津島市文化財保護条例施行規則第10条】

毀損の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、棄損届を提出する必要がある。なお、技術的な指導等を受ける内容かどうかは以下を参考とする。

- 構造及び生命の安全性確保のために必要不可欠であり、大きな現状の変更を強いない行為
- 文化財的価値を損なわないことが明らかである行為

4 現状を変更しようとする場合の手続

市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。【津島市文化財保護条例第12条第1項】

現状変更等の届出をしようとする者は、現状変更等許可申請又は届出書（**様式第9**）（※巻末添付）を教育委員会に提出しなければならない。【津島市文化財保護条例施行規則第9条】

表 6-1 教育委員会への許可申請不要行為（本書 47・48 頁の「イ 建造物の維持管理」を参照）

想定される行為	行為の内容
建造物の維持補修	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建具・畳・襖等の張替及び軽微な修繕や内装及び屋内諸設備の建造物に影響を与えない軽微な補修及び修繕 ・建築物及び構造物の軽微な落書き消し、搔き傷の補修等の小規模な修繕 ・建築物及び構造物の同一壁面又は同一屋根面における同一素材部分の周囲部位に影響を及ぼさない程度の必要最小限の面積の塗装 又は屋根材の修繕等
設置等されている工作物の維持補修	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営上必要な囲い柵・外柵・ロープ柵・仕切柵・竹垣等で同質材料かつ同規模の更新 ・管理上必要な案内板・制札・誘導標識・解説板等の表示板の更新 ・防災設備（自動火災報知設備・消火設備等）の建造物に影響を与えない改修及び機器更新 ・防犯設備（防犯カメラ・機械警備設備等）の建造物に影響を与えない改修及び機器更新

5 その他の手続

(1) 所有者・管理者

①管理責任者の選任

市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。【津島市文化財保護条例第6条第2項】

管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を津島市教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。【津島市文化財保護条例第6条第3項】

②所有者の変更等

市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。【津島市文化財保護条例第7条第1項】

市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。【津島市文化財保護条例第7条第2項】

(2) 保存活用計画

本計画は、保存修理工事の実施、関連法令や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。

滅失・毀損等届

年 月 日

（宛先）津島市教育委員会

住 所

氏 名

（名称及び代表者氏名）

下記のとおり、市指定の文化財が滅失し、
毀損しました。
亡失し、
盗まれ

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
- 6 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失・毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 7 滅失・毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 8 滅失・毀損等の原因
- 9 毀損の場合は、その箇所及び程度並びに市指定の文化財がその保存上受ける影響
- 10 滅失・毀損等の事実を知った日
- 11 滅失・毀損等の事実を知った後にとられた処置
- 12 その他参考となるべき事項

（添付書類）

滅失・毀損等の状態を示すキャビネ判写真及び図面

現 状 変 更 等 許 可 申 請 書
届 出

年 月 日

（宛先）津島市教育委員会

住 所

氏 名

（名称及び代表者氏名）

下記のとおり、市指定の文化財の現状変更等を行うことを許可してください。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 許可申請者（届出者）の氏名（名称）及び住所並びに代表者の氏名及び事務所の所在地
- 7 現状変更等を必要とする理由
- 8 現状変更等の内容及び実施方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 現状変更等のため所在の場所を変更しようとするときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後異動する所在の場所及びその時期
- 11 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 12 現状変更等に係る工事施行者の氏名（名称）及び住所並びに代表者の氏名及び事務所所在地

（添付書類）

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計書
- 2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料のあるときは、その資料
- 4 所有者の承諾書（許可申請者又は届出者が所有者以外である場合）
- 5 管理責任者の承諾書（管理責任者がある場合において、許可申請者又は届出者が管理責任者以外である場合）

修 理 届

年 月 日

（宛先）津島市教育委員会

住 所

氏 名

（名称及び代表者氏名）

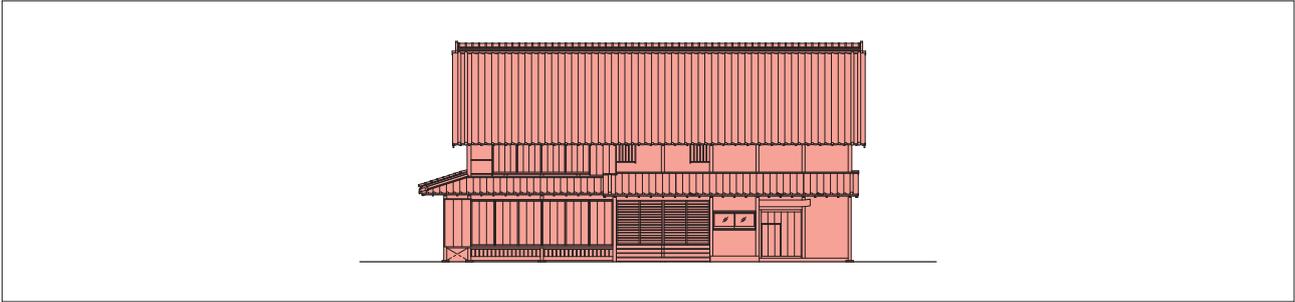
下記のとおり、市指定の文化財の修理をします。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名（名称）及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所
- 6 修理を必要とする理由
- 7 修理の内容及び方法
- 8 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは現在の所在の場所
- 9 修理のため所在の場所を変更しようとするときは、変更後の所在の場所並びに修理終了後異動する所在の場所及びその時期
- 10 修理の着手及び終了予定時期
- 11 修理施行者の氏名（名称）及び住所並びに代表者の氏名
- 12 その他参考となるべき事項
（添付書類）
 - 1 設計仕様書
 - 2 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

部分・部位設定票

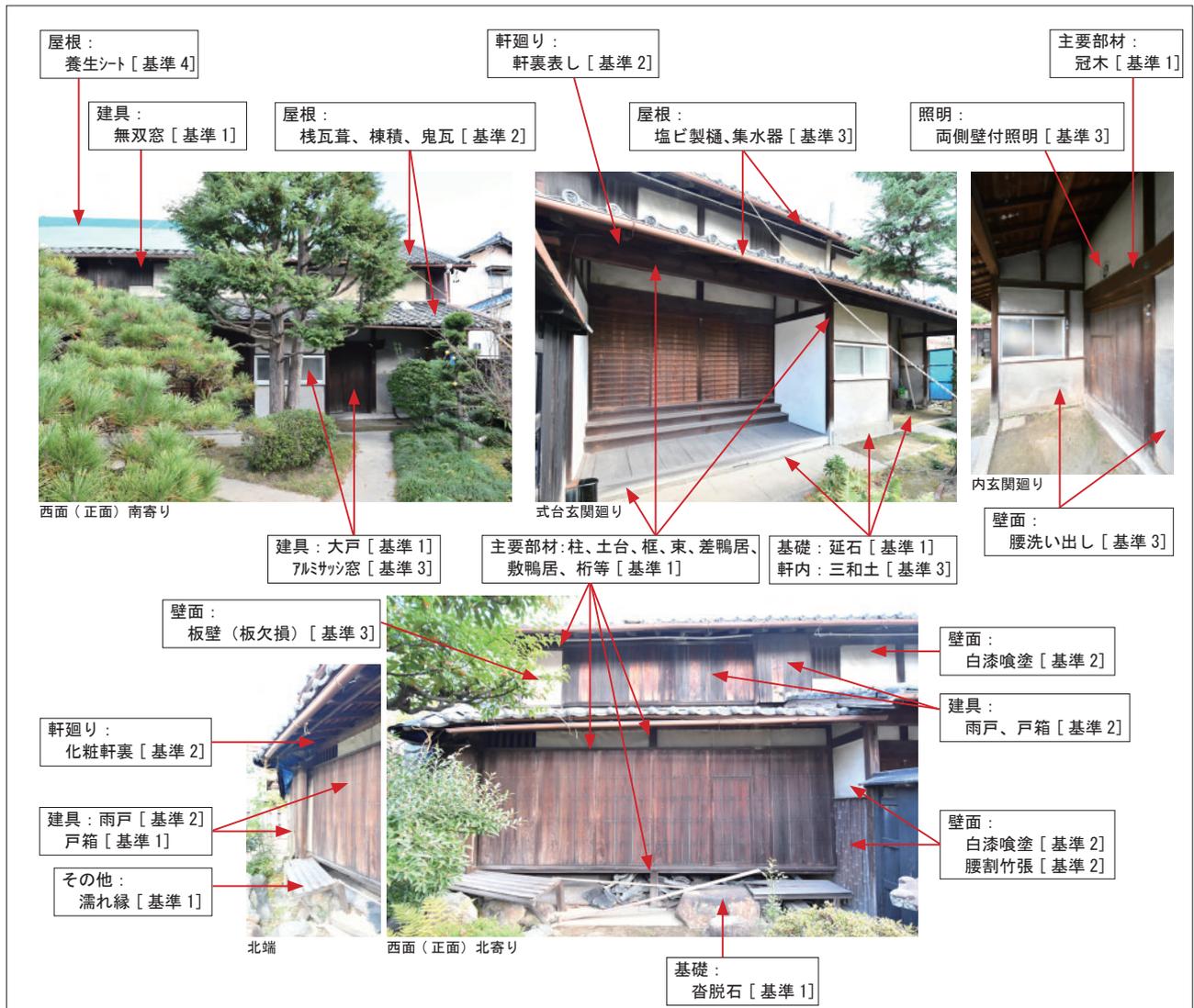
部分設定図

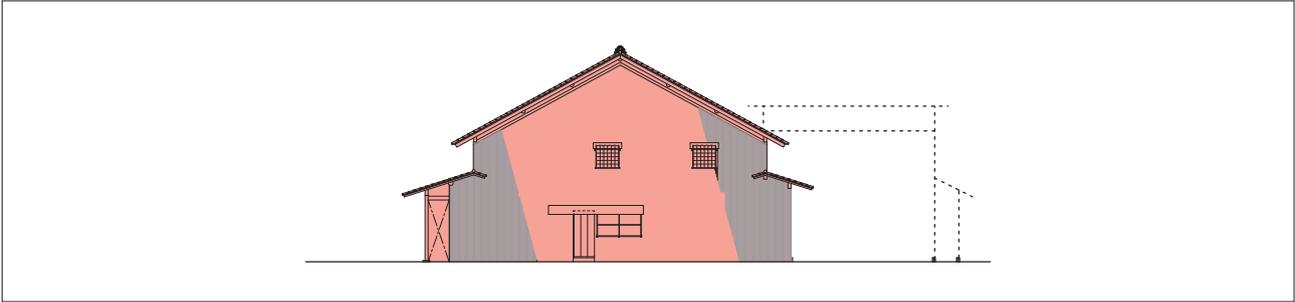


部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
母屋 西面 (正面)	屋根	2	大屋根：棧瓦葺 (軒：巴唐草)、棟積、鬼瓦	※崩落部 [基準 3]、養生シート [基準 4]
		3	下屋 (北)：棧瓦葺 (軒：万十)、下屋 (南)：棧瓦葺 (軒：巴唐草)	※崩落部 [基準 3]
保存部分	軒廻り	2	大屋根・下屋 (南)：軒裏表し (野地板・垂木)	
		2	下屋 (北)：化粧軒裏	
	壁面	2	漆喰塗、東縁廻り：腰割竹張	
		3	内土間前、浴室廻り：腰洗い出し、二階北端：板壁 (板欠損)	
	建具・開口部	2	雨戸、二階戸箱	
		1	大戸、一階戸箱 (屋根付)、二階無双窓	二階戸箱：板 [基準 2]
		3	7ルミツ窓 (浴室)	
	照明	3	内土間前：両面壁付照明	
	基礎・軒内	1	延石 (花崗岩)、礎石、束石、沓脱石	
		2	三和土	
主要部材	1	柱、土台、框、冠木、束、差鴨居、敷鴨居、桁等		
その他	1	濡縁 (縁板、縁框、束)		

部位設定写真

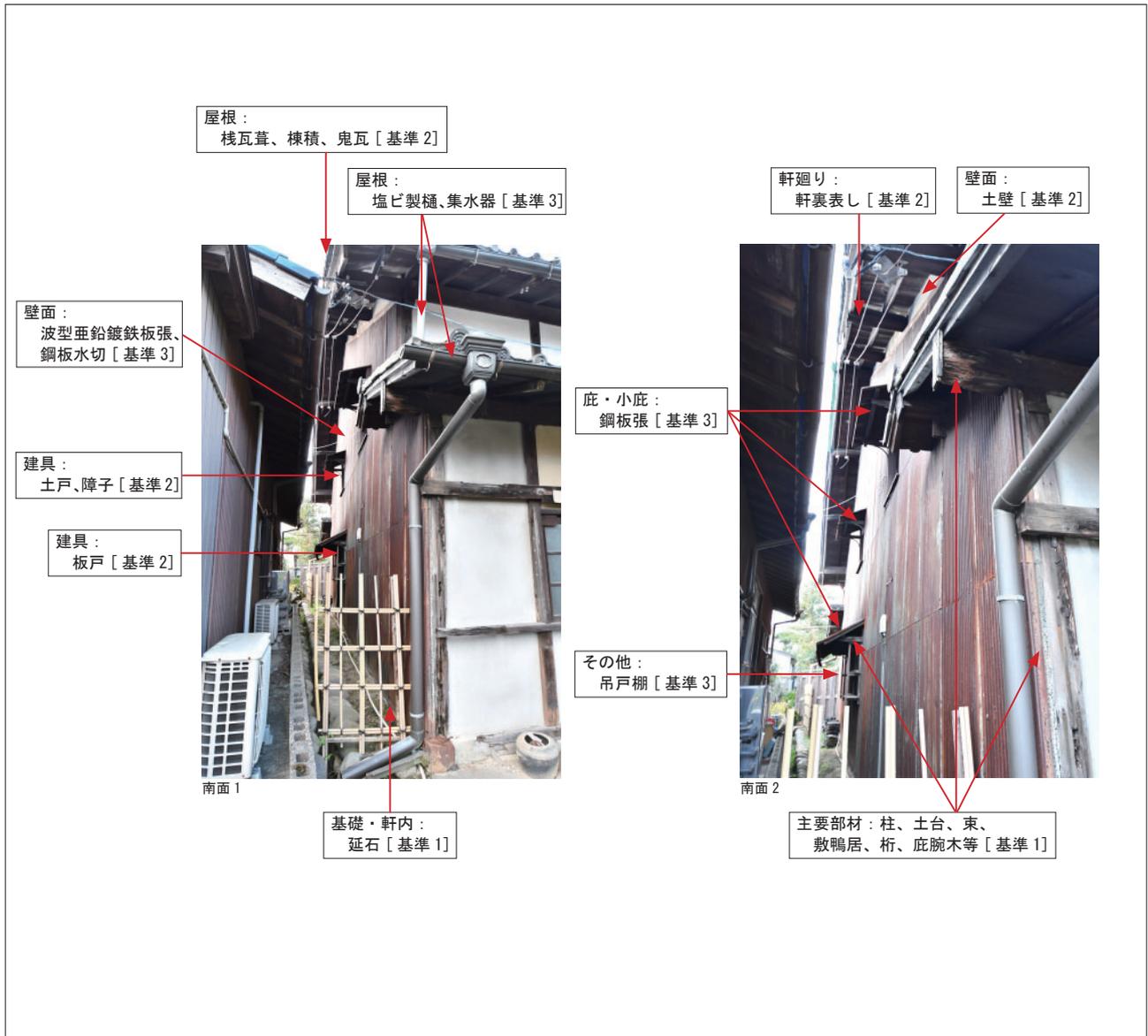




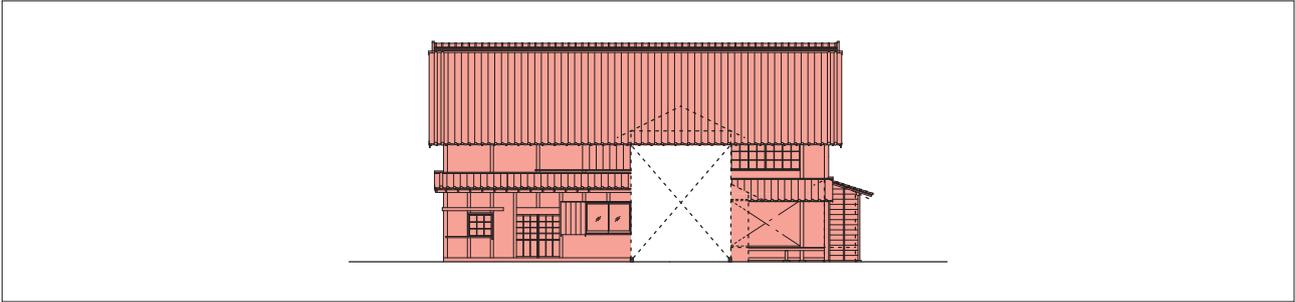
部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
母屋 南面	屋根	2	棧瓦葺 (軒: 巴唐草)、棟積、鬼瓦	破風板 [基準 2]
		3	塩ビ製樋、集水器	
保存部分	庇・小庇	3	鋼板葺 (野地板 [基準 2])	
		2	軒裏表し (垂木・裏板)	
	壁面	2	土壁	
		3	波型亜鉛鍍鉄板張、鋼板張水切	
	建具・開口部	2	上部窓: 土戸、障子	
		2	板戸	
	基礎・軒内	1	延石、礎石	
	主要部材	1	柱、土台、束、敷鴨居、桁、庇腕木等	
	その他	3	木製吊戸棚	

部位設定写真



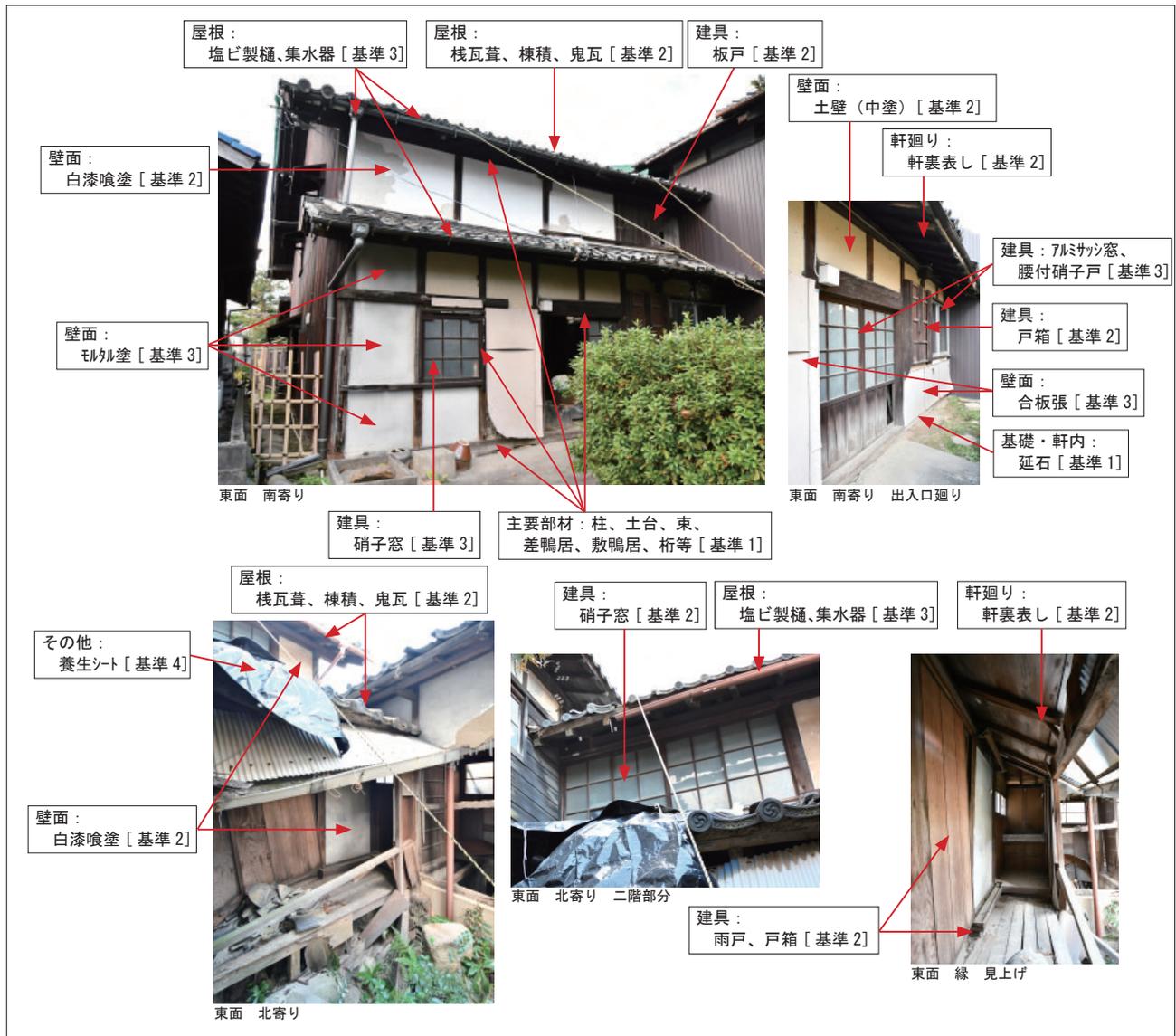
部分設定図

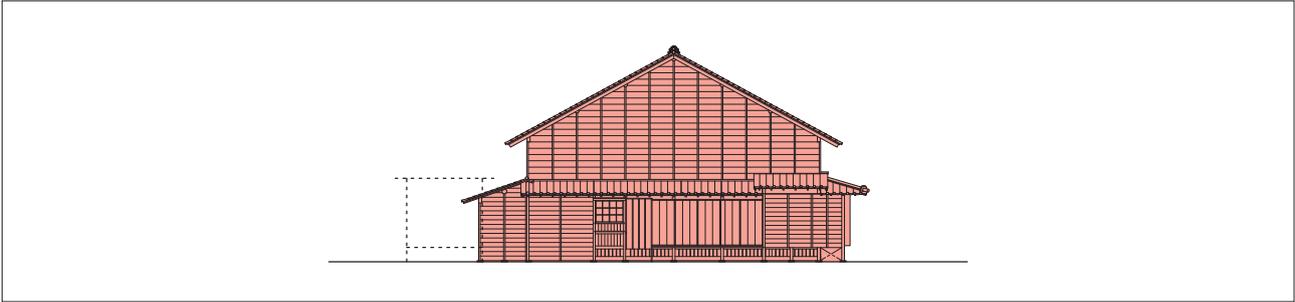


部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
母屋 東面 (背面)	屋根	2	大屋根：棧瓦葺 (軒：巴唐草)、棟積、鬼瓦	※崩落部 [基準 3]、養生シート [基準 4]
		2	南側下屋：棧瓦葺 (軒：巴唐草) 北側下屋：棧瓦葺	※崩落部 [基準 3]
		3	塩ビ製樋、集水器	
保存部分	軒廻り	2	軒裏表し (野地板・垂木)	
	壁面	2	土壁 (中塗)、白漆喰塗	
		3	珪藻土塗、合板張	
	建具・開口部	2	板戸、硝子窓 (二階)	
		2	雨戸、戸箱	
		3	腰付硝子戸、硝子窓 (一階)、アルミサッシ窓	
	基礎・軒内	1	延石、束石	
	主要部材	1	柱、土台、束、差鴨居、敷鴨居、桁等	
	その他			

部位設定写真





部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
母屋 北面 保存部分	屋根	2	大屋根：棧瓦葺（軒：巴唐草）、棟積、鬼瓦	※崩落部 [基準 3]、養生シート [基準 4]
		2	下屋：棧瓦葺（軒：巴唐草）	※崩落部 [基準 3]
		2	塩ビ製樋、集水器	
	軒廻り	2	軒裏表し（野地板・垂木）	
	壁面	2	白漆喰塗	
		2	押縁下見板張、板壁	
	建具	2	雨戸、戸箱（目板張）	
	基礎・軒内	1	延石、礎石、束石、沓脱石	
	主要部材	1	柱、土台、束、框、敷鴨居、桁等	
	その他	3	鋼製格子	

部位設定写真



部分設定図

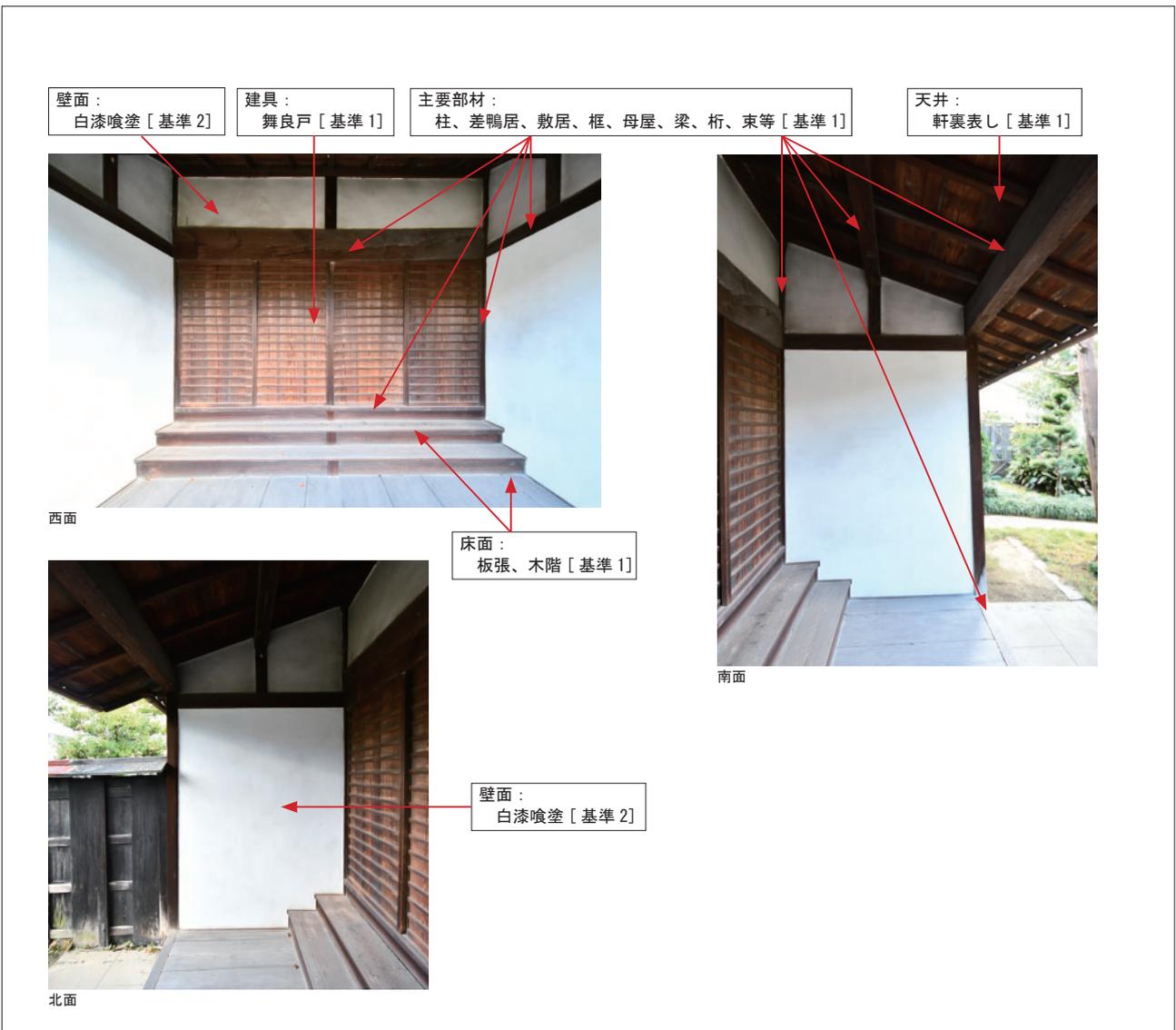


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
式台 保存部分	床面	1	木階、板張	
	壁面	2	白漆喰塗	
	天井	1	軒裏表し (垂木・化粧野地板)	
	建具	1	舞良戸	
	主要部材	1	柱、差鴨居、敷居、框、母屋、梁、桁、束等	
	その他			

部位設定写真



部分設定図

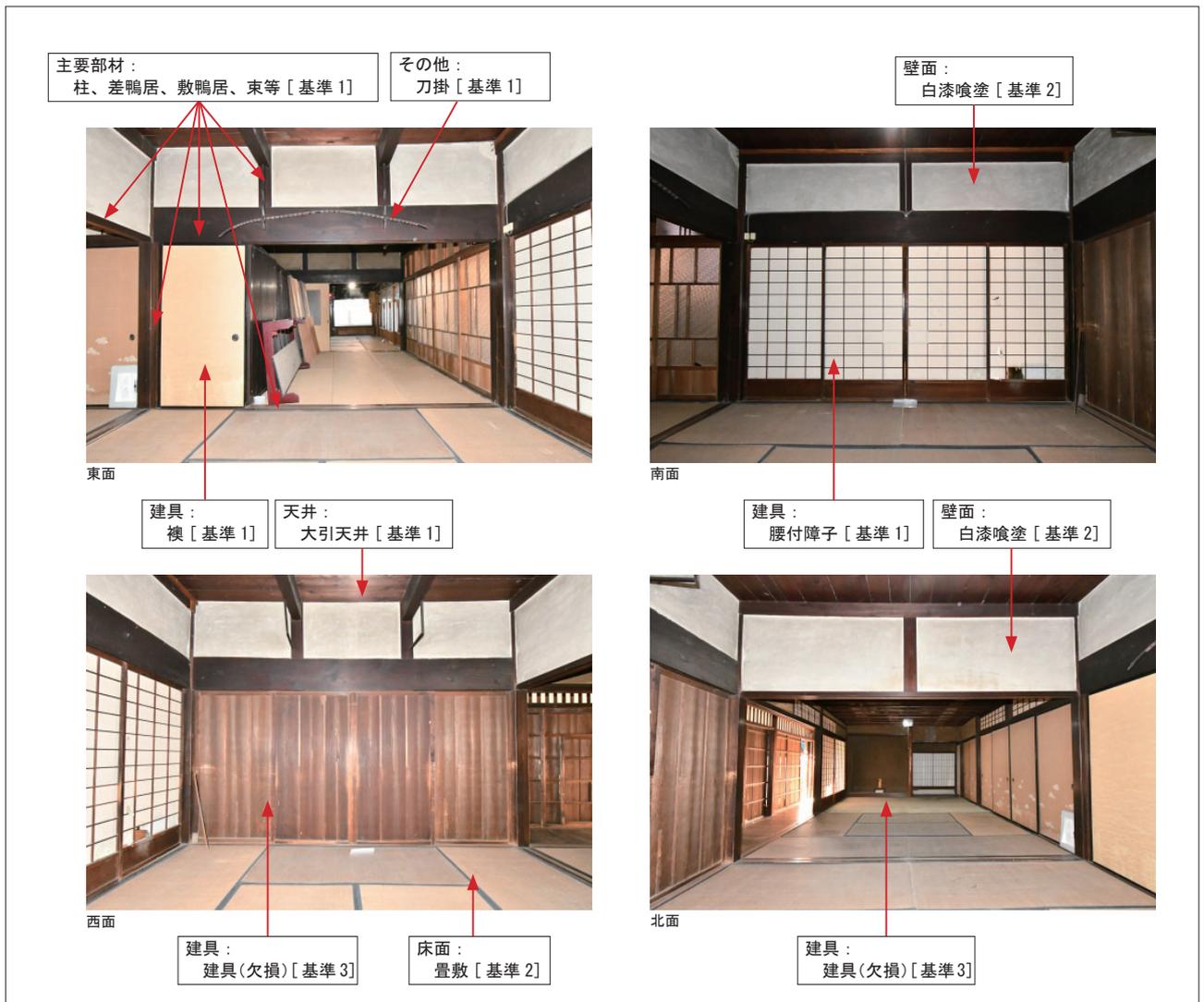


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
玄関客間	床面	2	畳敷	
保存部分	壁面	2	白漆喰塗	
	天井	1	大引天井	
	建具	1	襖、障子、舞良戸	障子紙、襖紙 [基準 2]
		3	建具 (欠損)	
	照明	4	ペンダント電球 (傘なし)	電球 [基準 5]
	主要部材	1	柱、差鴨居、敷居、束等	
その他	1	刀掛		

部位設定写真



部分設定図

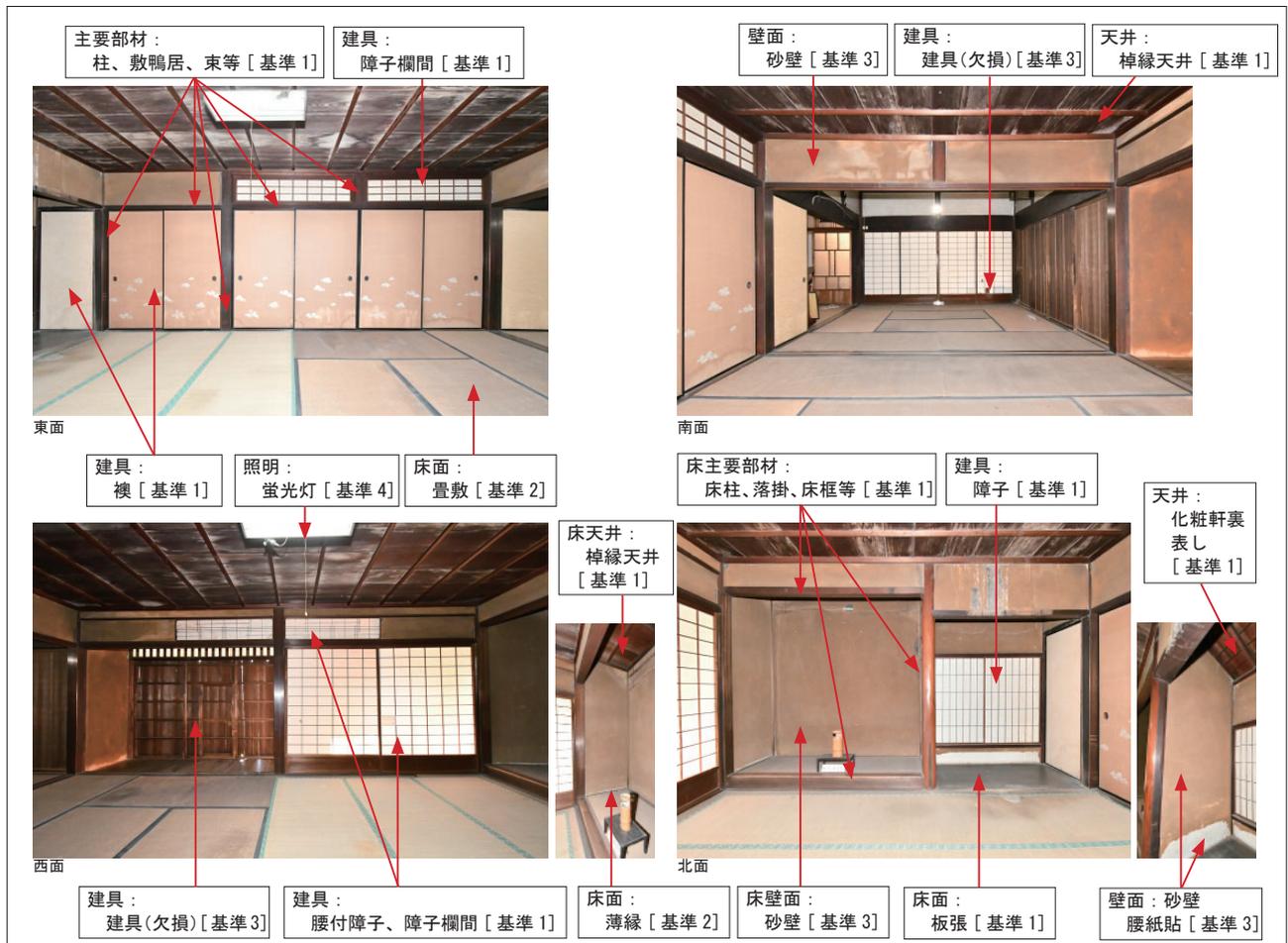


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考	
大座敷	床面	2	畳敷		
		1	板張		
保存部分	壁面	3	砂壁、腰貼		
	天井	1	棹縁天井、化粧軒裏表し		
(床の間)	建具	1	襖、障子、腰付障子、障子欄間	障子紙、襖紙 [基準 2]	
		3	建具 (欠損)		
	照明	4	蛍光灯		
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等		
	保存部分	床面	2	薄縁	
		壁面	3	砂壁	
	保存部分	天井	1	棹縁天井	板のみ [基準 2]
主要部材		1	床柱、落掛、床框等		
その他					

部位設定写真



部分設定図

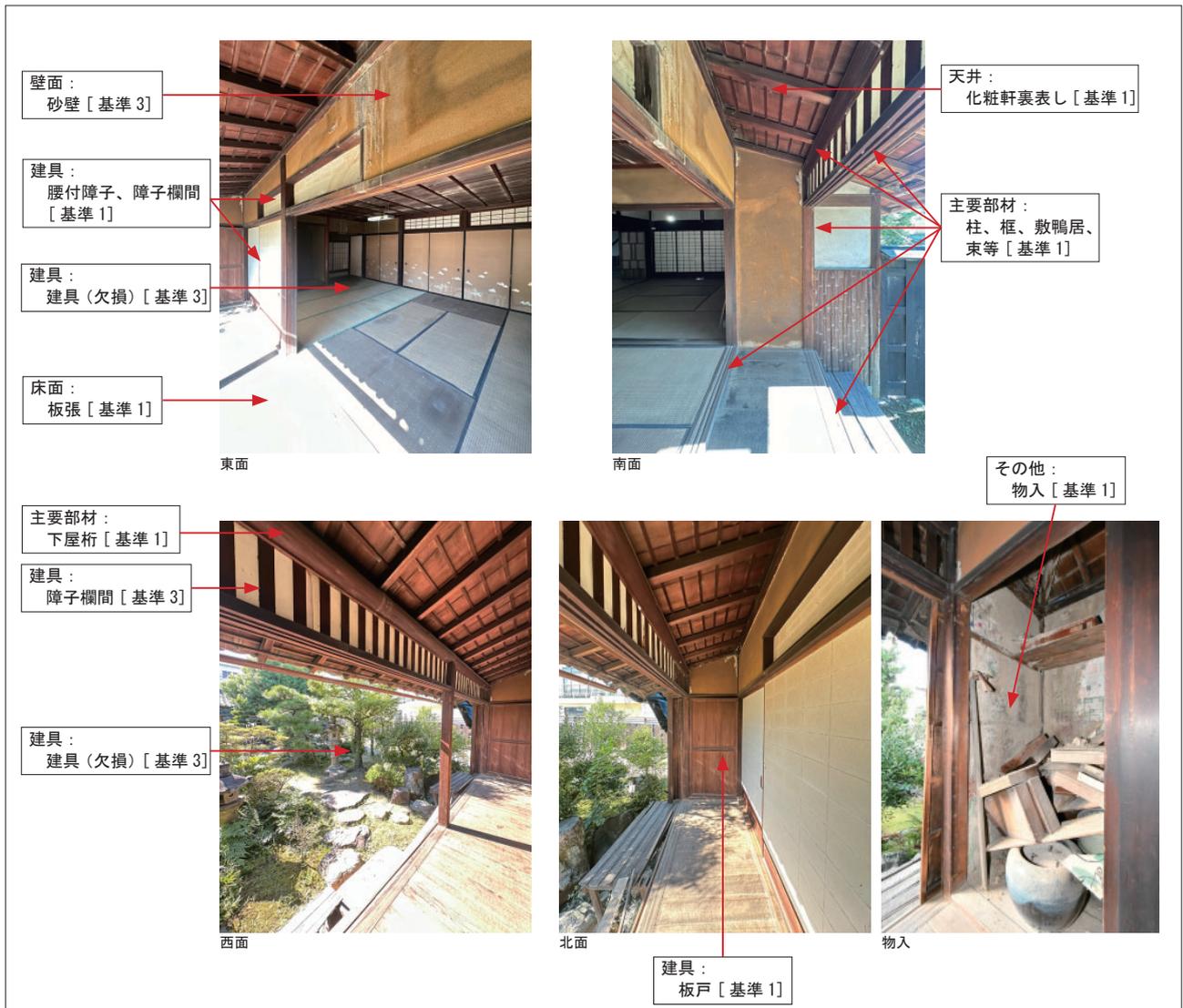


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
西縁 保存部分	床面	1	板張	
	壁面	3	砂壁	
	天井	1	化粧軒裏表し	
	建具	1	板戸、腰付障子、障子欄間 (東面)	障子紙 [基準 2]
		3	建具 (欠損)、障子欄間 (西面)	
	主要部材	1	柱、框、敷鴨居、束等	
その他	1	物入 (床: 板張、壁面: 中塗仕上 [基準 2]、天井: 化粧軒裏表し)		

部位設定写真



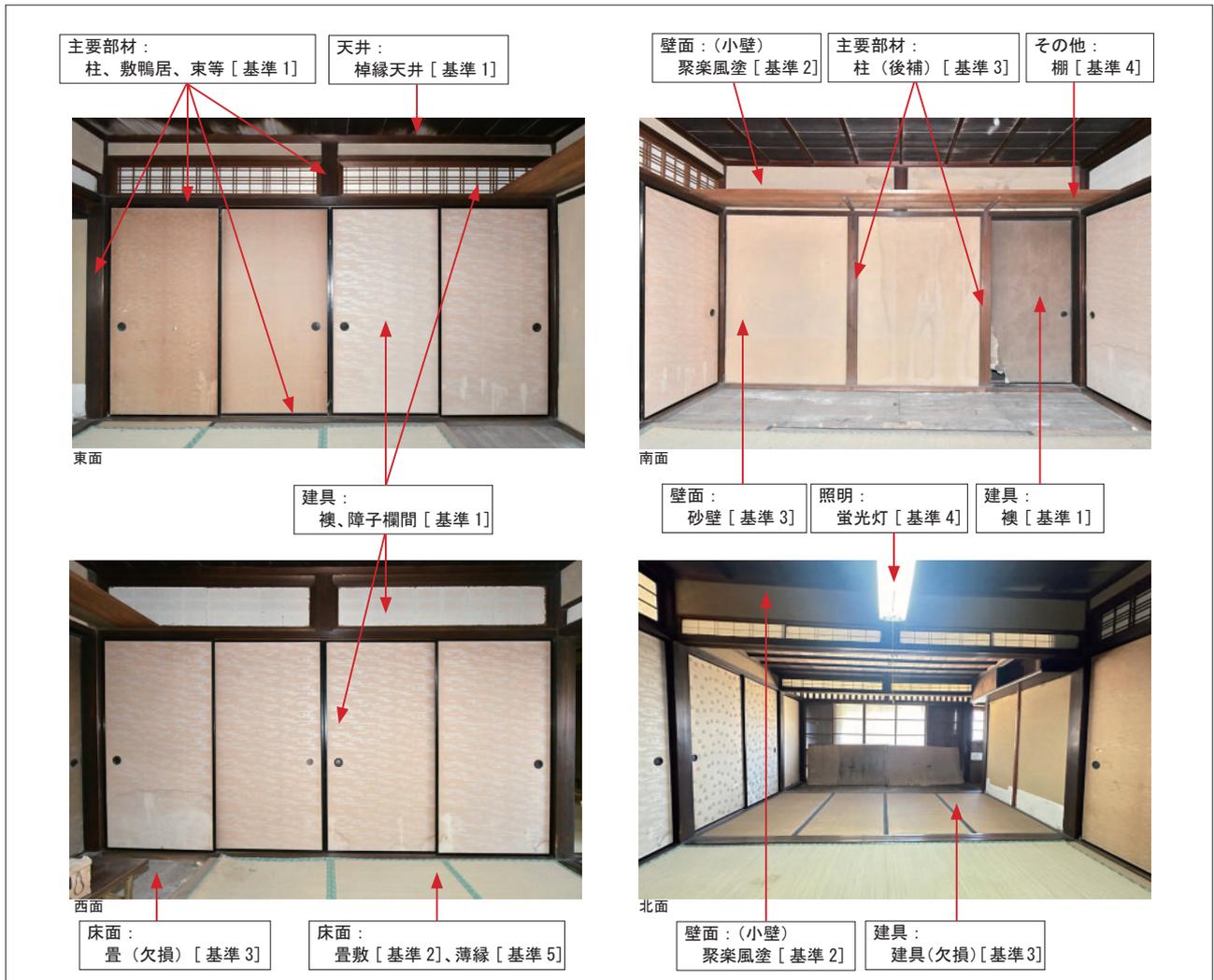


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
八畳 保存部分	床面	2	畳敷	薄縁 [基準 5]、畳 (欠損) [基準 3]
	壁面	2	聚楽風塗、南面一部：砂壁 [基準 3]	
	天井	1	棹縁天井	
	建具	1	襖、障子、障子欄間	障子紙、襖紙 [基準 2]、※残置建具 [基準 1]
		3	建具 (欠損)	
	照明	4	蛍光灯	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
		3	南面：柱 (後補)	
その他	4	棚		

部位設定写真



部分設定図



部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
保存部分	床面	2	畳敷	
	壁面	2	聚楽風塗、東面：聚楽風塗、腰貼 [基準3]	
	天井	3	棹縁天井	
	建具	1	襖 (西面)、障子、障子欄間	障子紙、襖紙 [基準2]
		3	建具 (欠損)、襖 (東面天袋)	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
		3	東面：柱 (後補)	
その他	3	天袋 (底板、側板)		

部位設定写真



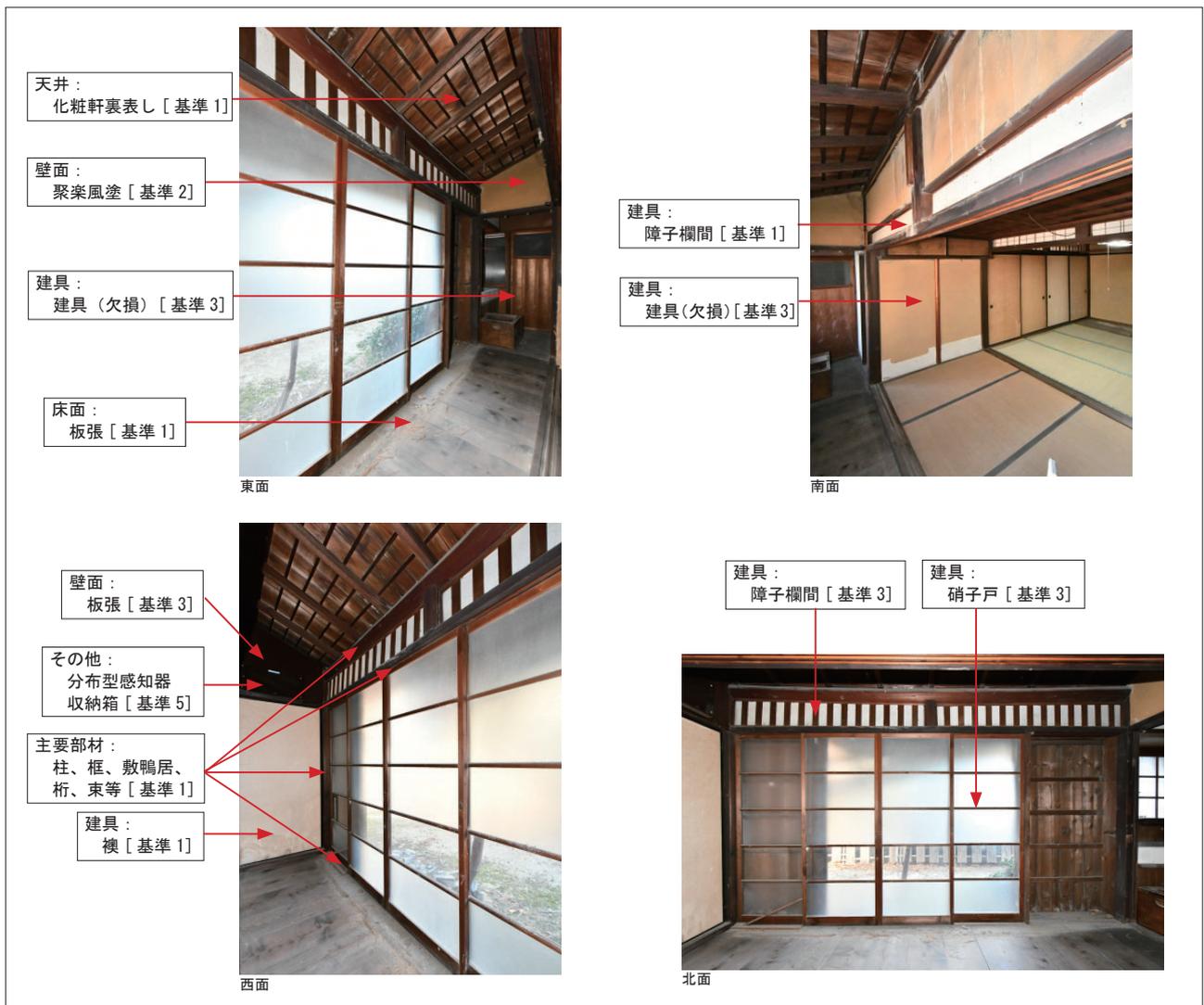


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
保存部分	床面	2	板張	
	壁面	2	聚楽風塗	
		3	西面小壁：板張	
	天井	1	化粧軒裏表し	
	建具	1	襖、障子欄間（南面）	障子紙、襖紙 [基準 2]
		3	硝子戸、建具（欠損）、障子欄間（北面）	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束、桁等	
その他	5	分布型感知器収納箱		

部位設定写真





部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
洗面 保存部分	床面	1	板張	
	壁面	2	白漆喰塗、巾木	
		4	板壁、ボード壁	
	天井	1	屋根裏表し(垂木・裏板)	
		3	板天井	
	建具	1	板戸	
		3	建具(欠損)、硝子戸、硝子窓	
	照明	4	蛍光灯	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、桁、束等	
	その他	3	洗面流し	

部位設定写真



東面

- 天井：
屋根裏表し [基準 1]
- 壁面：
ボード壁 [基準 4]
- 照明：
蛍光灯 [基準 4]
- 建具：
硝子窓、硝子戸 [基準 3]
- 壁面：
巾木 [基準 2]
- 床面：
板張 [基準 1]



南東面

- 壁面：
白漆喰塗 [基準 2]
- 建具：
板戸 [基準 1]
- 主要部材：
柱、敷鴨居、桁、束等 [基準 1]



西面

- 壁面：
白漆喰塗 [基準 2]
板壁 [基準 4]
- 建具：
建具(欠損) [基準 3]



北面

- 天井：
板天井 [基準 3]
- 建具：
硝子窓 [基準 3]
- その他：
洗面流し [基準 3]

部分設定図



部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
上便所	床面	1	板張	
保存部分	壁面	2	白漆喰塗、巾木	
		4	ボード壁	
	天井	1	屋根裏表し (垂木・裏板)	
	建具	1	障子 (紙欠損 [基準 3])	障子紙 [基準 2]
		3	板戸、硝子窓、硝子戸	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、桁、束等	
その他	1	小便器 (陶器製)、大便器 (木製)		

部位設定写真



部分設定図



部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
寝室 保存部分	床面	2	畳敷	
		1	板張	
	壁面	2	土壁、紙張	
		3	南面の一部：土壁、筋交い	
	天井	1	大引天井	
	建具	1	襖、腰付簀戸、障子欄間	障子紙、襖紙 [基準 2]、合板張 [基準 3]
		3	建具 (欠損)	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
	その他	1	上り口 (木製階段、板戸)	

部位設定写真



部分設定図

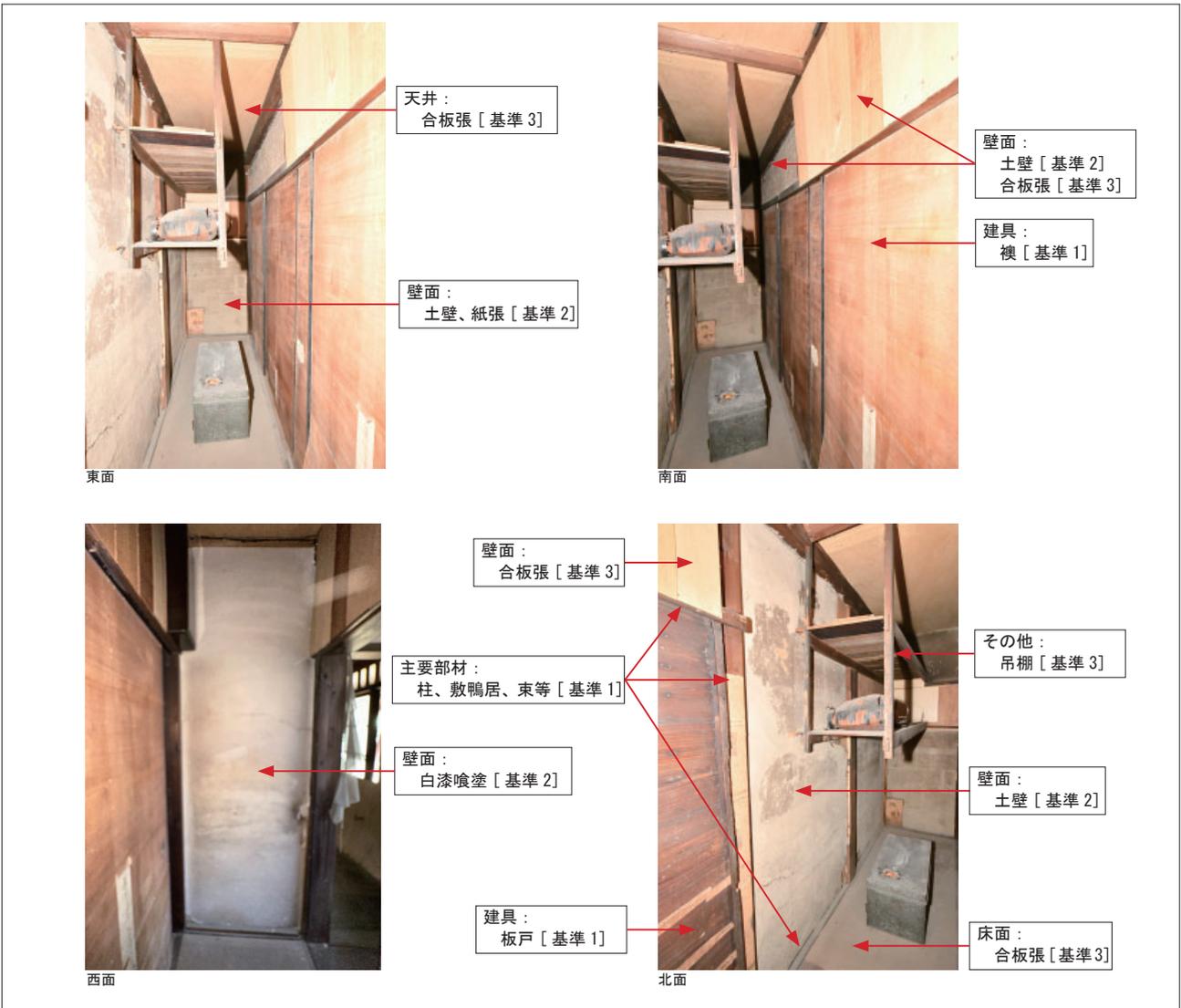


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
寝室 (物入) 保存部分	床面	1	合板張	
	壁面	2	白漆喰塗、土壁、紙張	
		3	合板張	
	天井	3	合板張	
	建具	1	襖、板戸	襖紙 [基準 2]
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
	その他	3	吊棚	

部位設定写真



部分設定図

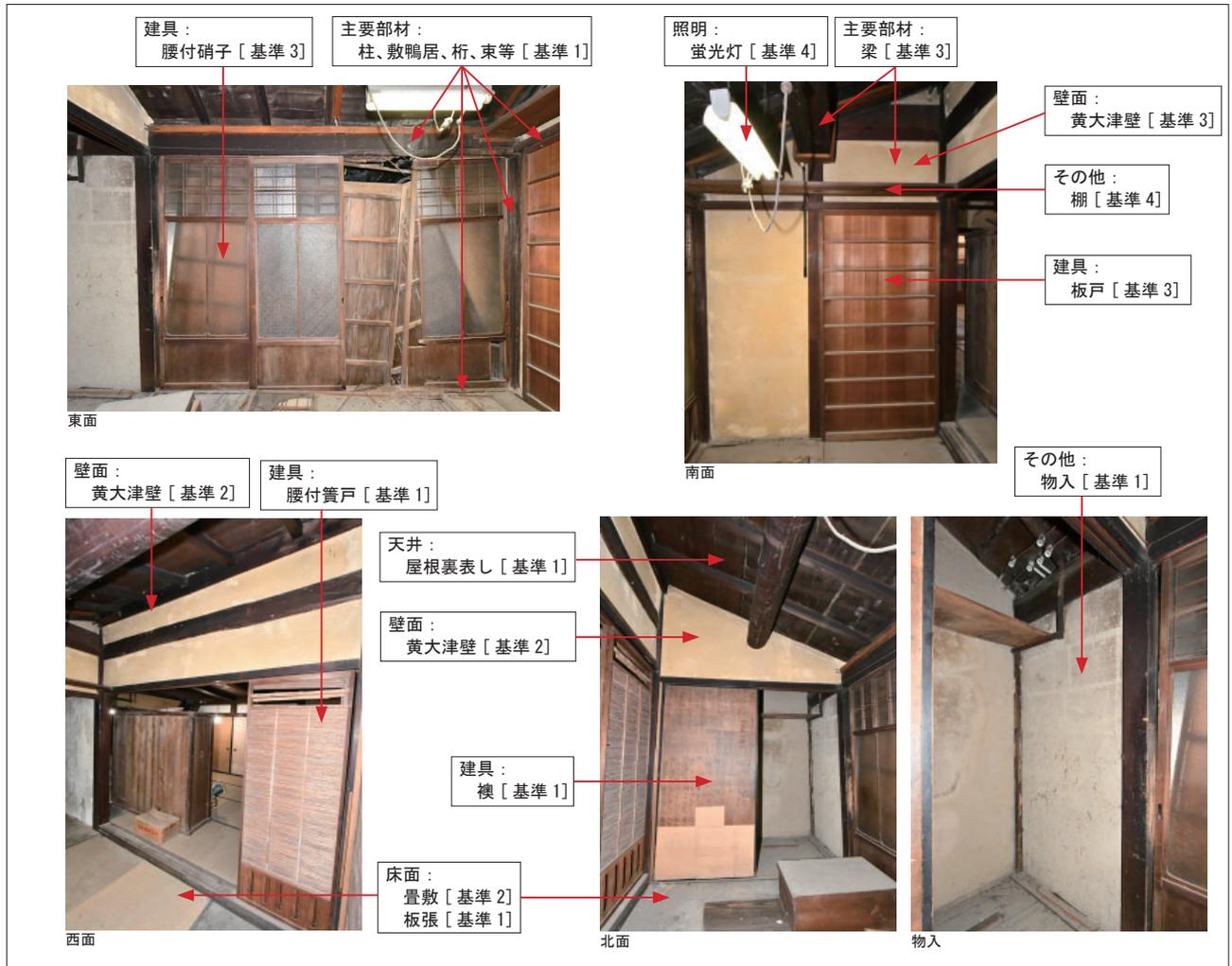


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
三畳 保存部分	床面	2	畳敷	
		1	板張	
	壁面	2	黄大津壁、南面：黄大津壁 [基準 3]	
	天井	1	屋根裏表し (垂木・野地板)	
	建具	1	襖 (引手穴 [基準 3])、腰付簀戸	襖紙 [基準 2]
		3	腰付硝子、板戸	
	照明	4	蛍光灯	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、桁、梁、束等	南面：梁 [基準 3]
	その他	1	物入 (床：板張、壁面：土壁、天井：屋根裏表し、その他：棚)	
		4	棚	

部位設定写真



部分設定図

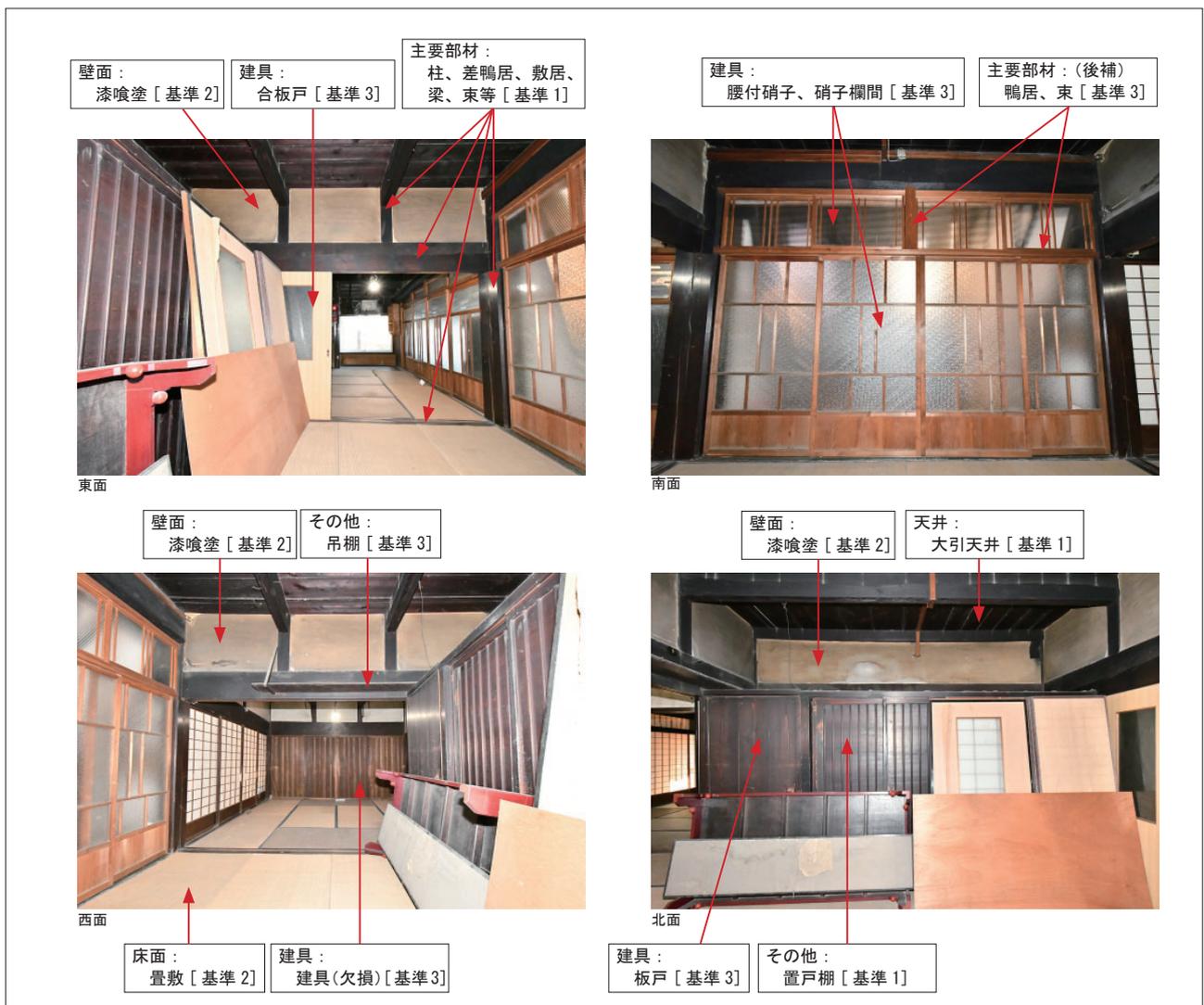


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
中台所	床面	2	畳敷 (縁なし)	
	壁面	2	漆喰壁	
保存部分	天井	1	大引天井	
	建具	3	板戸、合板戸、腰付硝子、硝子欄間、建具 (欠損)	※残置建具あり (襖・障子 [基準 1]、桐襖 [基準 4])
	照明		※金具のみ残存	
	主要部材	1	柱、差鴨居、敷鴨居、束等	南面 : (後補) 鴨居、束 [基準 3]
	その他	1	置戸棚 (巾 1.5 間)	
	3	吊棚		

部位設定写真



部分設定図



部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
台所	床面	2	畳敷	
		1	板張	
保存部分	壁面	2	漆喰塗、土壁	筋交い [基準 3]
	天井	1	大引天井、屋根裏表し (垂木・野地板)	
	建具	1	板戸 (南面)	
		3	板戸 (北面)、腰付硝子、硝子欄間、合板戸、7ルミサツ窓、建具 (欠損)	
	照明		傘無し電球	
	主要部材	1	柱、差鴨居、敷鴨居、梁、束等	南面 (後補): 柱、鴨居、束 [基準 3]
	その他	4	吊棚	
		5	自動火災報知設備、空調室内機	

部位設定写真



部分設定図

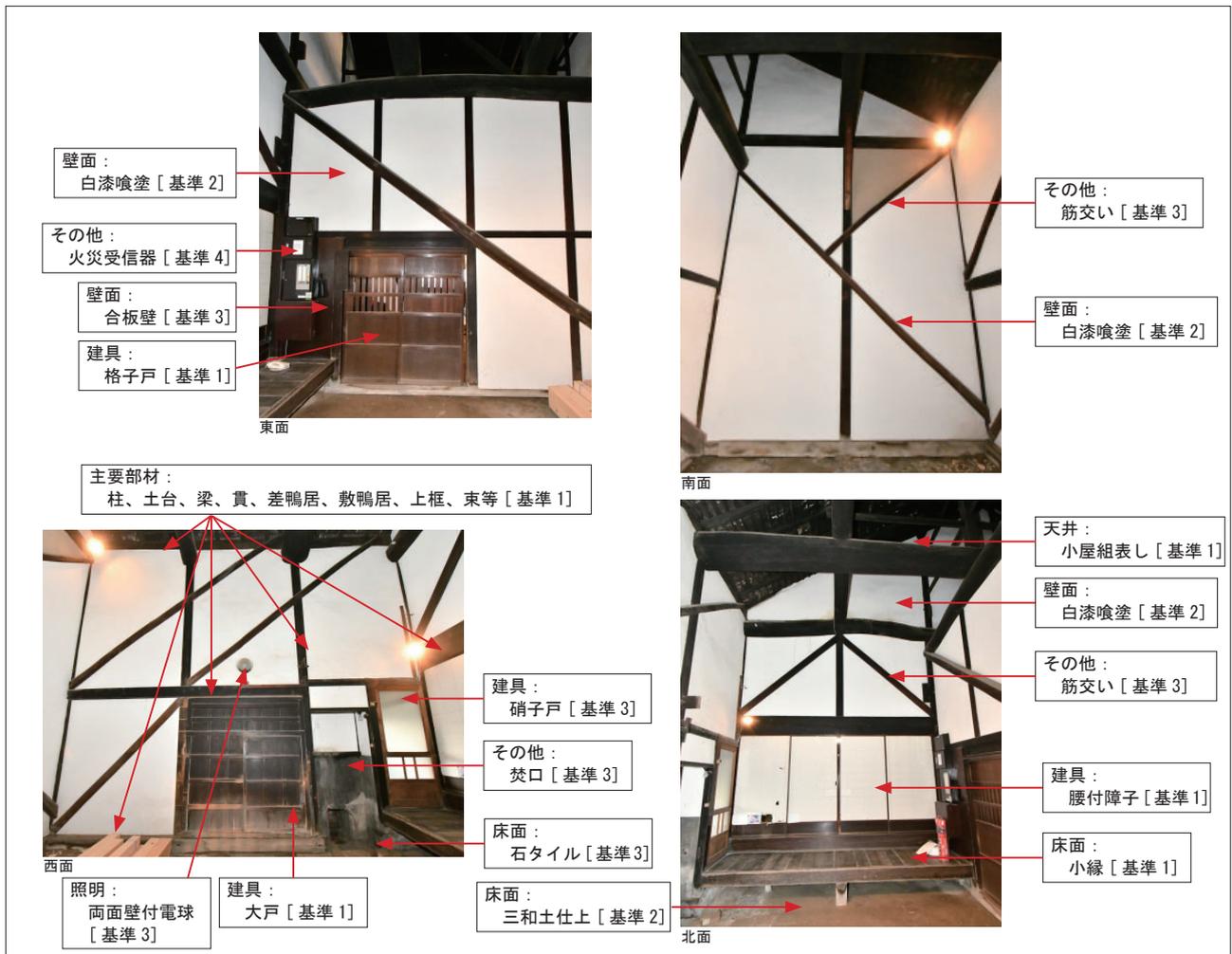


部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
内土間 保存部分	床面	2	三和土仕上、石タイル [基準 3]	
		1	縁板 (小縁)	
	壁面	2	白漆喰塗	
		3	合板壁、筋交い	
	天井	1	小屋組表し	
	建具	1	大戸、格子戸、腰付障子	障子紙 [基準 2]
		3	硝子戸	
	照明	3	両面壁付電球	
	主要部材	1	柱、土台、梁、貫、差鴨居、敷鴨居、上框、束等	
	その他	3	焚口	
		4	火災受信器	

部位設定写真



部分設定図



部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
風呂 保存部分	床面	3	板張、モルタル塗	
	壁面	3	漆喰塗、腰モルタル	
	天井	3	棹縁天井	
	建具	3	硝子戸	
		4	アルミサッシ窓	
	照明	4	直付電球	
	主要部材	1	柱、敷鴨居等	
	その他	4	水栓	
3		木製風呂桶		

部位設定写真



部分設定図



部位設定表

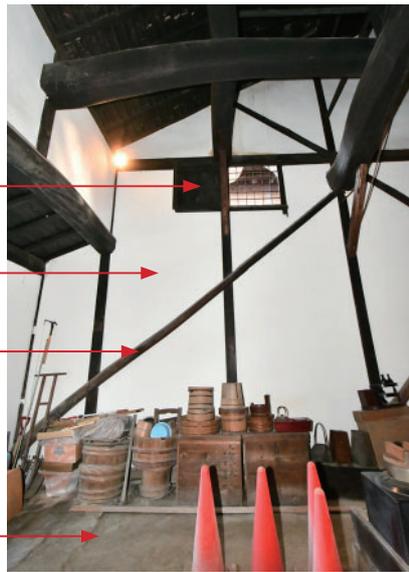
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
台所土間	床面	2	三和土仕上	
保存部分	壁面	2	白漆喰塗	筋交い [基準 3]
	天井	1	小屋裏表し (垂木・バラ板・杉皮)、屋根裏表し (垂木・裏板)	
	建具	1	板戸、格子戸、障子	障子 [基準 2]
		3	東面：腰付硝子戸、硝子窓	
		3	北面：腰付硝子戸、硝子窓、硝子欄間	
	照明	5	スポットライト	
	主要部材	1	柱、土台、梁、貫、差鴨居、敷鴨居、上框、縁框、桁、束等	北面の一部：鴨居、束 (後補) [基準 3]
		1	竈	
その他		1	西小縁 (板張、縁框、縁束、地覆)	
	3	東小縁 (板張、縁框、縁束、地覆、蹴込)		

部位設定写真



部位設定写真



建具：
板戸、障子 [基準 1]

壁面：
白漆喰塗 [基準 2]

壁面：
筋交い [基準 3]

床面：
三和土仕上 [基準 2]

南面 東寄り



建具：
障子 [基準 1]

壁面：
筋交い [基準 3]

建具：
板戸 [基準 1]

南面 西寄り



壁面：
筋交い [基準 3]

壁面：
白漆喰塗 [基準 2]

建具：
障子 [基準 1]

建具：
格子戸 [基準 1]

西面

主要部材：
柱、土台、梁、貫、差鴨居、敷鴨居、桁、束等 [基準 1]



主要部材：(後補)
鴨居、束 [基準 3]

建具：
腰付硝子戸、
硝子欄間 [基準 3]

北面 西寄り

床面：
西小縁 [基準 1]

壁面：
方杖 [基準 3]



建具：
腰付硝子戸、硝子欄間 [基準 3]

建具：
板戸 [基準 1]

北面 東寄り

主要部材：(後補)
鴨居、束 [基準 3]

床面：
東小縁 [基準 3]

部分設定図



部位設定表

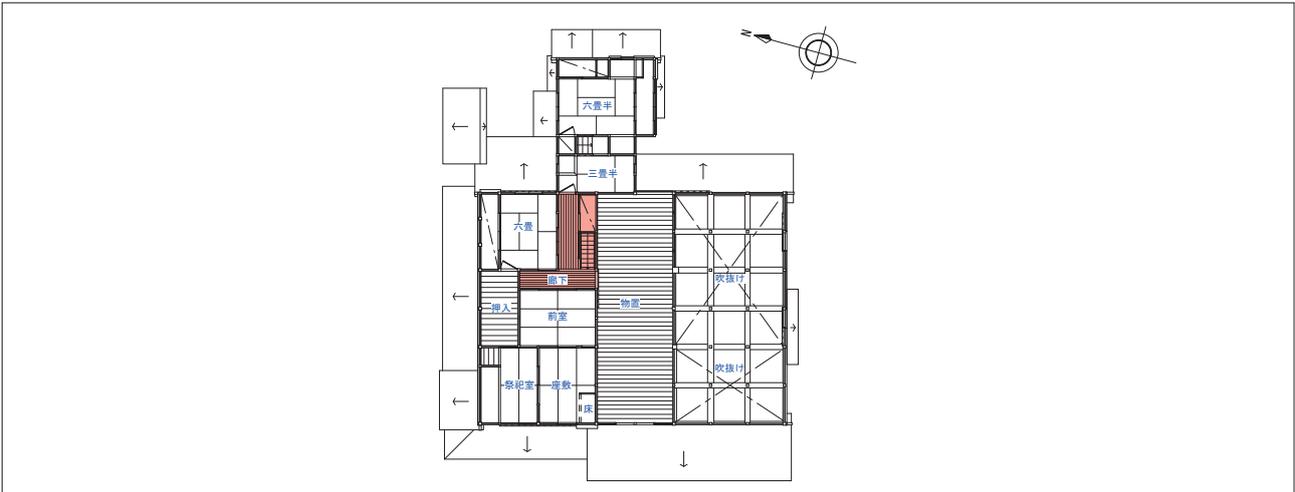
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
階段室・廊下	壁面	2	漆喰塗 (階段室西面)、黄大津壁 (廊下西面)	
		3	黄大津壁 (廊下南面)	
		4	合板張 (階段室北面)	
	建具	3	板戸	
	主要部材	3	柱等	

部位設定写真



部分設定図



部位設定表

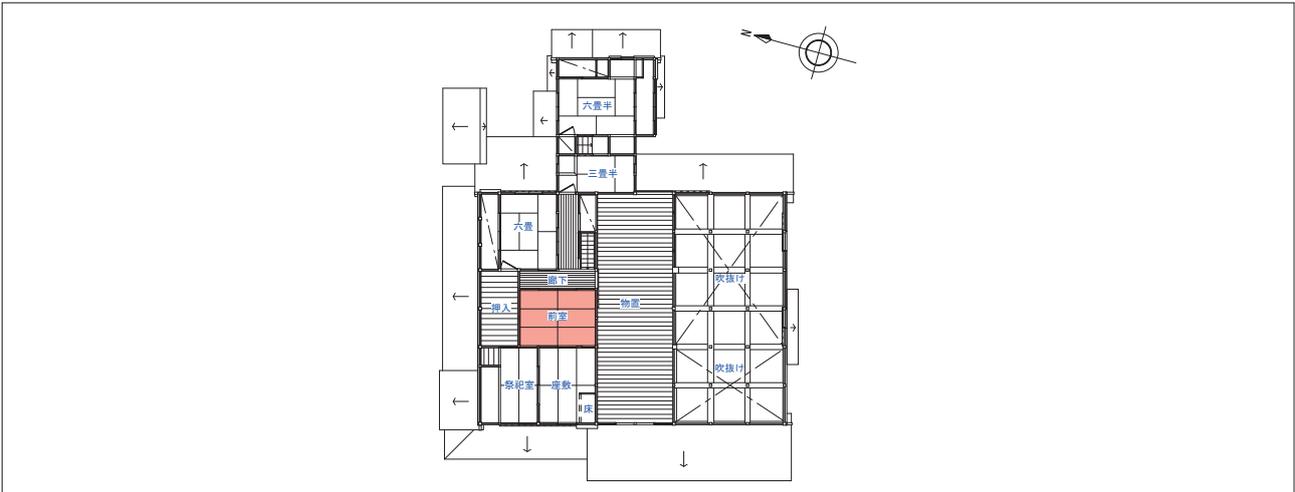
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
二階 廊下	床面	2	板張	
	壁面	2	黄大津塗	
保存部分	天井	2	棹縁天井	
	建具	2	腰付障子	
		3	板扉、板戸、建具（欠損）	
	照明			
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
その他	1	階段手摺		
	3	造付収納（床：板張、壁面：中塗 [基準 1]、天井：棹縁天井）		

部位設定写真



部分設定図



部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
二階 前室	床面	2	畳敷	畳 (欠損) [基準 3]、板床組 [基準 2]
	壁面	2	黄大津塗	
保存部分	天井	1	棹縁天井	
	建具	2	腰付障子、嵌め込み障子	
		3	建具 (欠損)	
	照明			
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
その他				

部位設定写真



部分設定図

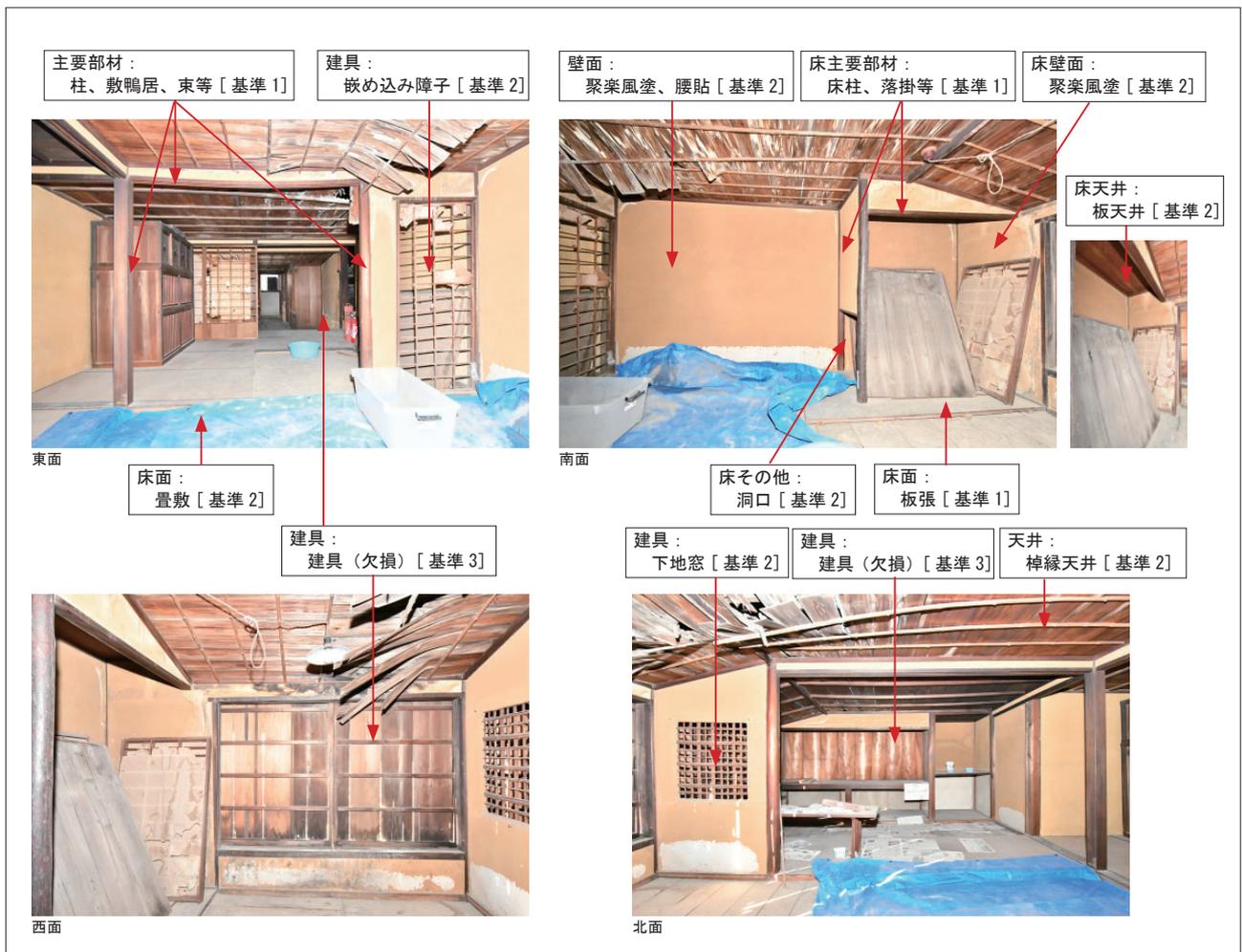


部位設定表

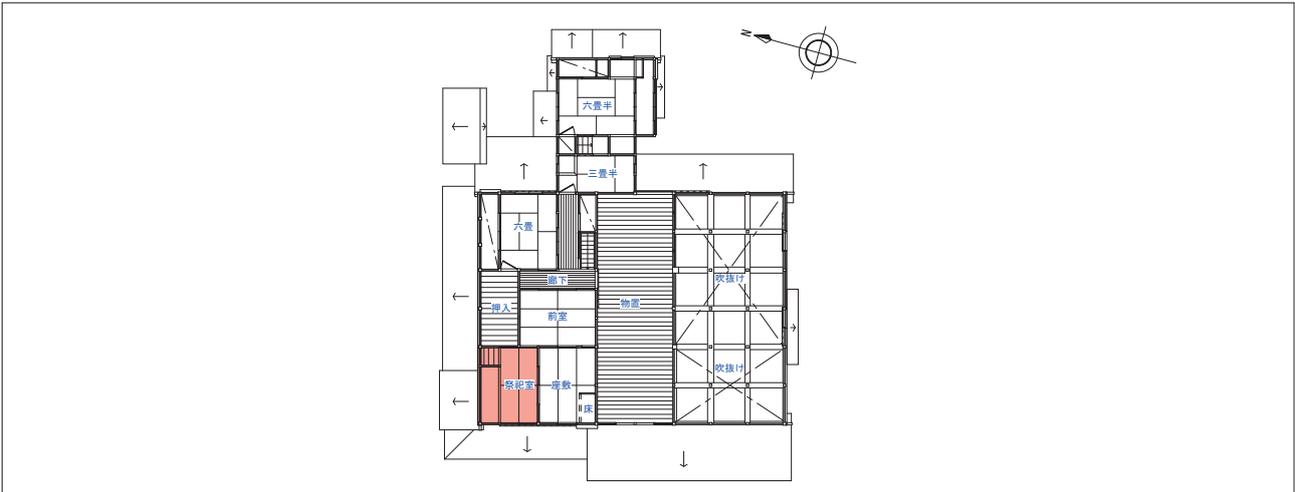
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
二階 座敷	床面	2	畳敷	畳(欠損) [基準3]、板床組 [基準2]
	壁面	2	聚楽風塗、腰貼	
保存部分	天井	2	棹縁天井	
	建具	2	嵌め込み障子、下地窓	
(床の間)	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
	床面	1	板張	
	壁面	2	聚楽風塗	
	天井	1	板天井	
	主要部材	1	床柱、落掛等	
	その他	2	洞口	

部位設定写真



部分設定図

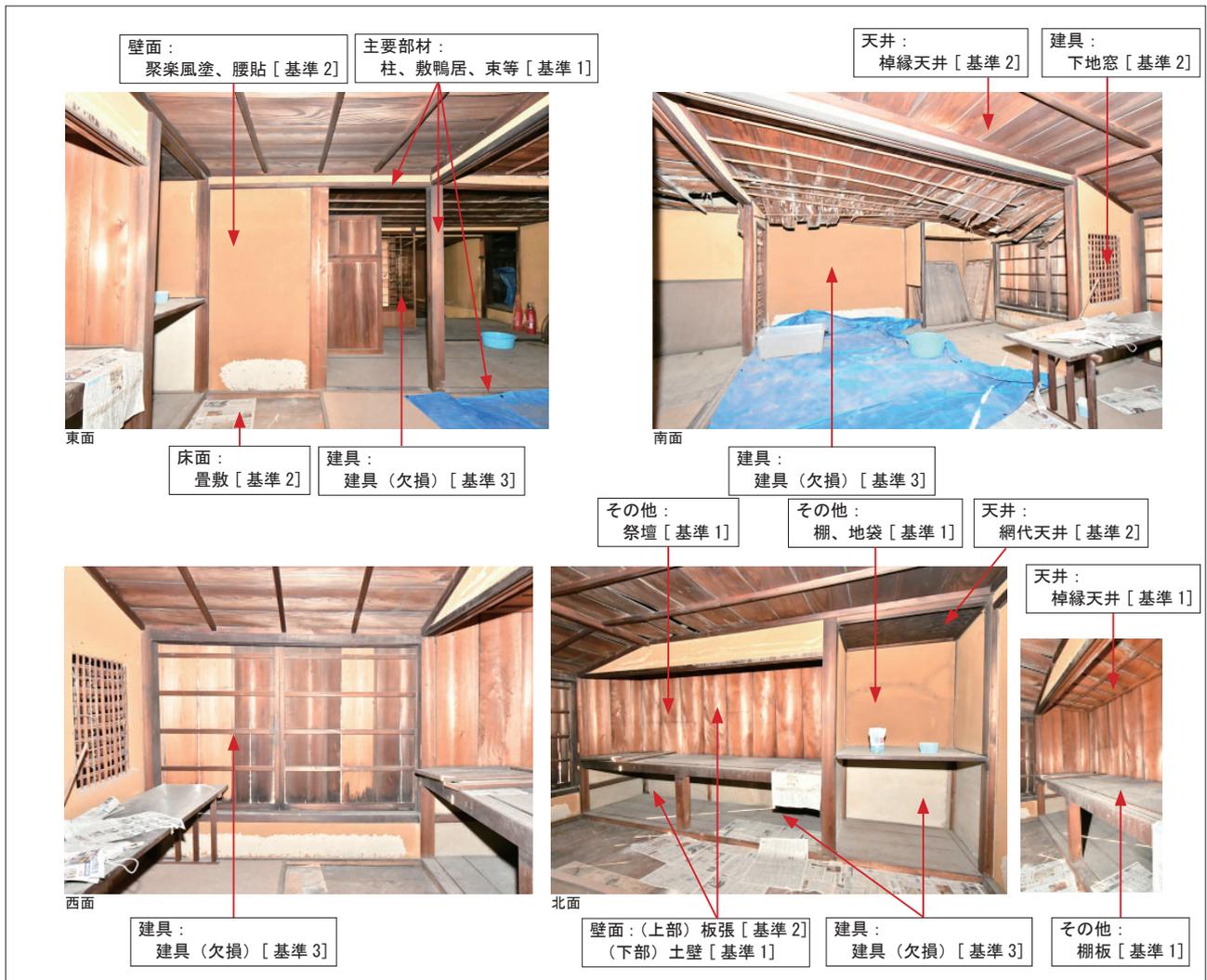


部位設定表

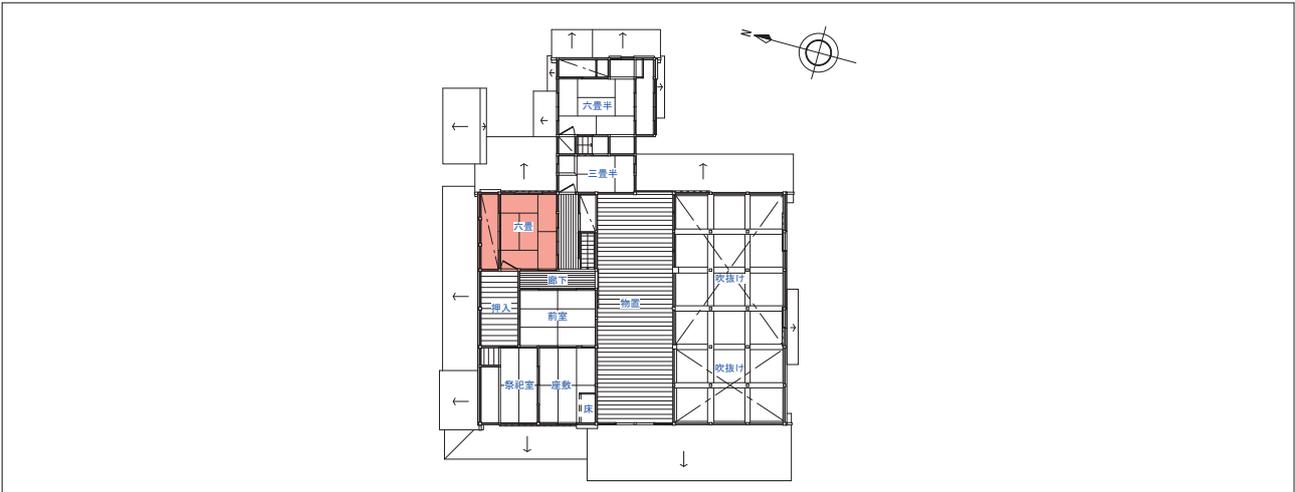
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
二階 祭祀室	床面	2	畳敷	畳 (欠損) [基準 3]、板床組 [基準 2]
	壁面	2	聚楽風塗、腰貼	
保存部分	天井	2	棹縁天井、網代天井	
	建具	2	下地窓	
		3	建具 (欠損)	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
	その他	1	祭壇 (床: 板張、壁面: 土壁、板張 [基準 2]、天井: 棹縁天井)	
1		棚		
1		地袋 (床: 板張、壁面: 漆喰塗)		

部位設定写真



部分設定図

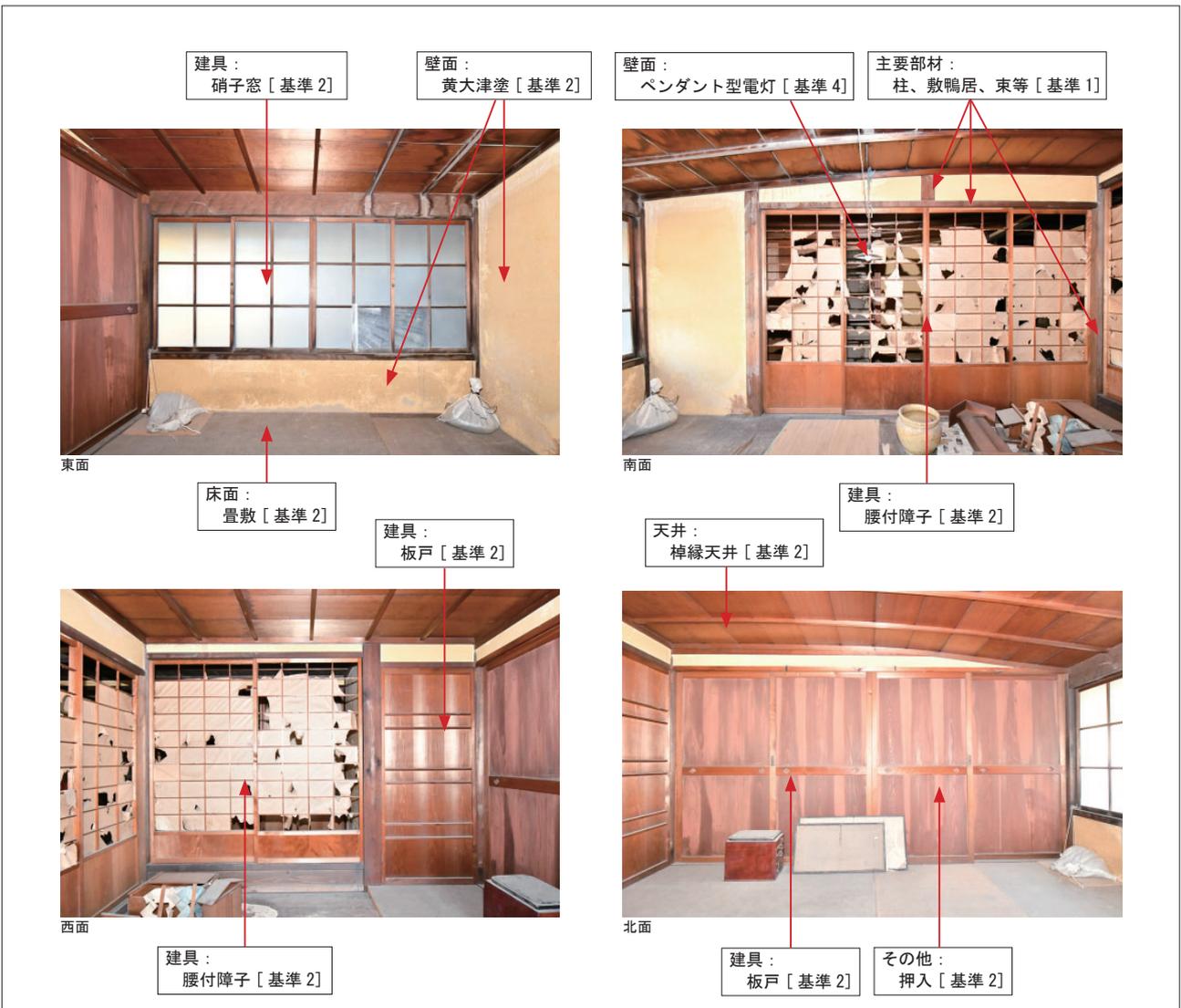


部位設定表

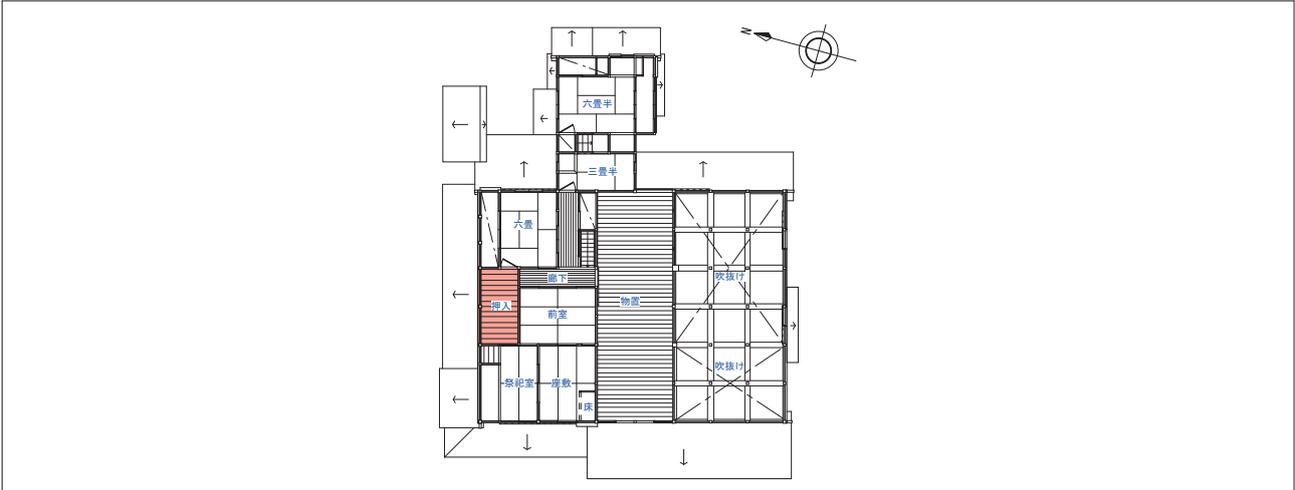
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
二階 六畳	床面	2	畳敷	畳(欠損) [基準3]、板床組 [基準2]
	壁面	2	黄大津塗	
保存部分	天井	2	棹縁天井	
	建具	2	板戸、腰付障子、硝子窓	
	照明	4	ペンダント型電灯	電球 [基準5]
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
	その他	2	押入(床:板張、壁面:漆喰塗、天井:、吊棚)	

部位設定写真



部分設定図

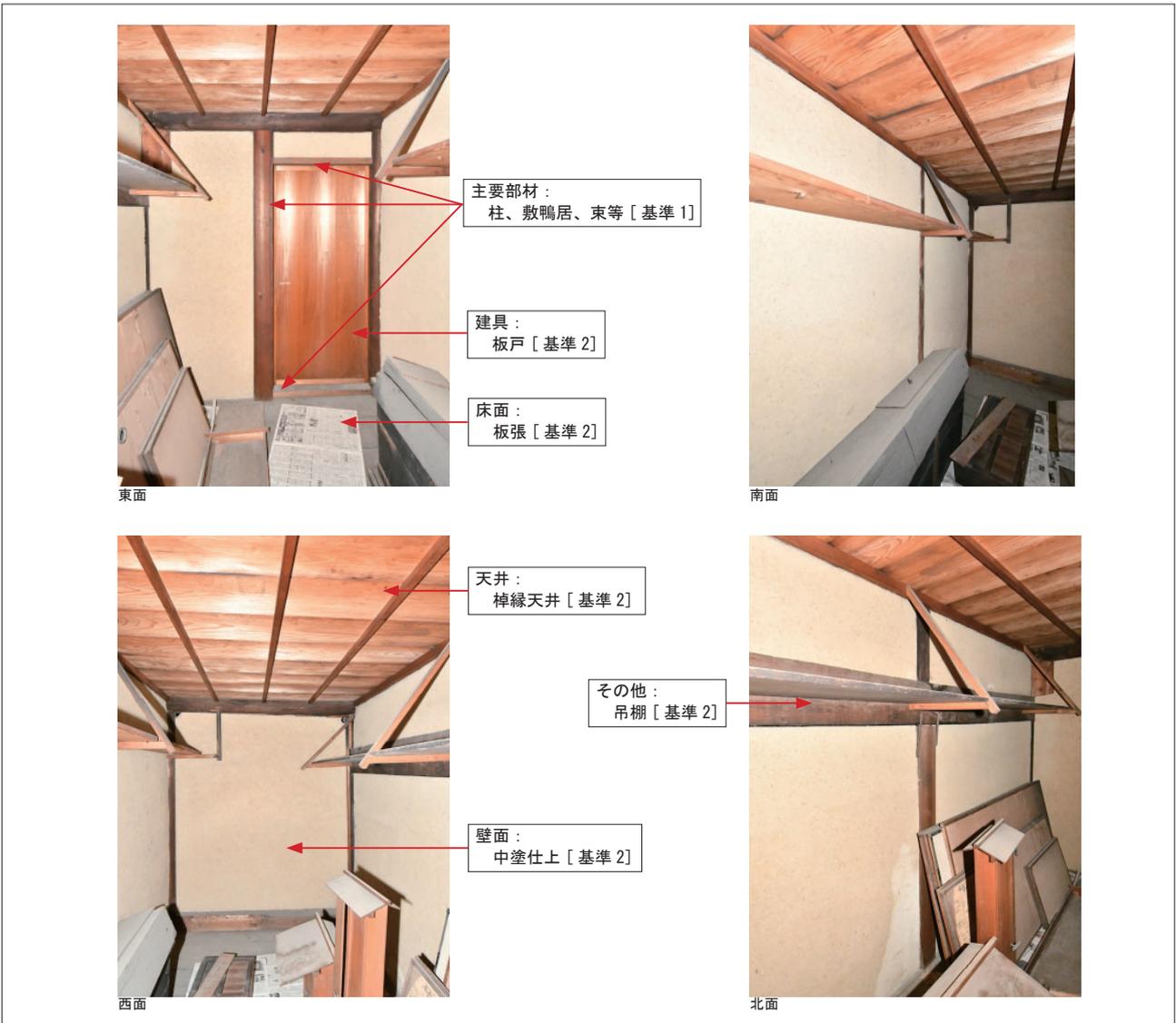


部位設定表

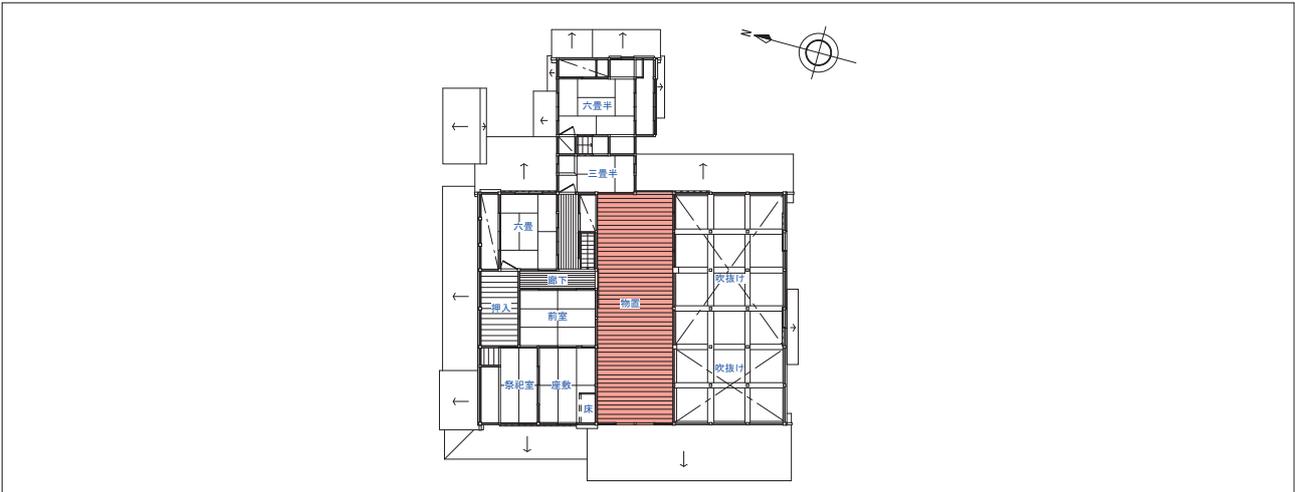
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
二階 押入	床面	2	板張	
保存部分	壁面	2	中塗仕上	
	天井	2	棹縁天井	
	建具	2	板戸	
	主要部材	1	柱、敷鴨居、束等	
	その他	2	吊棚	

部位設定写真



部分設定図

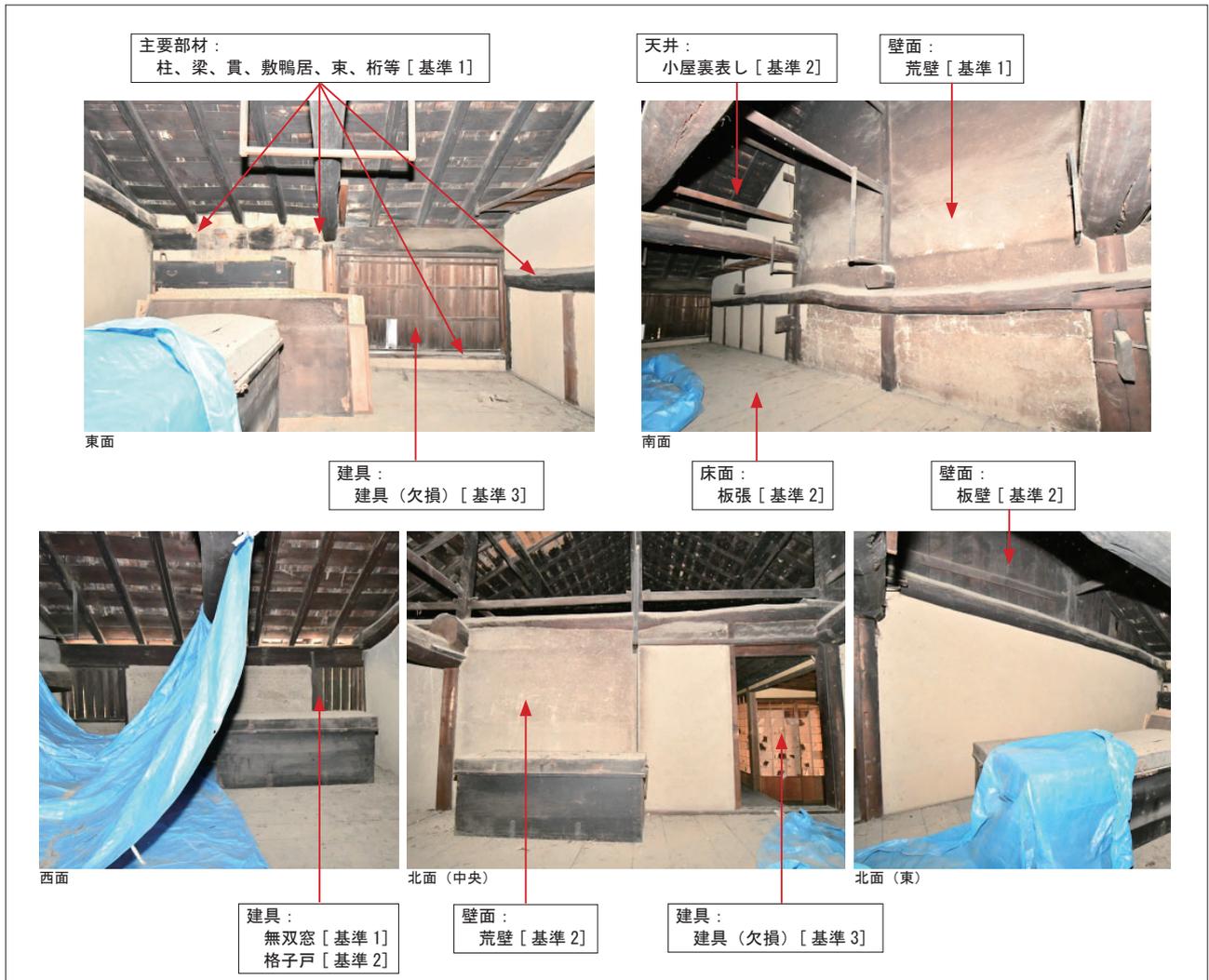


部位設定表

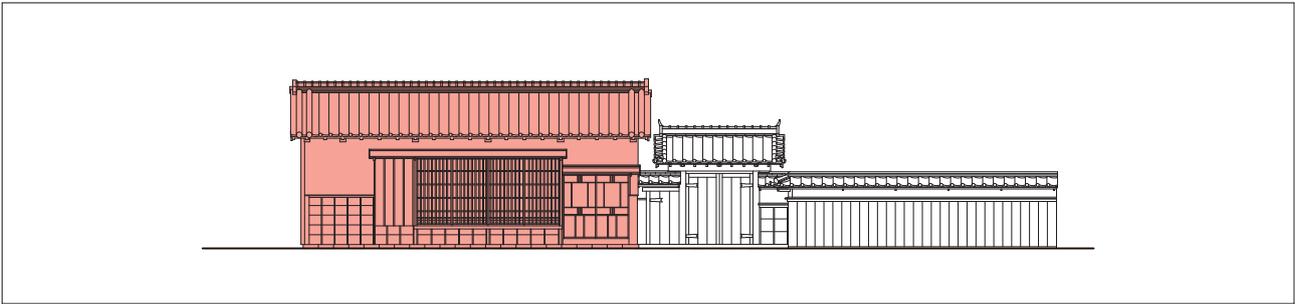
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
二階 物置	床面	1	板張	
保存部分	壁面	1	南面中央部壁：荒壁	
		2	荒壁、板壁	
	天井	1	小屋裏表し	
	建具	1	無双窓	
		2	格子戸	
		3	建具（欠損）	
主要部材	1	柱、小屋組、敷鴨居、束等		
その他				

部位設定写真



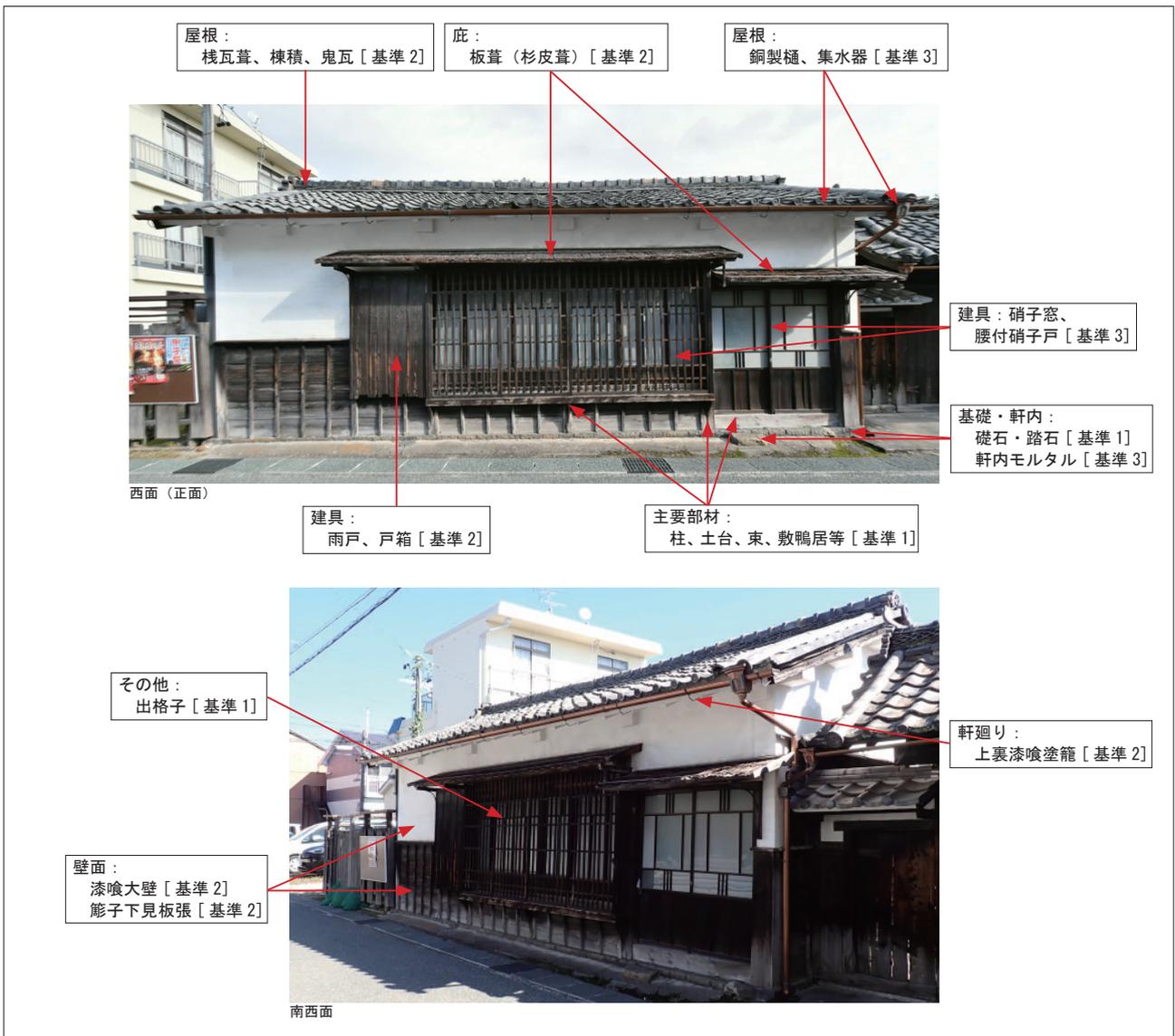
部分設定図



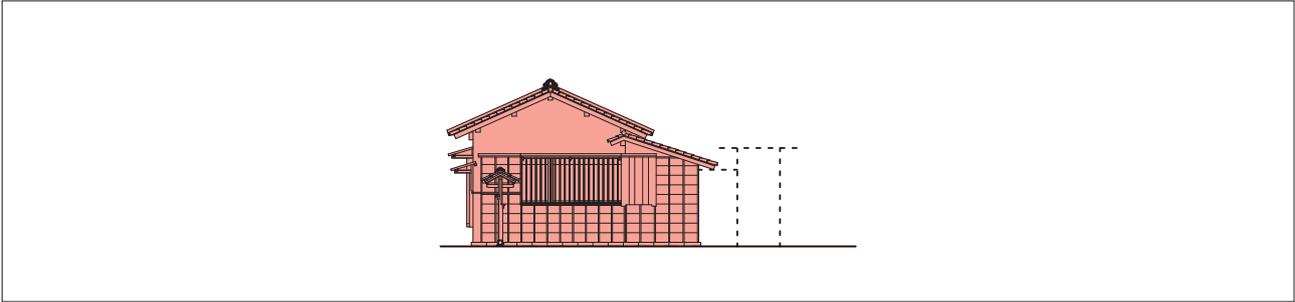
部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 西面 (正面)	屋根	2	棧瓦葺 (軒: 巴唐草)、棟積、鬼瓦	
		3	銅製樋、集水器	
保存部分	庇	2	板葺 (杉皮・割竹押え)	
	軒廻り	2	屋根上裏: 漆喰塗籠	
		2	漆喰大壁	
	壁面	2	腰彫子下見板張	
		3	腰付硝子戸 (玄関)、硝子窓	
	建具・開口部	2	雨戸、戸箱 (目板打)	
		1	礎石、踏石	
	基礎・軒内	3	軒内: モルタル塗	
		1	柱、土台、束、敷鴨居、庇腕木等	
	主要部材	1	出格子 (格子戸 [基準 2])	
その他				

部位設定写真



部分設定図



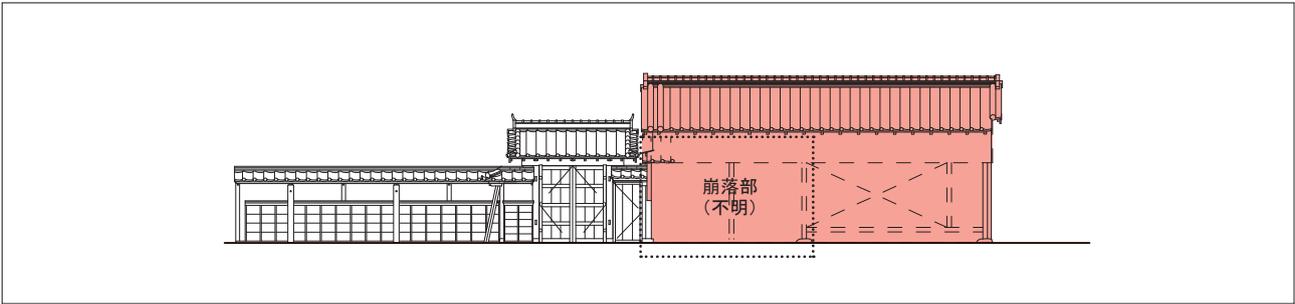
部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 南面	屋根	2	棧瓦葺 (軒: 巴唐草)、棟積、鬼瓦	
	庇	3	板葺	
保存部分	軒廻り	2	上裏: 漆喰塗籠	破風板 [基準 3]
	壁面	2	白漆喰大壁	
		2	腰彫子下見板張	水切: 亜鉛鍍鉄板 [基準 3]
	建具・開口部	2	雨戸	
		3	戸箱 (無双張)	
	基礎・軒内	1	礎石	
	主要部材	3	庇腕木等	
	その他	2	竹格子	

部位設定写真



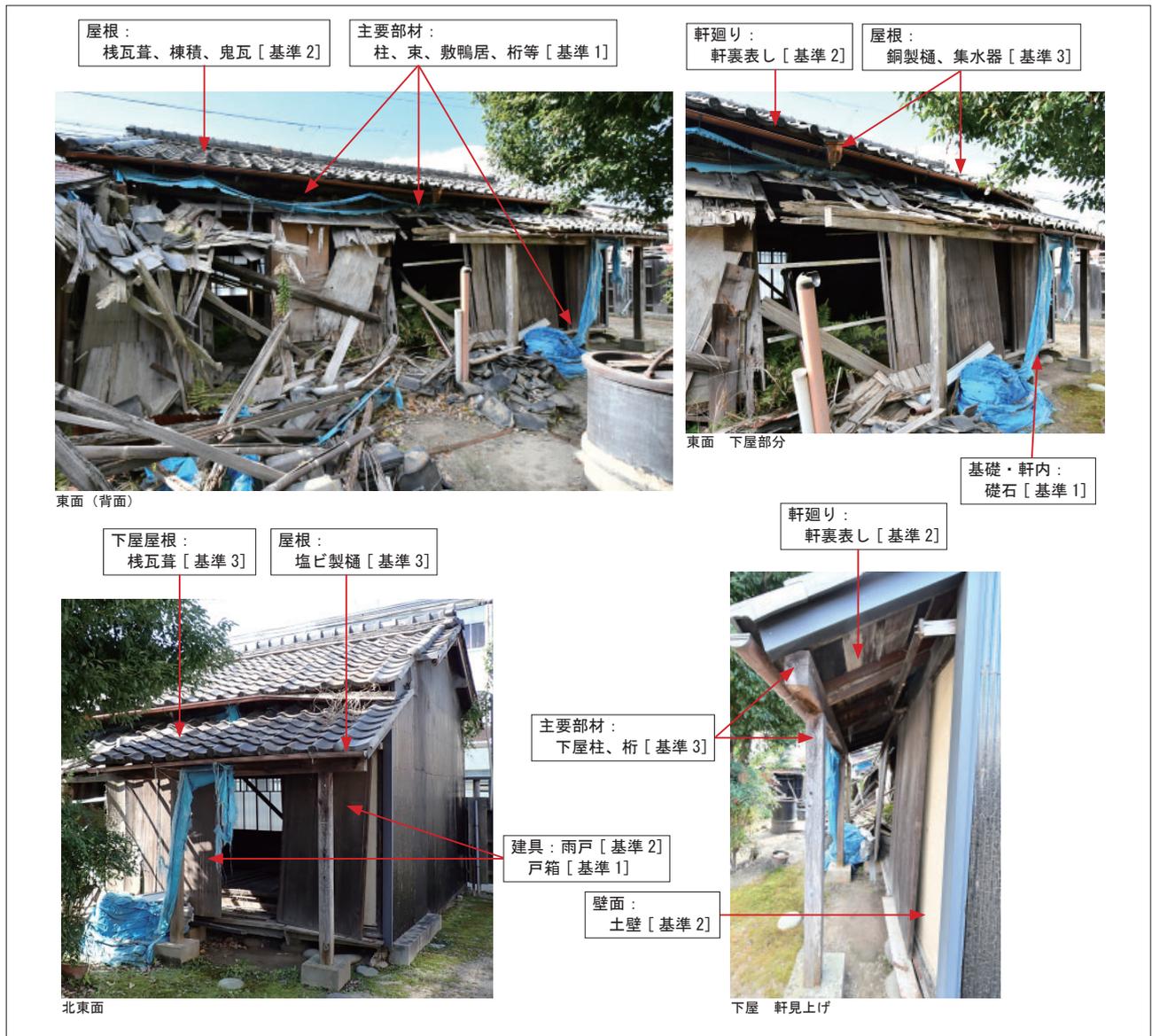
部分設定図

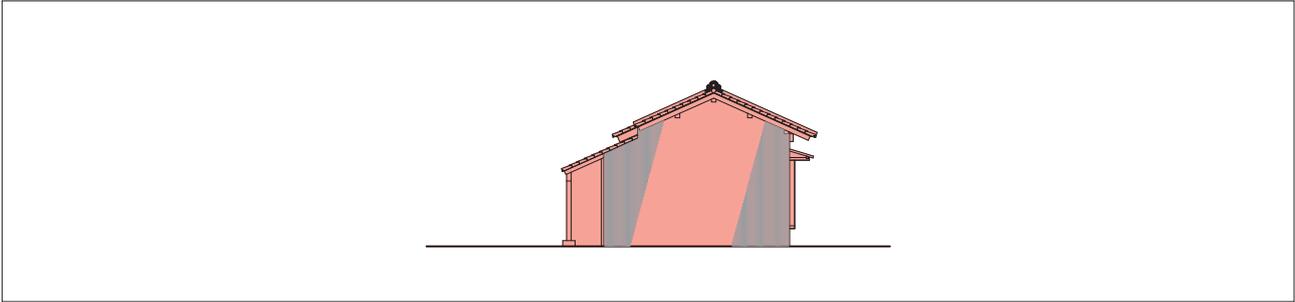


部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 東面 (背面)	屋根	2	棧瓦葺 (軒: 巴唐草)、棟積、鬼瓦	
		3	銅製樋、集水器	
保存部分	下屋屋根	3	棧瓦葺 (軒: 巴唐草)、塩ビ製樋	※現状一部崩落
	軒廻り	2	屋根・下屋屋根: 軒裏表し (野地板・垂木)	
	壁面	2	土壁	
	建具・開口部	2	雨戸	
		1	戸箱	
	基礎・軒内	1	礎石	
	主要部材	1	柱、束、敷鴨居、桁等	
	3	下屋柱、桁		
	その他			

部位設定写真

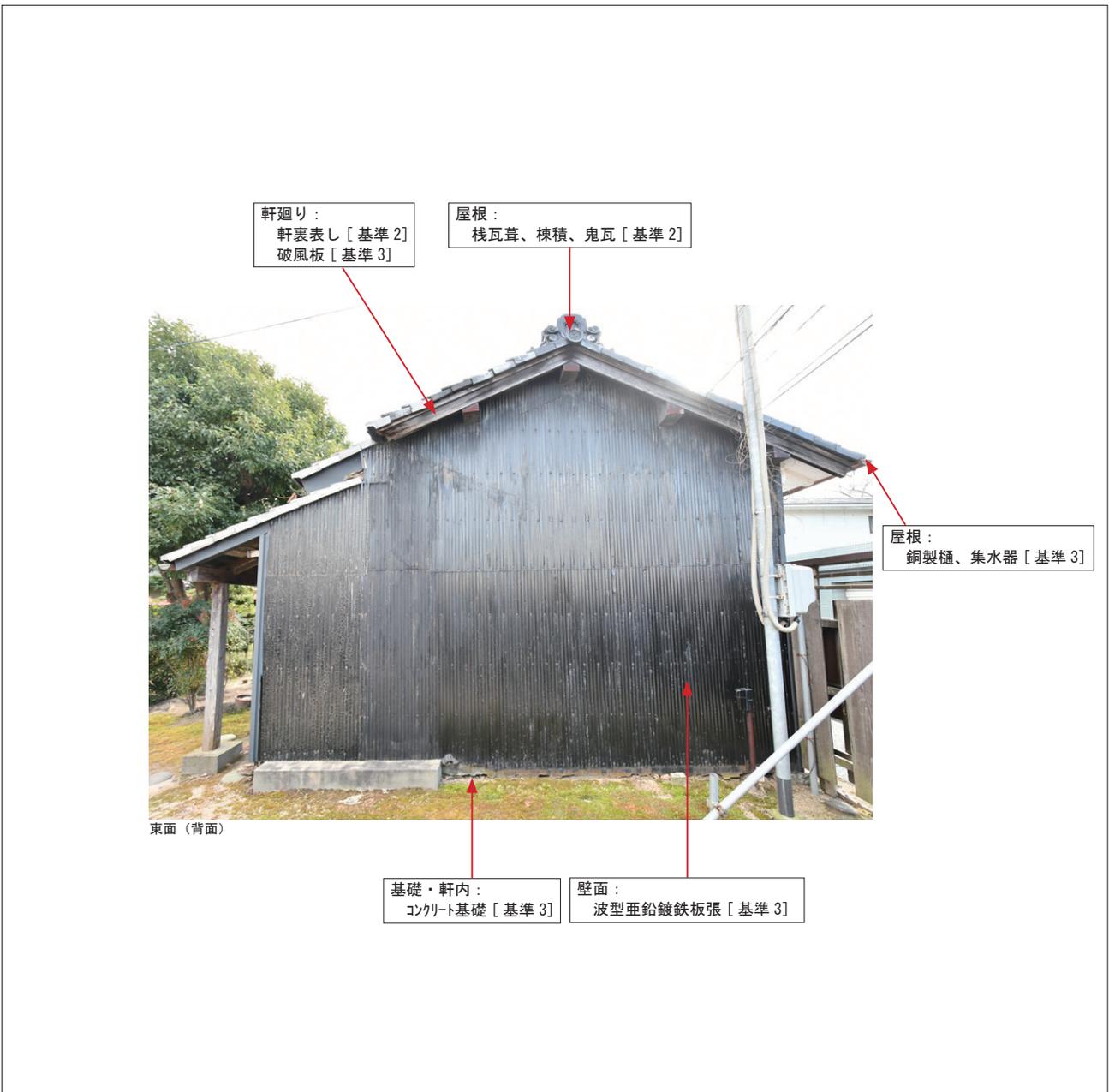


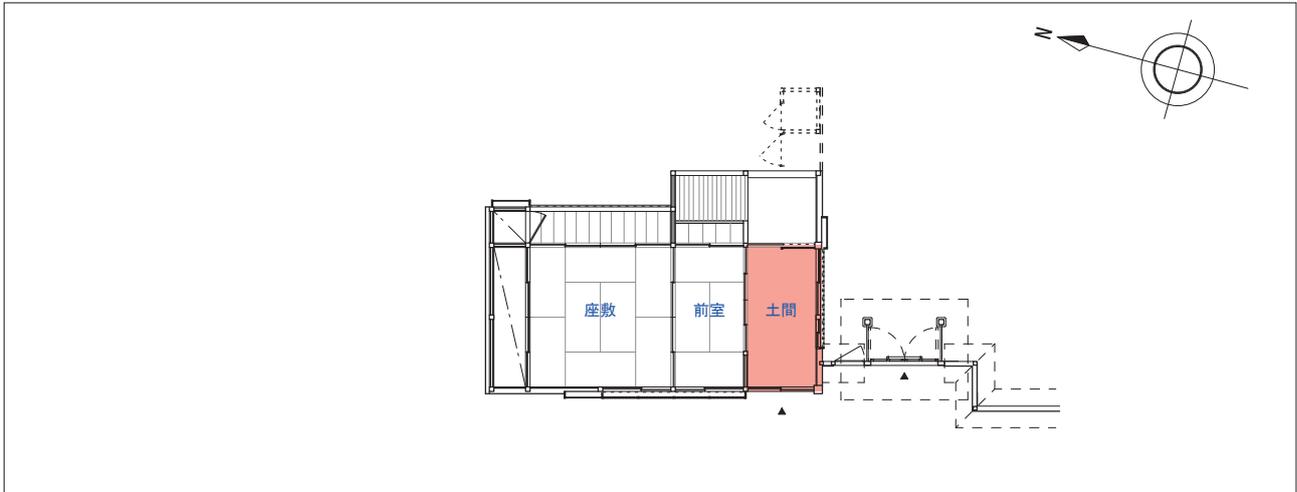


部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 北面	屋根	2	棧瓦葺（軒：巴唐草）、棟積、鬼瓦	
		3	銅製樋、集水器	
保存部分	軒廻り	2	軒裏表し（野地板）	破風板 [基準 3]
	壁面	3	波型亜鉛鍍鉄板張	
	基礎・軒内	3	コンクリート基礎	
	主要部材			
	その他			

部位設定写真



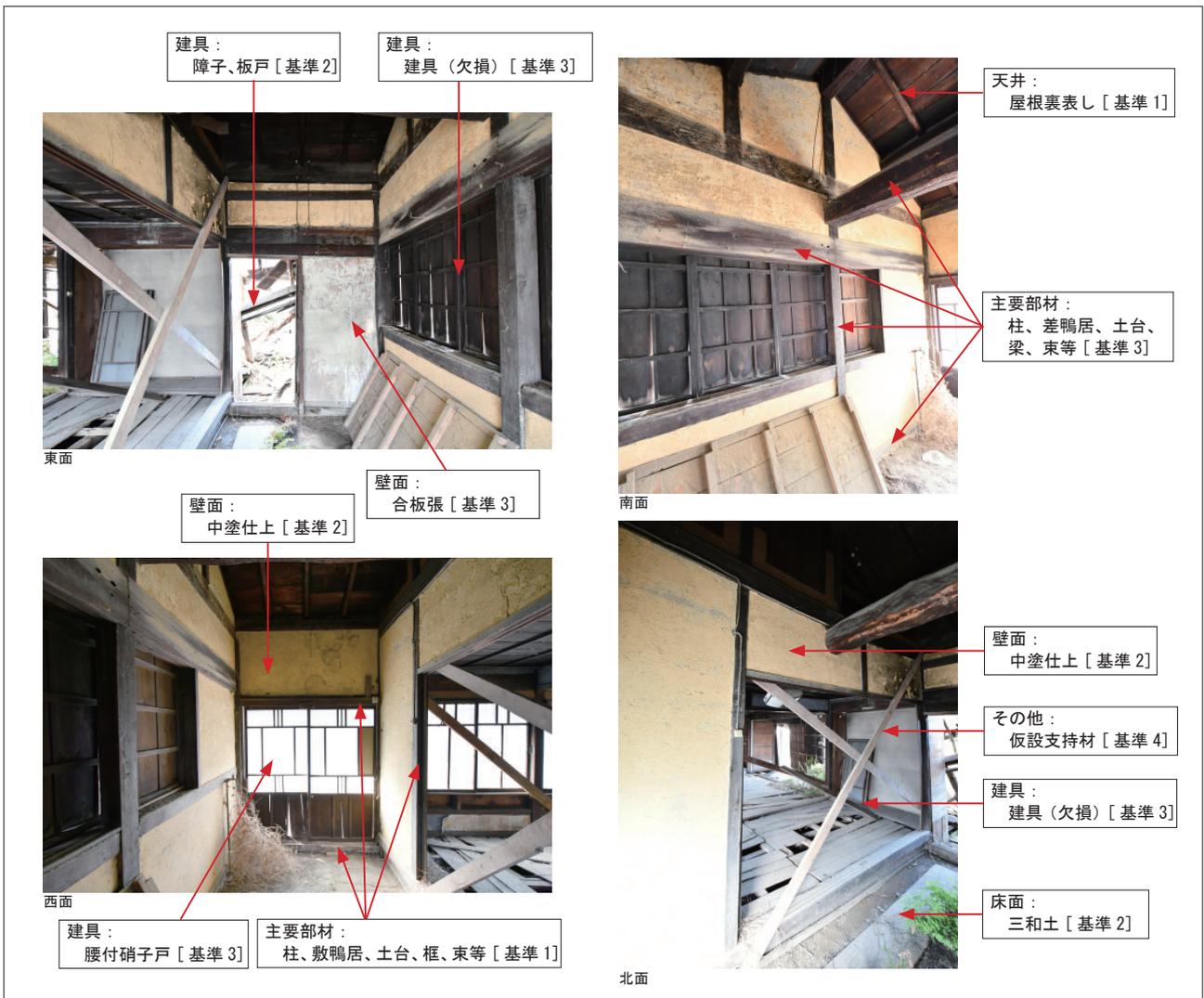


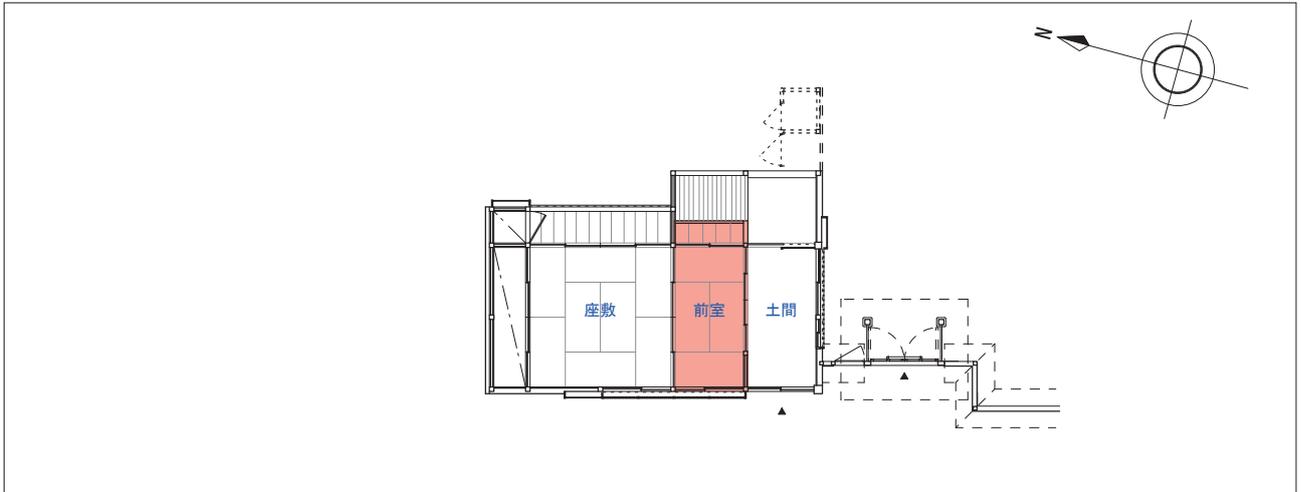
部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 土間	床面	2	三和土	
保存部分	壁面	2	中塗仕上	
		3	合板張	
	天井	1	屋根裏表し (野地板・垂木)	
	建具・開口部	3	腰付硝子、障子、板戸	障子・板戸：破損大か
	主要部材	3	建具 (欠損)	
	主要部材	1	柱、土台、地覆、梁、差鴨居、敷鴨居、框、束等	
	その他	4	仮設支持材	

部位設定写真





部位設定表

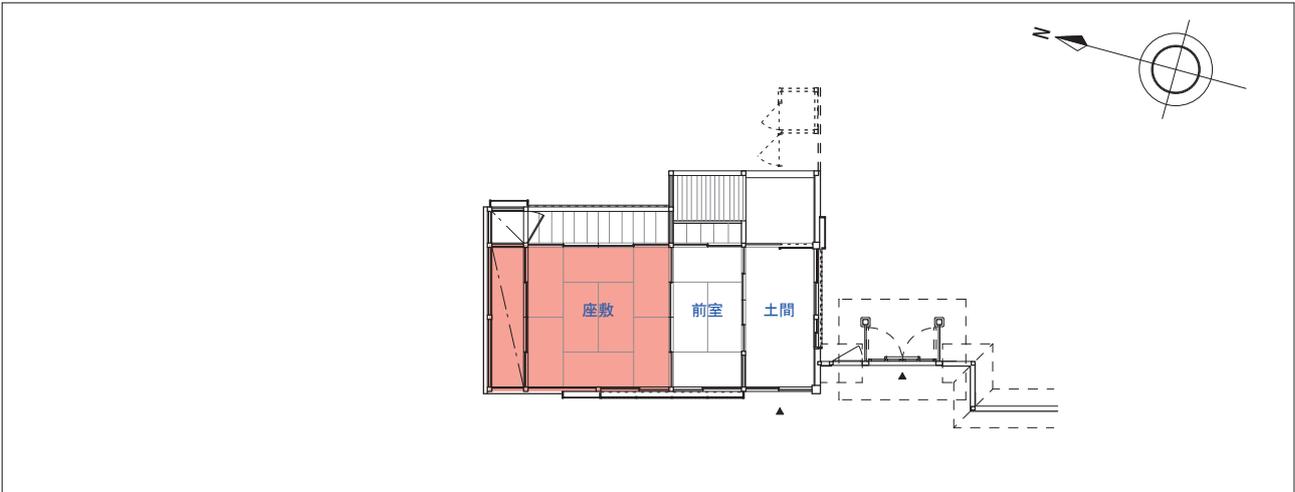
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 前室	床面	3	畳敷 (欠損)	※荒床、床組 [基準 2]
	壁面	2	土壁	
保存部分	天井	2	棹縁天井	
	建具	3	硝子窓	
		3	建具 (欠損)	
	照明	4	ペンダント型電灯	
	主要部材	1	柱、差鴨居、敷鴨居、束等	※西面：後補鴨居・敷居 [基準 3]
	その他	1	押入 (床：板張、壁面：土壁 [基準 2]、板壁 [基準 3]、天井：板天井)	
4		仮設支持材		

部位設定写真



部分設定図

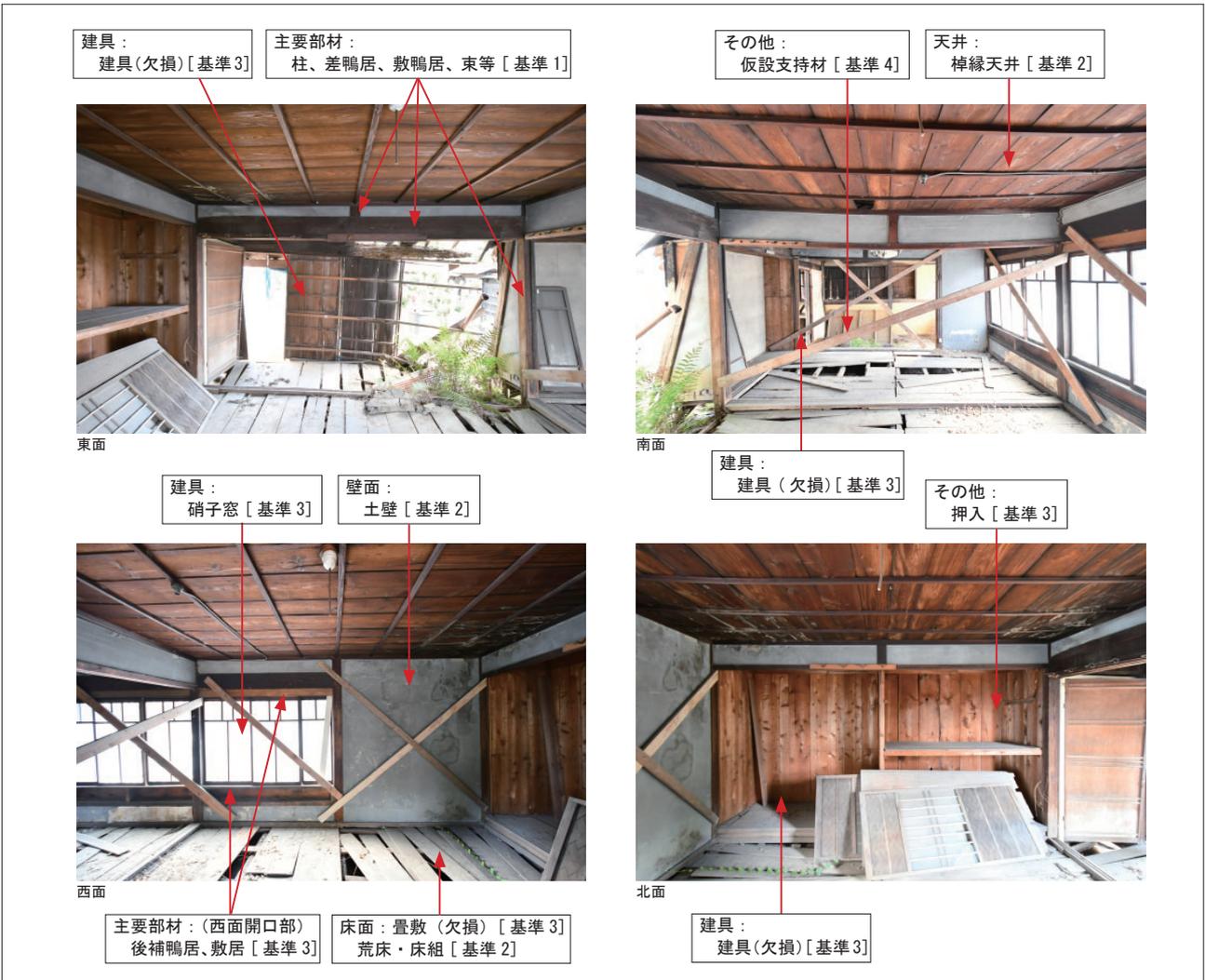


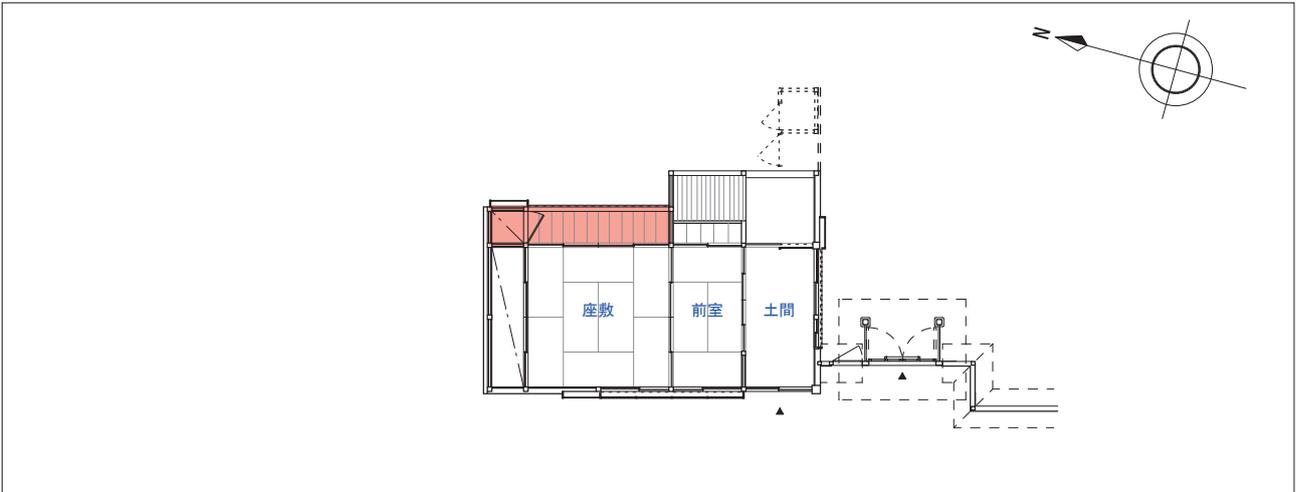
部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 座敷	床面	3	畳敷 (欠損)	※荒床・床組 [基準 2]
	壁面	2	土壁	
保存部分	天井	2	棹縁天井	
	建具・開口部	3	硝子窓	
		3	建具 (欠損)	
	照明		器具なし	
	主要部材	1	柱、差鴨居、敷鴨居、束等	※後補敷居・鴨居 [基準 3]
	その他	3	押入 (床: 板張、壁面: 板張、天井: 棹縁天井、中段)	
4		仮設支持材		

部位設定写真



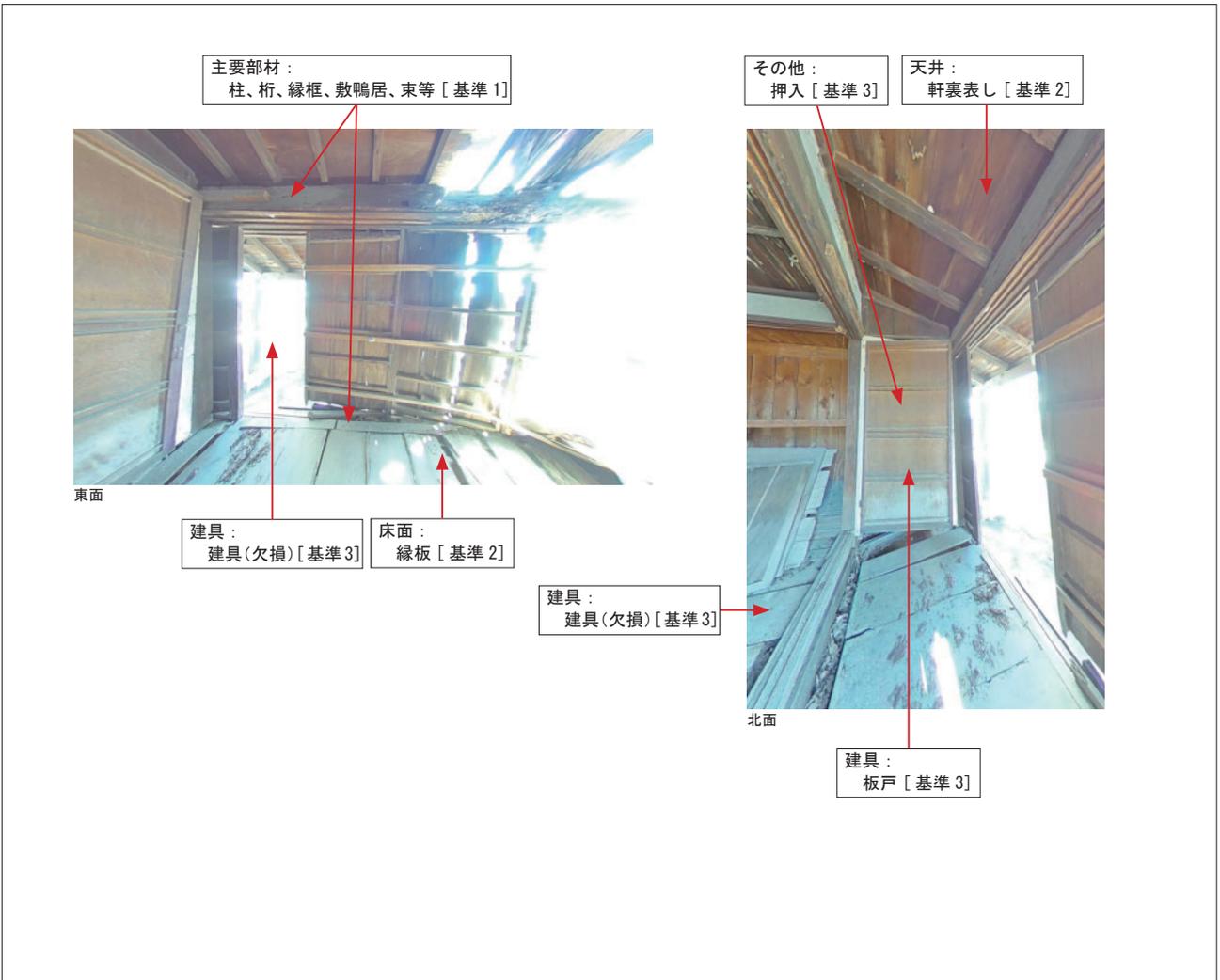


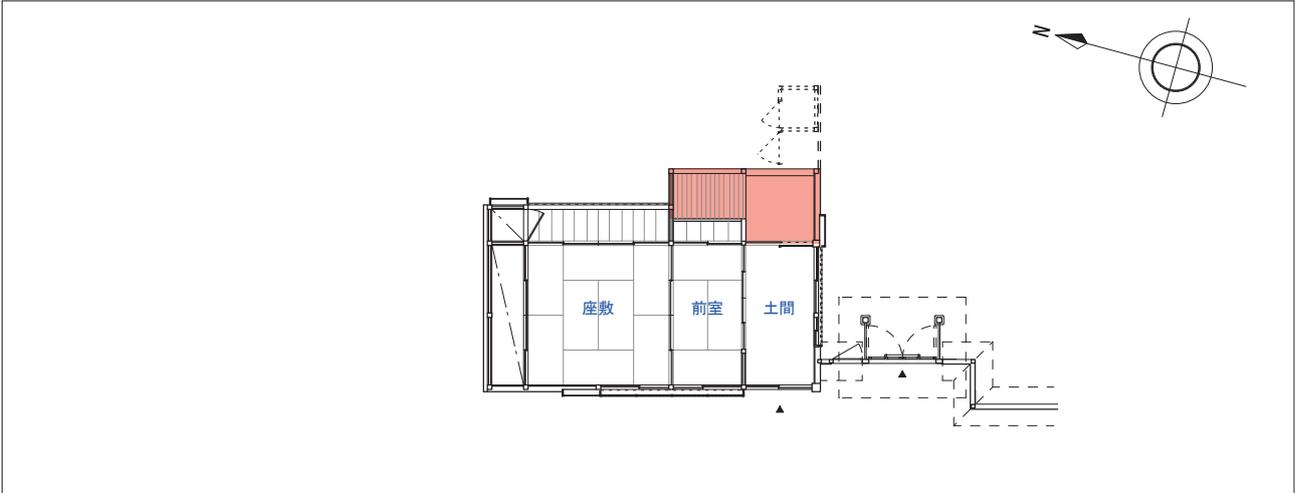
部位設定表

※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋 縁	床面	2	板張	※現状崩落
保存部分	壁面	2	土壁	
	天井	2	軒裏表し (野地板・垂木)	
	建具	3	板戸	
		3	建具 (欠損)	
	照明			
主要部材	1	柱、差鴨居、敷鴨居、桁、束等	※現状崩落	
その他	3	物入 (床: 板張、壁面: 板張、天井: 棹縁天井)		

部位設定写真





部位設定表

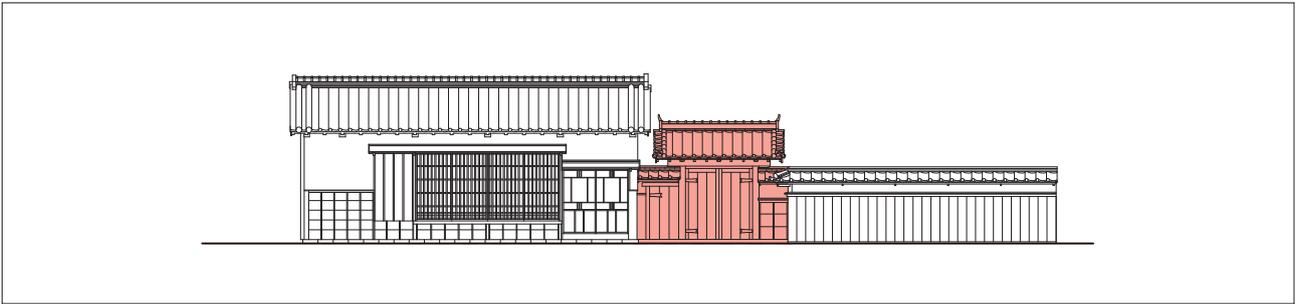
※目視で見える主要化粧材についてまとめたものである

部分	部位	基準	現状・適用	備考
長屋（東側）	床面		※崩落により設定不能	
	壁面			
保存部分	天井			
	建具			
	照明			
	主要部材			
	その他			

部位設定写真



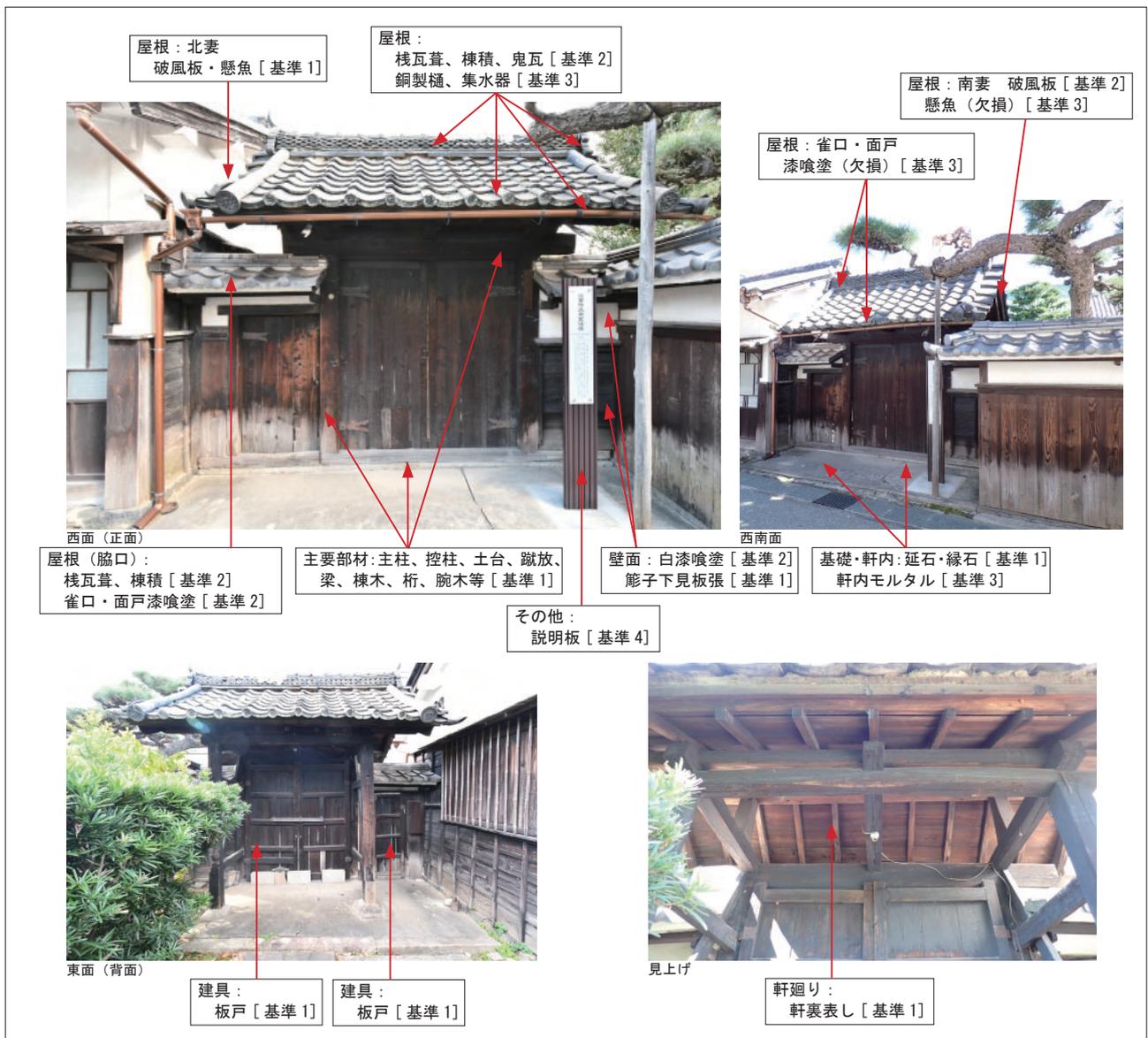
部分設定図

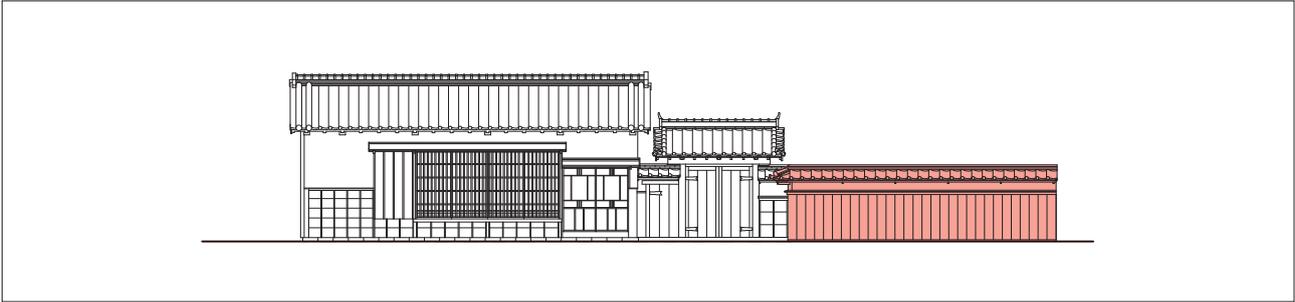


部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
保存部分	門屋根	2	棧瓦葺(軒:巴唐草)、棟積、鬼瓦	
		3	銅製樋、集水器、雀口・面戸:漆喰塗(欠損)	
		1	破風板・懸魚	南妻面:破風板[基準2]、懸魚(欠損)[基準3]
	脇屋根	2	棧瓦葺(軒:万十)、棟積、雀口・面戸:漆喰塗	
	軒廻り	2	軒裏表し(野地板・垂木)、堀:軒裏表し(野地板)	
	壁面	2	脇小壁:漆喰塗	
		1	腰:籠子下見板張	
	建具	1	門:板戸、脇口:板戸	板[基準2]、飾金物[基準3]
		1	延石、礎石、縁石	
	基礎・軒内	3	軒内モルタル	
		1	主柱、控柱、土台、蹴放、梁、棟木、桁、腕木等	
	主要部材	1	主柱、控柱、土台、蹴放、梁、棟木、桁、腕木等	
	その他	4	説明板	

部位設定写真





部位設定表

部分	部位	基準	現状・適用	備考
門塀	屋根	2	棧瓦葺(軒: 万十)、棟積	
		2	雀口・面戸: 漆喰塗	
保全部分	軒廻り	2	軒裏表し(野地板)	
	壁面	2	小壁: 漆喰塗	
2		西面腰: 無双板張、東面腰: 簷子下見板張		
基礎・軒内	1	延石		
	3	モルタル塗		
主要部材	1	柱、控柱(石柱)、土台、棟木、出桁、腕木等		
その他				

部位設定写真

